

平成19年度 第6回三重県公共事業評価審査委員会議事録

1 日 時 平成19年11月15日(木) 9時58分～18時58分

2 場 所 三重県建設技術センター鳥居支所 2階会議室

3 出席者

(1) 委 員

浦山益郎委員長、葛葉泰久副委員長、大森尚子委員、芝崎裕也委員、  
鈴木宏委員、南部美智代委員、野口あゆみ委員、宮岡邦任委員

(2) 事務局

県土整備部

公共事業総合政策分野総括室長

港湾・海岸室長

都市政策室長

河川・砂防室長

住宅室長 他

農水商工部

農業基盤室長

農山漁村室長

水産基盤室長 他

環境森林部

森林保全室長 他

企業庁

水道事業室長 他

志摩建設事務所

事業推進室長 他

伊賀建設事務所

事業推進室長 他

尾鷲建設事務所

事業推進室長 他

4 議事内容

(1) 三重県公共事業再評価委員会開会

(事業評価グループ副室長)

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から、平成19年度第6回三重県公共事業評価審査委員会を開催いたします。本日の司会を務めます三重県公共事業評価

審査委員会の事務局を担当しております、県土整備部公共事業運営室の福岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座って進めさせていただきます。

本審査委員会につきましては、原則公開ということで開催させていただいております。本日は、傍聴を希望される方がいらっしゃいますので、ここで入場していただきたいと思いますが、委員長よろしいでしょうか。

(委員長)

皆さん、よろしいでしょうか。はい。お願いします。

(事業評価グループ副室長)

それでは、お入りいただきください。

(傍聴者 入室)

(事業評価グループ副室長)

本日は、10名の委員中8名の委員にご出席いただきましたので、三重県公共事業評価審査委員会条例第6条第2項に基づき、本委員会が成立することをご報告いたします。

それでは、最初にお手元の委員会資料のご確認をお願いしたいと思います。資料は、15資料をご用意しております、赤いインデックスで1番から15番まで付けており、そのうち資料7には青いインデックスで、5、7の2冊を、資料9には青いインデックスで、502、504、505、507、508の5冊を、資料10には青いインデックスで11、501、503、506の4枚を添付いたしております。お揃いでしょうか。

それでは、議事次第2番目の委員会の所掌事務と議事進行について、事務局から説明させていただきます。

(公共事業運営室)

おはようございます。事務局を担当しています県土整備部公共事業運営室の井上です。私の方から、委員会の所掌事務及び議事進行について説明させていただきます。なお、報道関係ならびに傍聴者の皆様におかれましては、受付でお渡ししました「平成19年度第6回三重県公共事業評価審査委員会について」という資料をご参照いただき、委員会資料で内容のご確認をお願いいたします。

まず、資料15の三重県公共事業評価審査委員会条例をご覧ください。条例の第2条で委員会の所掌事務を規定しております。この中で、公共事業の再評価に係る調査審議につきましては第1項第1号が、また、事後評価の調査審議につきましては第2号が該当いたします。第3号につきましては再評価と事後評価に関する評価について、特に調査審議をお願いするときに該当する規定でございまして、現在のところ第3号関連でご審査をお願いする案件はございません。

本日は、条例第1項第1号に基づきまして、2件の再評価の調査審議をお願いいたします。なお、第2号に基づく事後評価につきましては、再評価の審議終了後に説明いたしたいと思います。

事業主体は資料 11、三重県公共事業再評価実施要綱に基づき、5つの視点で自ら再評価を行っております。委員の皆様はお手元にご用意いたしております「再評価審議メモ」をご活用の上、事業主体の評価内容及び評価結果についてご審査いただきたいと思います。

次に、審査の進め方でございますが、これまで同様、資料7の説明資料と正面スクリーンを用いまして事業主体が説明いたしますので、委員の皆様には説明が終わりましたらご質問いただきたいと思います。なお、恐縮でございますが、答申につきましては、できるだけ本日中にいただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員会の所掌事務と議事進行については、以上でございます。

(事業評価グループ副室長)

委員長、所掌事務と議事進行についてご説明いたしましたが、ここまでで何かご質問等はございませんでしょうか。

(委員長)

皆さん、今の所掌事務及び議事進行について、何かご質問ありますでしょうか。ないようですので、進めてください。

(事業評価グループ副室長)

それでは、議事次第の3番目ですが、本日ご審査願います事業を事務局から説明いたします。

(公共事業運営室)

本日ご審査をお願いします事業は、赤いインデックス資料4の審査対象事業一覧表の審査箇所欄に印が付してございます5番、7番の2事業でございます。説明の順番につきましては、インデックスの番号順のとおり、5番海岸事業の説明を行い、続いて7番都市公園事業の説明をします。なお、7番都市公園事業につきましては、第4回委員会におきまして再審議となりました事業でございます。また、委員の皆様からの質疑応答につきましては、各説明の後に質疑応答の時間を設けますので、その都度お願いいたしたいと思います。なお、これらの再評価の概要を赤いインデックス資料5の再評価箇所一覧表に記載いたしましたので、ご審査の際にご覧いただきたいと思います。以上でございます。

(事業評価グループ副室長)

委員長、ただ今の説明について、何かご質問等はございませんでしょうか。

(委員長)

ただ今の説明で何かご質問ありますか。ないようですので、進めてください。

(事業評価グループ副室長)

では、お願いいたします。

(委員長)

それでは、今ご説明のありました5番海岸事業から入りたいと思います。なお、本日の委員会の終了時間は6時ぐらいまでかかりそうですので、説明者の方は簡潔明瞭にお願いいたしたいと思います。それでは、よろしくお願いします。

#### 5番 海岸事業 鳥羽港海岸 鳥羽市

(志摩建設事務所事業推進室長)

志摩建設事務所事業推進室の東と申します。よろしくお願いします。それでは、私どもが行いました海岸事業5番鳥羽港海岸高潮対策事業の再評価結果についてご説明させていただきます。よろしくお願いします。

それでは、初めに事業の目的及び内容について説明させていただきます。スライドをご覧ください。鳥羽港海岸は、伊勢湾の入口、志摩半島の北部に位置しています。別の図面で説明しますと、スライドにありますように、御木本真珠島の西側付近に岩崎地区、それよりやや南側が中之郷地区となりまして、管理上は地区が分かれています、隣同士一連の海岸となっています。

鳥羽港海岸は、風光明媚な景観に恵まれ、リアス式海岸と相まって天然の良港を形成しております。鳥羽港は、鳥羽市の陸の玄関口である近鉄鳥羽駅、海の玄関口である佐田浜地区、また海岸背後には国道42号、近鉄志摩線といった主要な交通機関が通っております。また、真珠島、鳥羽水族館へは多くの観光客が訪れ、そのほとんどが海岸線に沿って移動しております。また、市営定期船乗り場もあり、海の玄関口としての機能を有しています。背後には、海と山に挟まれた限られた平地に人家や商店街が密集しており、この地区で生活されている方々にとって、護岸はまさに生命線となっています。しかし、既設護岸は老朽化が進んでおり、天端高も不足しているため、一刻も早い施設整備が望まれているところです。整備済みの区間は、スライドの左にありますような老朽化状況でありました。右にありますように、護岸改良を行いました。現在整備中の区間につきましても、スライドにありますように、既設護岸にクラックが多数見られ、老朽化が進行している状況でございます。このように、老朽化した護岸の改良を行うことにより、波浪や高潮等の災害から護岸背後の生命と財産を守ることを目的としています。

続きまして、再評価を行った理由です。この事業は、平成14年度に岩崎地区再評価を実施後一定期間が経過して、現在も継続中ですので、三重県公共事業再評価実施要綱第1条に基づき再評価を行いました。なお、平成16年度に監督官庁であります国交省の規定が変更となりまして、今まで地区単位で実施しておりました再評価を海岸単位で実施するよう指導がありました。今回、岩崎地区、中之郷地区2地区をまとめて、鳥羽港海岸として再評価を行いました。

続きまして、鳥羽港海岸高潮対策事業の事業計画を説明いたします。まず、岩崎地区については、現在、護岸改良工事と陸閘の改良工事を実施しております。護岸改良については、全体延長628mのうち315.7m、陸閘改良については、全体計画6基のうち2基を本年中に完了する予定となっております。なお、黒色が平成19年度までの整備区間で、赤色が平成20年度以降の整備区間を予定しております。また、中之郷地区につきましても、

陸閘改良4基を平成18年度に完了しました。

続きまして、護岸改良の一般的な設計フローについて説明させていただきます。鳥羽港海岸のような老朽化した既設護岸の老朽化対策については、まず既設施設の問題点の把握から始めます。ここで老朽化の程度、耐震性の有無などを、現地調査や地質調査により把握します。次に、対策工法として、既設施設が利用可能であるか判定します。現在、整備中の区間については、既存の護岸が利用可能という判定結果でしたので、既存護岸を有効利用した工法を採用しています。このように、水深や土質、背後の利用状況等を総合的に判断して、各区間で最も経済的になるような工法を採用しております。

ここで、前回の委員会で説明しました陸閘の動力化についての補足説明をさせていただきます。動力化された陸閘は、ボタンを操作することで閉鎖が始まります。基本的にはボタンを操作される方が、逃げ遅れた方がいないか確認しますが、万が一逃げ遅れた方が閉鎖中の扉に挟まれた場合、スライドの下の写真にあります挟み込み防止装置が反応しまして、一旦扉は停止します。その後、再起動しまして、再び閉鎖動作が始まり、最終的には完全に閉鎖します。完全に閉鎖された後、逃げ遅れた方が護岸背後に逃げることができるよう、スライドの左にありますような避難はしごを設置しておりますし、作動中周囲に警戒を呼びかける警告ランプやスピーカーも備えております。また、陸閘の開閉作業に関しては、市と委託契約を行っており、日常的な点検、訓練を兼ねた試運転を行っていただいております。三重県としましても、毎年詳細な点検を実施しております。

続きまして、事業進捗について説明します。鳥羽港海岸全体では、事業費約26億円となっており、このうち施工済み額が約14億円で、全体進捗率は55%となっています。なお、概要説明時と比べ残事業費が変わっておりまして、これは記載ミスでございました。大変申しわけございません。岩崎地区の護岸改良については、この後説明いたしますコスト縮減により事業費が減少しています。また、平成18年度より三重県にて重点的に取り組んでおります陸閘の動力化を岩崎地区、中之郷地区で実施した結果、鳥羽港海岸全体としての事業費は増加しております。

今後の見込みですが、昨今の東南海・南海地震の発生が危惧され、津波による甚大な被害が想定される中、平成18年度、平成19年度は「県民しあわせプラン」の重点プログラムの取組により、陸閘の重点投資を行いました。その結果、前回の再評価におきまして、平成23年度完成目標としておりました岩崎地区については、平成25年度の完成目標に事業を推進してまいります。

次に、社会情勢の変化及び地元の意向という観点について説明します。各地区とも防護区域は依然として人家が密集しており、地形や利用形態に変化はありません。しかしながら、近年地球温暖化の影響により台風が大型化してきており、平成16年10月高知県の菜生海岸においては、台風23号の激しい高波により護岸堤防が倒壊、背後の家屋13戸が被災し、3名の方が亡くなるという惨事に至っております。また、平成14年4月には、県内の18市町村が東海地震の防災対策強化地域に、そして、平成15年12月には、県内全市町村が東南海・南海地震の防災対策推進地域に指定され、巨大地震に対する対応が必要となってきています。このように、社会情勢の大きく変化する中で、地域の危機意識も一層高まっており、老朽化護岸の補強改良、陸閘の改良が以前に比べより必要性を増しております。しかし、現在公共事業を取り巻く状況は非常に厳しいものとなっております。

スライドに示しておりますのは、三重県の港湾局所管の海岸事業の過去 10 年間の実績と、今後 10 年の見込みとなっております。このように、右肩下がりの状況は今後も続くものと予想されておりました。早期に事業の効果を発揮させるためには、効率的な事業費の配分が必要となっております。

続きまして、費用便益分析結果についてご説明申し上げます。まず、費用便益分析を行うにあたりまして、概要説明時点では地区ごとに分析しておりましたが、岩崎地区と中之郷地区は隣接しておりました。防護する必要のある区域も隣接している一連の海岸であることから、鳥羽港海岸全体として分析を行いました。こちらが浸水想定区域における被害額の算出に用いましたメッシュ図です。

算定方法につきましては、先ほどのメッシュ図により浸水想定区域を設定し、浸水による背後地の年平均被害額から B / C を算定しております。この結果、鳥羽港海岸の B / C は 19.98 となりました。なお、前回再評価時の費用対効果分析結果は 26.27 でしたので、6.29 ポイント減少という結果になりました。この原因としまして、平成 16 年に海岸事業の費用便益分析指針が改定され、公共土木施設・公共事業等被害額の算定比率が見直されたことによります。

続きまして、コスト縮減についてご説明します。対策工法の検討で説明しましたとおり、コスト縮減につきましては、できるだけ既存施設を有効に活用することや、各施設の地形条件等により工区を区切り、最も経済的な断面を採用することなど、設計段階で可能な限り工事費の削減に取り組んでいるところです。スライド左の図にありますように、既設護岸に腹付けする工法を採用することで、右の護岸前出し工法に比べ、1 m 当たり約 60 万円のコスト縮減をすることができました。このような工法の比較を地盤条件、背後地の状況などからできるだけ細分化して、各工区で経済的な断面を検討しております。

次に、代替案についてでございますが、当地区のような海岸背後に人家が連担している地区にとっては、海岸における護岸は言わば生命線でございます。地域住民の安心安全の生活確保のために、この地区の護岸以外の工法は考えられず、また現在事業の進捗状況から判断しても、現計画で進めることが妥当と判断しております。

最後に、前回再評価でいただきました答申に対する対応状況についてでございます。前回の評価におきまして、再評価の結果、背後に密集した人家、公共施設等高潮から保全するといった事業の必要性、事業の投資効果が認められることから、継続を了承するという意見をいただいております。本事業では、海岸背後の人命、財産を高潮から保全するため、前回の再評価後も継続して事業を推進しております。整備にあたりましては、早期に効果が発揮できるよう、コスト縮減のところでも説明しましたように、既存施設を可能な限り活用するなど、コスト縮減に努めております。今後も少ない投資で効果が発現できるよう、効率的で安全な施設整備を引き続いて推進してまいりたいと思っております。

これら三重県公共事業再評価実施要綱第 3 条の視点を踏まえ再評価を行いました結果、同要綱第 5 条 1 項に該当すると判断されるため、当事業を継続したいと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。ちょっと確認をさせてください。今回評価する鳥羽港海岸事

業がどういうもので、残事業がどこかというのを少し整理していただきたいのですが。スライドの7枚目、この中之郷地区は陸閘が4基、岩崎地区が赤い所と黒い所、これが鳥羽港海岸事業。それで、残事業が赤い所という理解でよろしいですか。

(志摩建設事務所事業推進室長)

はい、そうです。

(委員長)

それからもう1点。コスト縮減・代替案の可能性という所にある護岸の断面ですが、14ページの上です。既設護岸というのが、先ほどの7枚目のどこを指して、どの部分がこの左側のような整備をされるのかわからないのです。今回私たちが評価するのがどこなのかというのをちょっと理解させてください。

(志摩建設事務所事業推進室長)

この断面で、既設護岸、堤体はここにあります。それを平面で。

(委員長)

先ほどの7枚目の。この黒と赤の部分について、先ほどの矢板を打ち込んで根固めをするという理解でいいですか。

(志摩建設事務所事業推進室長)

前出し部分がここになりまして、このコーナーから佐田浜の方へ向かって、赤の終わりの部分が、既設護岸を利用した断面になっております。

(委員長)

この赤い部分と黒い部分。ここが先ほどの矢板を打ち込んで根固めをした堤防の補強をするという理解でいいのですか。

(志摩建設事務所事業推進室長)

このコーナー、ここから赤のこの区間が既存施設を利用して補強する部分になります。

(委員長)

そうすると、先ほどの14ページの絵は、この部分だけの話ですか。

(志摩建設事務所事業推進室長)

そうです。

(委員長)

これからこの左の方は。

(志摩建設事務所事業推進室長)

この黒の部分は、これは前出し工法で既にやっております。

(委員長)

こっちの赤も。

(志摩建設事務所事業推進室長)

これは今後工事を進めていく所です。

(委員長)

だから、どういう工法でやるのですか。要するに、私たち何を評価したらいいのかがよくわからないのです。

(志摩建設事務所事業推進室長)

こちらは護岸の、今回断面の方は出してはおりませんが、こちらは陸閘の改良と、この護岸の部分の補強をしていくということです。

(委員長)

そうすると、工法がわからないということは、今後予算がアップしたり、減額したりする可能性があるのですか。

(志摩建設事務所事業推進室長)

工法的に基本的には道路に面した部分というのは、背後に矢板を打つというのは非常に難しい部分がございます、こちらも。

(委員長)

確定した内容を説明されているのか、今後変更あり得るという案を説明されているのか、どちらですか。先ほどの 24 億円は、この陸閘 4 基と赤と黒の所なのでしょうけども、今のお話だとこの工法は今後精査するということだと変更がありえる。

(志摩建設事務所事業推進室長)

この区間につきましては既設護岸を利用して、先ほどの断面になります。こちら側は後ろに道路もありまして、なかなか背後に矢板というのも難しい面もありますので、商店街が張り付いておりまして、前出し工法になります。

(委員長)

では、24 億円の範囲でここは改修できるというめで、今回説明されているということですか。

(志摩建設事務所事業推進室長)



はい、そうです。

(委員長)

わかりました。では、質問に入りたいと思います。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

地区としては岩崎地区、ここまでくくっているのですが、ここの部分予定も何もないのですか。終わっているのか、必要ないのかを、ちょっとお聞きしたいのですが。

(志摩建設事務所鳥羽地域プロジェクト推進室)

志摩建設事務所の私、鳥羽地域プロジェクト推進室の竹内と申します。このエリアにつきましては、市民と観光客の交流を目指しまして、鳥羽マリンタウン 21 事業というものが実施されております。この事業につきましては、港湾整備を県がやっております、陸域のまちづくりにつきましては、鳥羽市が受け持って事業を進めておるところでございます。したがって、この区間につきましては、現時点ではまだ事業は行っておりませんが、高潮の区間でございまして、この区間につきましては、マリンタウン 21 事業との整合を図る必要があります。今後海岸整備につきましても、マリンタウンの計画と整合を図る形で計画検討を進めていく予定でございます。

(委員)

そうしたら、これとは別枠に、ここはまた護岸ができるということですね。

(志摩建設事務所鳥羽地域プロジェクト推進室)

基本的には対策は必要ということでございますが、他事業との調整が必要になっているということで、今回の対象になっていないということでございます。

(委員)

そうすると、費用便益分析の浸水メッシュって、こちらの方も重なってきているのですが、こちらの方も含めてもし計算されているとすれば、ここが先できても、こっちから高潮の浸水入ってくるので、当座はそれほどここだけできても効果ないのかなと思うのですが、その辺どういうふうに考えたらいいのでしょうか。と言うのは、こっち北向きに開いているので、ここ固めても高潮はこっちから入ってくるのかなというふうに考えるのが普通かなと思うのですが、こっちの方もメッシュかかっているんですね。費用便益分析の浸水メッシュというのを見ると、このあたりがすごく色濃くなっているのですが、それも含めてこの堤防ができたから、全体の浸水が減るんだよと考える計算の方法って範囲を広くくくっているのか、どういうふうにやってないと部分というのを含めて計算されているのでしょうか。

(志摩建設事務所事業推進室長)

こちらが壊れた場合でも、どうしても高潮というのは入ってくるわけございまして、

つながっており一連の海岸ですので、当然今回この部分でもここは守られているということで判断はして。

（委員）

いや。それは波の入り方からするとおかしくて、多分こっちが海開いていますから、前面になる部分ですよね。だから、考え方ってちょっと変なんじゃないかと素人目に見て思うのですが。それは工学上それよりも強い波が出てくれば、どこか壊れるんでしょうけども、要は、海岸としては1つにつながっているのに、全部1つにくくって考えなくていいなという感じがするのですが、。

（委員長）

佐田浜の既存の護岸がどうなっているのか補足してください。何も無いというふうに委員、思われているのかもしれないので。

（委員）

何も無いわけじゃなくて、実際低い護岸があるのは僕知っているのですが。ここ駐車場になっていて、それで夏に行ったことあるのですが、7月の台風の直後に行ったら、高潮でここは浸かる可能性があるんで、駅の方に車は避難してくださいという看板はあったことはあったので、明らかにその看板を見ると、こっちの方から波が入ってくるのかなというのが、その看板を見ると推測できたので、一番弱い所をやらないでまずこっちで、全体的に浸水が減りますよという評価でいいのかなと思ったので、ちょっと質問をさせていただいたということです。

（志摩建設事務所事業推進室長）

異常潮位の際の高潮は、鳥羽の方時々浸水することがありまして、その場合は扉を閉めたりとか。異常潮位ですので。そういうのを意識して、注意喚起をしていると思います。異常時の台風とか、そういうときの高潮のイメージでは、あれはないんじゃないかなということを考えて。

（委員）

ちょっと高潮は工事の区間によって縦割りであるわけではないので、それをこんな形で事業が違うからって別枠とするというのは、あまり納得いかないのですが。意見です。以上です。

（委員長）

今の質問主旨は2つあって、1つは今おっしゃった他事業との調整がどうなっているのかという話、もう1つは、資料の14ページの上、費用分析の浸水メッシュという絵あります。多分この埋立の事業による護岸整備で、浸水便益があるとか言って評価されていると、ダブルカウントにならないのかという、2つの意味があると思います。ご回答お願いいたします。

(志摩建設事務所事業推進室)

こちらの部分なんです、こちらの部分は先ほどお話ありましたように、鳥羽マリタウンの構想の中で、こちらの方今の時点では計画がそちらの港湾事業でありますので、海岸事業としてはここを高潮対策事業としてするには、現時点ではなっておりませんので、現時点の計画ではこういうような628mの護岸整備という計画になっておりまして、これで守られる範囲としては、こちらの方も浸水しますので、現在のところは便益には浸水の防護便益として、こちらの方も含んでおります。こちらの方が今の時点では高潮対策事業としては、港湾事業がここ整備されれば、そこでその事業の中で浸水の被害も防げますので、その時点で守られているという形になります。ただ、港湾事業をやるときには、港湾事業の便益算定の中では、浸水の便益は高潮対策事業、こちらの方で見えていますので、その事業の中では計上することはありませんので、ダブル計上にはならないと思います。

(委員長)

記憶がちょっと薄れたんですが、4～5年前にそこの埋立の事業がこのテーブルに出てきたと思うんですね。そのときは本当に浸水被害の便益は見込んでなかったのですか。県事業でこの辺まで埋め立てるのですよね。違いましたか。

(志摩建設事務所事業推進室)

前回、5年前にも再評価で同じようにB/Cはじいているのですが、そのときにもこちらの部分も含んだ形で、同様な評価の仕方をしております。

(委員長)

今確認したいのは、本当にここは浸水被害便益は見込んでないですね。今、おっしゃったことが本当に確認できますか。

(事務局長)

事務局からですが、不確定な内容の発言は謹んでもらいたい。それは今、確認できないでしょ。電話で確認できるならしてもいいですが。

(志摩建設事務所事業推進室)

すいません。資料を持ち合わせておりませんもので、後で確認して報告させていただきます。

(委員長)

はい。他事業との調整の話は、委員、それでよろしいですか。

(委員)

はい。

(委員長)

B/Cをはじくときに、ダブルカウントになってないのかというのは、後ほど回答いただくとして、ほかにありますか。はい、どうぞ。

(委員)

私、職場が実はすぐそこなので、とても現状をよく知っております。先ほど、委員がおっしゃったように、確かにその所の時は台風のとくに一番波を受けているなどというのは、私もちょっと気にはなっておりました。駐車場の所も浸水確かに台風のとくとか高潮のとくとか、浸かっているのを現状に見ていますし、駐車場の人たちが大変困っているのは、浸かったときに車の問題だけじゃなくて、あそこは入口の所だけ券売機を出しているのですが、あの重たい機械をあの雨の中、高潮になったときに運んでいるのを見たことがあるんです、浸かってしまって。そういう部分の便益のことは大変気になると思いました。駐車場が止められないだけじゃなくて、そういう労力。券売機が壊れそうになるから、あの重たい機械を運んでいるという現状とかを見ていると、大変ここら辺は早く。ここだけじゃなくて、ここを本当に早くしていかないと、いつまでたっても直らないというか、この解決はしないんじゃないかと思っています。ごめんなさい。それはちょっと意見です。

私がお聞きしたいのは、ここの黒い部分というのはかもめの散歩路ですよ。一昨年ぐらいに出来上がって、大変景観がよくなっておりまして、観光客の方たちもここの道を通ったりとか、住民の人たちも結構、実は昨日も私歩いて通ったばかりなんです、歩きたくない道。今までは歩きたいという気持ちはあまり起らなかったのですが、ちょっと散歩がてら歩いてみたい、天気の良い日は歩いてみたいというような道に確かになっています。

恐らく赤い部分も景観形成のことを考えられたようなものになってくるんだと思うのですが、実は一度県の方からもご相談あったのですが、このかもめの散歩道の所に、とても大変お金かけていただいて、ウッドデッキのような形で、通りたくなる道にはなったのですが、例えばモラルのない人たちによって、車の乗り入れがあるんですね。本当は歩道なので入ってはいけない所なんです、車の乗り入れがあって、誘導ブロックが欠けてしまって、その都度直したりとか、あと聞いているのは、夜も歩きたくないするようにということで、下からの電気をつけている所が、その心ない人が車に乗り入れて電気が壊れたりとか。それも維持費がかかっているということをごらんと聞きました。その維持費のことを考えていくと、ここの部分というのも、また何らかの問題。住民、使う人のモラルによって、維持費がかかってくるんじゃないか。護岸の部分の道路、道路というか、かかる所になると思います。

確か釣りもだめなんですね。ここのゾーンというのは、釣り禁止の看板があるのですが、昨日も通りましたけど、釣り人何人いたかというぐらい釣りしています。これもモラルの問題だと思います。結局、ここもいいものつくってもらっても、そういうモラルのなさから何か壊されたりとか、維持費がかかったりとかということがされてくるのであれば、観光客の人たちも気分が悪くなってしまうこともあるかもしれないので、そこら辺を考えて、このときもやっていたけど、住民参加というのをもっと徹底といたらあれですけど、恐らくこのかもめの散歩道も住民参加でさせて、私もちょっと参加させてもらいま

したけど、どちらかと言うと、このモラルを守っているような人たちが参加しているんですね。もうちょっと釣りをする人であるとか、車を取り入れる人であるとか、ここに例えば遊覧船とか通ってくるところの観光事業者とか、そういう言い分を聞きながら。バトルになるかもしれないですが、そういう参加の仕方をしていかないと、やっぱりつくったけれども、使えなくなってしまうとか、維持費がかかるとか、今もここ住民によって清掃とかされていますけど、その清掃もどれだけ続くようになるかということを見ると、この部分やるときにも、しっかりした住民の意見というものを取り入れていってほしいと思います。そういう方向性みたいなものは考えられていらっしゃるのでしょうか。

(志摩建設事務所事業推進室長)

かもめの散歩道は、平成15年から17年にかけて、延長が260mほど住民参画をお願いして整備したという経緯がございます。ただ、今回の残りの場所につきましては、高潮対策事業という事業でやっております。この事業ではあまり華美なものではないというようなことになっております。そして、鳥羽市と協議しまして、できる限りの範囲で何かできないかというの、今後検討していくという考えは持っております。この高潮対策事業では、かもめの散歩道という、ああいう整備ができないという、事業範囲内のものということになっております。それで、このかもめの散歩道は、どうしても駅を下りてから真珠島とか水族館へ行く動的線上にありまして、整備したという経緯がございます。

(委員長)

ちょっと確認ですが、今このかもめの散歩道は、海岸事業なんですか、それとも市の事業なんですか。

(志摩建設事務所事業推進室長)

これは県の事業でございます。事業名は、鳥羽駅前玄関口快適空間創造プロジェクト事業ということで、まちづくり関係の方の事業で。

(委員長)

この海岸事業とは別の県事業ということですね。

(志摩建設事務所事業推進室長)

はい。そうございました。

(委員長)

連携してやれという趣旨なんですね。

(委員)

そうですね。私はその当時、かもめの散歩道の住民参画に関わっていたときに、恐らく私の記憶が確かならば、今からこの佐田浜に向かってのちょっと行った所の先も、このかもめの散歩道の延長線みたいな形でやる予定ですみたいなことを、そのときは聞いていた

んですね。今ここでぶつ切り切れているけれどもということなのですが、御木本真珠島へ行く道もそうなのですが、言ってみれば、私たちかもめの散歩道というのはかなりバリアフリー化をしていただいた所ではあるんですね。いろいろ取り組んでいただいたりとかして。で、誘導ブロックもあるのですが、私たちは「かもめの散歩道の誘導ブロックのところ辺も、結局佐田浜の方はともかくとして、御木本へ行く道の所でぶつ切り切れているので、ここから先を、せめて御木本の所へ行くまでの誘導ブロックを付けてほしいです」と言わせてもらったのですが、「それは事業が違いますから」と言っていたんですね。それもそうかもしれないですけど、赤と黒の部分が事業が違おうとしても、歩く人たちは知らないわけですよね。誘導ブロックここで切れているとか、雰囲気が変わっているといっても、歩いている観光客とか住民の人たちは、事業が違おうからと言ったところで納得しないと思うので、流れをきちんとつくってもらいたいというのが、私たち観光客に案内したりとかする分に関しはそう思うんですね。

(委員長)

そうすると、かもめの散歩道が。

(委員)

そうですね。そこに陸開みたいなのがあったりもするんですけど、そこからまったく道が違うというか、違う景観になっていて。例えば、誘導ブロックはそこでももちろん切れてしまっていますし、そこからは観光スポットなんですね。御木本真珠島行ったり、鳥羽水族館に行ったりする道路になっているので、ちょうどこの御木本の前ぐらいがプツンと切れていて、こっから先がまた誘導ブロックがあるんですね。ちょうどこの部分だけがなかったりするので、そういう動線が繋がっていないというのは、ちょっと問題かなと思うので、そういうところをやって。

(委員長)

実態は、黒の所まで事業がある程度終わって、赤い所はまだなので、今のご意見は赤いこれからの事業の所についても、同様の取組をするべきではないかという趣旨ですね。

(委員)

そうですね。つなげて下さいということです。

(委員長)

他部局と連携をしっかりとってくださいという趣旨だと思います。この事業の中でやるのか、ほかのでやるのかというのは、事業サイドで役割があると思いますので。こういう大掛かりなことをやるのがいいタイミングになるでしょうから、事業調節。そういう趣旨でよろしいですね。する方向かどうかという回答が欲しいですが。

(志摩建設事務所事業推進室長)

検討課題として今後検討させていただきます。

(委員)

地元にいるのでわかりますので。

(委員長)

ほかありますでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

先ほどから出ています費用便益分析の浸水メッシュの図を見ても、図を変えていただく必要はないのですが、右端の対象外の所のここが随分浸水計算から見るとたくさん浸水するようにはなっていますが、先ほどからのご説明を総合的に考えたら、ここは事業が違うからということが主なのか。要は、資産価値から考えて、真裏のここ何があるのか私はよく知らないですが、住宅地なり人がたくさん住んでいるとか、そういう資産価値から考えても、ここを守るのが一番大事だというふうなことなんでしょうかというのが、まず1つ目です。まず、そこでお答えいただけますか。

(志摩建設事務所事業推進室長)

この浸水メッシュの方ですが、佐田浜の方が色が濃くなっている部分。ここは色は水深で表しているということで、色の濃い所は浸水深さが深いというような意味で色を付けております。対象人家が多いというわけでもない。

(委員)

ですから、ここ色濃いですよね。色濃いということは危ないですね。危ないということは、すぐに本来ならば、先ほど委員からも出ているように、ここの対策すぐしないといけないというものもあるんだけど、まずここをされるのは、ここを守る必要性が非常に高いからここを守られるんでしょうかというのが、1つの質問です。それであれば、非常に納得のできる理由かなと、私は思うのですが。もともと限られた予算であれば、資産価値の高い所から守るというのは、当たり前なことだと思うので。

(志摩建設事務所事業推進室長)

人家は、この付近から奥が鳥羽市の住宅街になっておりまして、非常にここの背後に住宅が多いということで、ここを先やっておるのが現状です。あと、こちらは駐車場とか観光施設が多いという状況に現地はなっております。

(委員)

わかりました。私の考えていたのと大差ない答えだと思うので、それでいいと思います。それから、私ちょっと津波のハザードマップとかあまり覚えてないのですが、ここ内湾側なので、こちらあたりはそもそも想定する津波の被害はそんなに高いものではないというような所でしょうか。要するに、高潮だけ考えておけば、この範囲内である程度来る津波も抑えられるというような地域でしたでしょうか。

(志摩建設事務所事業推進室長)

ここで想定される津波の高さ、最大津波高は2 m49cm ということで、2 m50cm ぐらいということで、そのときに満潮時にその津波が来たとしますと、4 m53cm ぐらいになります。それで、護岸堤防高は4 m70cm ですので、約 15~16cm 護岸の方が高いという状況になっております。

(委員)

はい、わかりました。それから、これは事務局にお願いしたいのですが、ほかの事業のプレゼンでもそうなのですが、パワーポイントに番号を付けておいていただくと、付けていらっしゃる部局もあるのですが、それ付けていただくと何枚目とすぐ言えるので、それをお願いいたします。

(委員長)

ほかにありますでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

コストの話ですが、400 万円/mという金額にかなり衝撃を受けているのですが、護岸工事の単価ってこのぐらいかかっているものなんでしょうか。

(志摩建設事務所事業推進室長)

海の工事は非常に高くてつまして、作業船を使うというのがありまして、非常に陸上工事より割高になっているというのが現状でございます。

(委員)

県内で護岸工事する場合、だいたい 300 万~400 万円/m前後というのが標準的な金額ですか。

(志摩建設事務所事業推進室長)

だいたいそれぐらいということで聞いております。

(委員)

それと、多少コスト縮減ということで、矢板を打ち込む方法を書いていただいておりますが、60 万円/mもこれで下がるのがよくわからないのですが、土の出し入れが少ないからということで減額ができるというふうな考え方でよろしいでしょうか。前出しの方法は、だいた土を入れますよね。それでお金がかかるのかなと。結局いじる面積自体は、割合左の矢板を打つケースでも随分仕事をするエリアは広いようにこれだと見えますので、どうして60万円/m、これで減額になるのかよくわからないのですが、土の出し入れが随分違いますか。



(志摩建設事務所事業推進室長)

そうですね。前出しの部分は海の作業船の工事が多くて、矢板の打設とか、前のコンクリートを張るのは陸上からできるという利点があるわけですし、その辺で削減になっているということでございます。

(委員)

最初の写真でクラックの写真がありましたよね。パワーポイントで資料8ページの上の絵です。これ結構すごいクラックが入っていて、剪断クラックじゃないかと思うのですが、コンクリートにこういうクラックが入るといのは。そうだとすると、外力というよりも地盤の方の問題でクラックが入っているんじゃないかなというふうに思うのですが。そうだとすると、海岸ですし、そういった外力でこのクラックが入っているとすると、先ほどおっしゃったような増し打ちをしたり、前出しをして道路みたいなものを増やして護岸をするというやり方では、あまり根本的な解決にはなっていないように思うのですが、それはそういう方法しか仕方がないのでしょうか。護岸の工事ってよくわからないので、その辺を教えてください。

(志摩建設事務所事業推進室長)

確かに鳥羽港の場合、あまり地質はよくないのが現状なんですけど、この部分は以前ブラジル丸がついておまして、長いことここに付けられておったということで、修繕的なものもしてなかった部分があったわけです。ブラジル丸がついておったことによって、ちょっと工事ができなかったということもあったようなんです、修繕工事も。そんなことでちょっと傷みがひどいというのを聞いております。

(委員長)

質問は修繕とかじゃなくて、地盤の問題じゃないかと言われているのですが。

(志摩建設事務所事業推進室長)

はい。それで、もちろん先ほどの地盤が悪いという話の中で、予め沈下量とかを算定しまして、それが護岸本体の設計に反映されるように考えております。もちろん前の腹付けするコンクリート工法、そういうものも沈下量の算定を行った上で、そういう工法を算定しているということでございます。

(委員長)

工法が変わるのですか。

(志摩建設事務所事業推進室長)

この場合は、既設護岸を利用していきます。

(委員長)

張り付けというのは、沖出しをする。

(志摩建設事務所事業推進室長)

沖出しじゃなしに、この護岸の前にコンクリートを張るわけです。

(委員長)

パッチを当てるような方法ですか。

(志摩建設事務所事業推進室長)

はい。張ると言ってもかなり厚いものですが。

(委員)

地盤が原因の不具合を生じているということであれば、張り付けにすると、結局自重が2倍ぐらいになるので、逆に自沈していかないかなって思うのですが、そういう問題ではないですか、護岸の場合は。結局、地盤改良というか、地盤の部分でどうやって支えるかという話の方を何らかの手を打って、上を高潮を予防するという形の造作物をつくらないと、結局割れました、また足しましたということを繰り返していても、あまり根本的な解決にはならないような印象を受けるのですが、海岸のことでありますし、もちろん船からの作業も増えるような場所でもありますので、工法としてはそういうやり方を取らざるを得ないのですかという質問です。

(志摩建設事務所事業推進室長)

既設護岸を有効利用してできないかという検討をしまして、それが利用できるという結果となったと。安定計算上、安定だという結果が出ております。ただ、多少沈下も見込んで設計になっているという現状でございます。

(委員)

どういうふうに見込むのですか。

(志摩建設事務所事業推進室長)

土質によって沈下量を推定するわけです。ボーリング調査をしまして、地質を調べまして、それにこの場合は腹付けコンクリートを前にコンクリート張って、後ろで矢板を止めて、少し前に捨石を置いて、つま先の方の重みを押さえるということです。そのような格好で安定計算をしてOKだと。沈下量は土質によって沈下量を求めて、許される沈下量であるということで、この工法を採用しています。

(委員)

こって砂じゃないのですか。岩はわりと近くにあるのですか。

(志摩建設事務所事業推進室長)

ここはシルトですね。

(委員)

シルトですか。多少自沈層ありますよね。砂だとあまり沈みませんが、シルトだと自沈はしますよね。

(志摩建設事務所事業推進室長)

そうですね。

(委員)

そうですね。何が聞きたいかと言うと、こういうクラックが入っている状況の構築物があって、これは最初につくったときに想定していたよりも、地盤の方のトラブルがあったからこういうクラックが入ったんじゃないかなというふうに・・・(テープ交換)・・・この場所の状況から言って、なかなか困難を伴うので、事前の策として、例えば前出しをしていますという話に結果的に決定されたのか、それともあまりそういうことは議論の中に出ないで、矢板と前出しの方法は、工事金額から出てきた話なのかというあたりをお聞きしたいです。

(志摩建設事務所事業推進室長)

構造上いくつか断面を設定しまして、安定計算をかけて、安定する中で一番安い工法をとっていくと。そのような方法をとっております。

(委員長)

そのいくつかという方法を教えてください。検討の経緯がどのようになっている、この提案が妥当かどうかを判断したいということだと思っているので、結論だけでなく比較した工法を説明してください。

(志摩建設事務所鳥羽地域プロジェクト推進室)

まず、今の説明で、沈下については 35 年ぐらい前にできた構造物でして、それで一定の期間を経ているということで沈下が起こって、今みたいな状態になっているというのがあります。それで、それ以降の沈下量というのは、設計の段階ではそれを考慮した上でという意味での沈下を考慮という意味で、残りの沈下量を加味した上で、前へ張り付ける工法が可能かどうかを吟味しているということです。その張り付ける工法と前へ出して、先ほどの絵にあったような重力式といいますか、ブロックを積み上げるような形の工法でありますとか、あとは地盤について大きな意味での円形滑りが起きるといけませんので、それを抑える意味で地盤の改良。要するに、サンドコンパクションと言いますか、砂杭を打って改良するとか、セメントを入れて滑らないようにしてやるとか、そういう工法も比較の中に入れて、地盤系と上物と言いますか、護岸の格好につきましては先ほどの前出ししか張り付けるかと。張り付ける場合には、後ろに矢板を入れることで、全体の円弧を止める形で後ろに矢板を入れて張り付ける工法と、前へ前出ししますと全体の円形滑りに対します抵抗荷重になりますので、それとの比較という形です。

それと、地質についてですが、シルトと言いますか、柔らかいと言われている層につきましても、概ね砂とシルトが半分ずつということでございます。シルト半分、砂系半分という、そういう地層が下にございます。ボーリング結果では、自沈するほどのN値0という地層ではございませんでして、砂が50%ございますので、N値は0という状況ではないということでございます。それから、繰り返しになりますが、工法としましては、前へブロックを置いてやる工法と張り付ける工法と、大きく2つの工法での比較を行いました。

(委員)

図にはないですけど、下にサンドコンパクションしているのですか。

(志摩建設事務所鳥羽地域プロジェクト推進室)

する場合としない場合とという意味での比較をまずしまして、やっぱりコンパクションは工費もかさみますので、やはりそれはちょっと適用外というか、それは外しました。

(委員)

考え方としては、すごく極端なことを言うと、護岸って長いですね。それがシルトの上にそっと置いてあるという、そういう考え方ということですか。

(志摩建設事務所鳥羽地域プロジェクト推進室)

そうです。概念的にはそういう部分でいいと思います。ただ、これも地盤の反力ということで、捨石を入れた場合には、ある程度荷重も分散しますので、その辺で沈下量であったり、支持力という言い方しますと、支持力については捨石も含めた小規模な法下げの円形滑りをチェックするという、港湾の技術上の指針の中ではそういうチェックの仕方があるのですが、そういうもので調べますと、思っておられるほど軟弱という、ズブズブと石を置いたらそのまま潜ってしまって、どんどん潜り込んでしまおうとか、そういう地層ではないという状況ですので、そういう地盤の上ですので、捨石を置いて上に物を置いても耐えるというのは、計算で確認しております。

(委員)

先ほどここはちょっと湾内なので、基本的に高潮なんだと。地震の津波ということよりも、基本的には高潮に応じたものをつくっているんだというお答えだったと思いますが、地震が来た場合の想定としては、来ると思うんですね。地震が来たときの想定、当然何らかの被害が出るという想定をしてみえると思うのですが、想定としては、そうするとそういう作り方をしている護岸というのは、砂とシルトと半々ぐらいのものの上に乗っているという状況ですね。そうすると、液状化が起こって少し波打つかなという、そういう感じの想定をしてみえるわけですか。

(志摩建設事務所鳥羽地域プロジェクト推進室)

今回のシルトが半分ぐらい入ってくる状況ですと、液状化についてはチェックをかけておりますが、液状化する地質ではないという判定はさせてもらっています。ですから、液

状況によって護岸自体がまたそれも倒れてしまうということは、それも当然設計の過程ではチェックいたしております、液状化はしないという確認をしての設計になっています。

(委員長)

シルトと砂が半々に混じると、地耐力が出て、液状化もしない、一挙両得になるのですか。

(志摩建設事務所鳥羽地域プロジェクト推進室)

私言いましたのは、まず土質の性状が粒度分布、いわゆる細かい粒子から荒い粒子に向かっていく含有量の大きな数字を示したわけですし、実際はそれで地質に関しましてはいろいろな試験もします。強度試験をしたりもしていますので、その結果も用いて判定をいたしております。ですから、一概に砂半分シルト半分だったら大丈夫とか、大丈夫じゃないとか、そういうものではございません。ちょっと説明不足がございました。申しわけありません。

(委員長)

それと1点。地盤沈下を見込んであるということは、さっき堤防高が4.7とおっしゃいましたけど、堤防高が下がらないのですか。

(志摩建設事務所鳥羽地域プロジェクト推進室)

沈下量0ではないと思っております。やはりそれは最終的には経過を見て嵩上げをすることも必要になってくると思いますが、すぐに、例えば短期間で10cm、20cmとかいうオーダーの話ではございませんので。

(委員長)

そうすると、地盤沈下して堤防高が何らか下がる。その手当というか、地盤高を上げるとするか、盛るんでしょうけど、そういうような費用はこのB/Cの計算のコストの中に入っているのですか。

(志摩建設事務所鳥羽地域プロジェクト推進室)

それは入ってございません。

(委員長)

そうすると、一部コストが入っていないから、B/C高めになっちゃうわけですね。

(志摩建設事務所鳥羽地域プロジェクト推進室)

すいません、説明不足でした。B/Cの中には維持管理費という形で経費計上がございますので、その経費で。

(委員長)

それは一般的なひび割れが入った場合の維持管理費で、このように地盤沈下を見込んであるというのに対応する費用も見込んであるのですか。今回、説明がなかったので、費用とか中身がわからなかったのですが。

では、前半の議論の中であったダブルカウントの確認ですね。例えば午前中の次の案件のあとに説明するというようなことは可能でしょうか。もしそれが可能だったら、そのときに今の件も回答していただいたらいいかと思いますが。もし今日中に、午前中あるいは午後でもいいのですが、回答可能かどうか。

(志摩建設事務所事業推進室長)

帰って県庁の方へ行きまして調べてみまして、可能な限り回答させていただきます。

(委員長)

次の公園事業が予定だと 11 時半の予定。一応そういう予定になっておりますので、昼前にもし回答いただければ、お昼休みに評価書まとめます。もしそれが間に合わなければ、ちょっと積み残しになる可能性があると思いますが。今の費用の話もそのときをお願いします。

(委員)

1つだけ、急いで喋ります。この陸開のことについてちょっと教えてください。自動のボタンの操作というのは違う所をするのですか。ほかの所ですて、そこが動くのですか。そこへ行った人がそこで動かすのですか。

(志摩建設事務所事業推進室長)

そこへ行って動かします。ボタンを押します。

(委員)

これを動かす時間というのは、警告ランプやスピーカーと一緒にすると、みんながずっと動くわけですよ。これを動かすのは、人が動かすんですよ。

(志摩建設事務所事業推進室長)

ボタンを押せば。

(委員)

もちろんボタンを動かせば動くのですが、人がボタンを押すんですよ。そうしたら、例えば地震の気象庁のもうじき地震が来ますというあの発令と同時に人が動くのですか。そうじゃなくて、どこかが動かさなさいという電話が入って、その人がそこへ走って行って動かすのですか。

(志摩建設事務所事業推進室長)

鳥羽市の場合は、消防員が動かすことになっております。

(委員)

消防員はどこにいるのですか。

(志摩建設事務所事業推進室長)

消防署に詰めておる。

(委員)

消防署とここの距離はどれくらい離れているのですか。

(志摩建設事務所事業推進室長)

場所は中之郷とか岩崎にあるので、1 km くらいですね。

(委員)

走っていくのですか。としたら、どれくらいで行くのかということと、それと、地震が来たらこの津波は大したことないと言われたのですが、私はすごくここは大変な所で、鳥羽は大変な所ってずっと聞いて、「あれ、全然話が違うな」と。高潮というのは、海の上から高潮。津波というのは、一遍引いてそれが海底からずっと全部持ち上げてくるんだと聞いているのですが、ぶち当たったときに何mというのは、その上へ倍行くと聞いていたのですが、それぐらいの危機感を持っていたのに、消防署の人が走っていくのか。どこかであれするんじゃないんやな。そこからボタンを押してから閉まるまでのこのスピードというのはどれぐらいなのかというのを教えてください。

(志摩建設事務所事業推進室長)

スピードは、毎分5 mで動きます。

(委員)

これだけ閉まるのにどれだけかかる。これどれだけあるんですか。

(志摩建設事務所事業推進室長)

ここは10mくらいありまして、2分で閉まります。

(委員)

そして、地震が来る津波の速度というのは、どれくらいで来るというような。

(志摩建設事務所事業推進室長)

第1波が30分と言われていました。

(委員)

30分。そう。鳥羽で。

(志摩建設事務所事業推進室長)  
シミュレーションによりますと。

(委員)  
もっと早いと違いますか。

(志摩建設事務所事業推進室長)  
実際はその辺定かではないのですが。

(委員)  
定かではなくては困る。私住民だったら、「いや、ちょっと待ってください」って。消防署の人が「閉めてこい」と言われて走って行って、そこに住んでいたら、「ちょっと待ってください」って思うのですが。せっかく自動化したのであれば、どこかで操作できるようにできたらもっと早いと違うかなと思ったので、聞いてみました。

(志摩建設事務所事業推進室長)  
その遠隔は今後ということで。

(委員)  
今後っていつですか。

(志摩建設事務所事業推進室長)  
まだはっきりはしていませんが、検討課題にはなっております。

(委員)  
でも、明日来るかもわからないし。私はそれぐらいの危機感を持ってやる方が、もちろん向こうから津波は自分たちの都合のいい所から波は来るんじゃないかと、どこからも全部入ってくると思うので、いろいろな方面から人がわかるような説明が欲しいなと思いました。

(委員長)  
よろしいですか。はい。では、この辺で打ち切らせていただきます。どうもご苦労さまでした。あと、対応は事務局、ちょっと確認していただけますか。昼前なのか、午後になるのか。では、ありがとうございました。  
続きまして、都市公園事業に入りたいと思います。

7番 都市公園事業 熊野灘臨海公園 紀北町

(尾鷲建設事務所事業推進室)



それでは、始めさせていただきます。私、尾鷲建設事務所の松本と申します。どうぞよろしくお願いたします。それでは、資料の方は7 - 3ということになりますが、都市公園事業熊野灘臨海公園につきましてご説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。第4回の三重県公共事業評価審査委員会におきまして頂戴いたしました意見書、前のスライドの方でございますが、この意見書に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、1点目ですが、「社会状況の変化を見越した利用者予測について、妥当と判断できる説明が不足していた。したがって、高速道路の整備状況を踏まえた利用者予測結果の提出を求める」といった意見を頂戴しております。それでは、1点目のこのご意見につきまして、利用者予測手法ということになるのですが、ご説明を申し上げます。

まず、道の駅まんぼうの利用形態から、単純に高速道路が整備された後における国道42号、いわゆる下道と言われるものですが、交通量の減少率というものを基準として利用者数を減少させるという手法を1つ考えさせていただきました。交通量の推計は、道路事業の方で使用されております既存の資料をもとに算出いたしました。スライドの左側が紀北町の紀伊長島区付近の平成11年における現況の交通量網図となっております。少し見にくいですが、赤の部分がレク都市公園の片上池でございます道の駅まんぼうということになっております。このまんぼうの横にある、少し見にくいのですが91という数値が1日当たりのこの区間の交通量を示しております、単位は百台となっておりますので、この91が1日当たり9,100台ということになります。対しまして、右側の図でございますが、これが平成42年の交通量推計値となっております。同様に区間交通量が30という数字がございますので、1日当たり3,000台と推計されております。

次に、片上池地区の立地条件とか観光スポットとしての魅力から訪れている、いわゆるこの地を訪れている利用者の分につきましては、高速道路が延伸された後においても減少しないという考え方のもとに立って、この利用者数を推測しております。その高速道路延伸後においても減少しないという考え方に立った1つ目につきましては、この片上池地区は、世界遺産登録された熊野古道の1つであるツツラト峠、荷坂峠を有する地域でございます。まさに古道の観光客の目的地の1つとして利用されてございます。そういったことから、高速道路開通後においても、この分については大幅な減少はしないと考えております。ただし、この点におきまして個人の旅行者数というのは非常に想定が困難であることから、今回はデータが判明しております「荷坂峠・ツツラト峠熊野古道ウォーク」参加者数のみを減少から除外しております。

2つ目でございますが、熊野灘臨海公園の城の浜地区というのがございますが、この城の浜地区への入込客につきましても、高速道路が延伸された後においても、片上池地区との位置関係から、城の浜地区に対する片上池地区のエントランス的な位置、いわゆる片上池地区をエントランス的に利用することについては変わらないものとして、減少の対象から除外させていただきました。

これらを踏まえまして、利用者の算定方法をご説明申し上げます。交通量転換に伴う減少率は、一番上の方ですが、42号の交通量が、9,100台から3,000台に減少するということから、交通量転換に伴う減少率は、この図のとおり67.033%となっております。前回ご説明させていただきましたとおり、将来の入込客数の想定基準というのものは、道の駅まんぼうにおける過去5年間の平均値でございます364,594人としております。この

364,594 人から、先ほどご説明申し上げました減少対象から除外する利用者数である城の浜地区の入込客数 50,383 人と、熊野古道ウォーク参加者数の 23,690 人を差し引いた 290,521 人を減少の対象として、この減少対象に先ほどの減少率の 67.033%を掛けることによって、減少数は 194,744 人となり、その結果、年間の入込客数は 169,850 人となりました。申しわけございませんが、スライドの方、仮称でございますが紀伊長島インターまでの高速道路の開通時期というのは公表はされていないことから、平成 25 年に供用されるものと仮定しまして便益の方を算定しております。

資料につきましては、21 ページの方にあるわけですが、この結果、総便益は 120 億 4,000 万円となりまして、対しまして費用は前回お示ししたとおり 46 億 9,000 万円となっております。その結果、費用便益比につきましては、2.57 という結果が得られております。下の方の参考が、前回第 4 回のときにお示しさせていただきました片上池地区の結果でございます 3.31 となっております。

続きまして、2 点目でございます。このスライドの下の赤の分でございます。「公的健康温泉施設について、利用者の想定および城の浜地区の民間ホテルとの役割分担を踏まえた計画方針」につきましてご説明申し上げます。

城の浜地区につきましては、整備コンセプトである「贅沢な休息」のもと、公共、民間が連携して整備に取り組んでいます。公共のみでは実現困難と思われるハード整備につきましては、民間の開発力をお借りしまして、現在掘削中の温泉という資源を最大限活用して、集客交流をより活性化させてまいりたいと考えております。

この公的健康温泉施設につきまして、民間との役割分担、利用者の想定をどのように考えているのかというご質問でございますが、民間では文字どおり贅沢な休息に値する、主にホテル利用者を対象として癒しと安らぎを提供する施設を整備することが目的となります。温泉を現在ございます大浴場に利用する計画のほか、さらにこれを活用して野菜づくりなどの体験施設を整備するといったことを考えていただいているところでございます。対しまして、県としましては、温泉という資源を活用することにより、少し贅沢で誰でも気楽に楽しむことのできる、公園利用者全体を対象とした施設を計画してまいりたいと考えております。

具体的には、公園内を巡る遊歩道や、既存の運動施設と足湯の組み合わせなど、公園の来園者が気軽に健康づくりに取り組める施設内容を想定しています。現在掘削の進む民間ホテルによる温泉開発というのは、本年度中に完了する見込みでありまして、民間ホテル側の温泉利用計画の詳細や温泉の湧き出し量やイオンなど、民間ホテルからの公園施設への湯水の供給条件が確定するのを待って、施設内容の具体化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

(委員長)

よく理解できなかったので確認です、この役割分担。ホテルは贅沢な温泉利用をして、公共は足湯のような利用と言うことですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

そうですね。気軽に楽しんでいただけるような施設をつくってまいりたいと考えております。

(委員長)

では、ただ今の説明に質問、ご意見ありますでしょうか。前半交通量が約1/3ぐらいに減るだろうという見通しを立てられたんですね。計算のプロセスがよくわからないのですが、費用便益は1/3に何でならないのかなと、単純に思ってしまうのですが。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

便益が今平成25年度に、私ご説明させていただきました、仮称ですが紀伊長島インターの開通が25年と仮にして、その25年から今回便益の方入っているのではなく、もう少し前、いわゆる今回の便益につきましては。

(委員長)

では、平成25年分は従来どおり来て、平成25年以降が1/3。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

そうです。ちょっと雑駁(ざっぱく)な回答になってしまいますが。

(委員長)

わかりました。どうですか。紀伊長島あたりまで延伸すると、交通量は1/3ぐらいになるという見通しを立てられたのですが。

(委員)

私も、前日骨子読ませていただいて、今は1/3になるということですが、もうちょっと詳しい。今の便益の計算方法もそうですし。それで逆に1つの意見として、この間どこかの中央誌か何かに、紀北の人たちが予想される売り上げの減少を予想して、サービスエリアみたいなものを立ち上げるという構想を立ち上げて、国交省の方に持っていったような記事を読んだことがあります。ここ最近の話です。

やはりどうしても今の道の駅おおだいにしてもそうなんですが、通過地点になってしまうという現実が、もうここにあるわけですよ、計画の中に。その対処方法。どういふふうに今後対応されていくのか。ちょっとそこら辺の部分があまり今さっと見ていてちょっと弱いかなという気がしたので、その対処方法。高速がこの赤羽地区の方に流れていくことによって、動線が当然違ってくるわけですから、その対処方法みたいなものをちょっとお聞かせいただければうれしいかなということ。総合的で結構です。ぱくっとで結構です。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

非常に難しいご質問いただいたと思いました。まず、ちょっと余談になるかもわかりませんが、1つ委員の方から道の駅奥伊勢おおだいのお言葉いただきましたので。同じよう

な状況がこの道の駅奥伊勢おおだいにはあったかなと考えております。平成 18 年 3 月ぐらいに大宮大台インターが開通しておりまして、それ以前に勢和多気インターが開通しておるということで、まだ紀伊長島インターは開通しておりませんが、同じような状況があるのかなと。ちょっと地理的状況は違いますけど、インターに挟まれた地区にある道の駅ということで、同じような状況があるのかなということで、ちょっと調べさせてもらったことが 1 つあります。

画面が奥伊勢おおだいと右側の道の駅まんぼうになりますが、奥伊勢おおだいが大宮大台インターと勢和多気インターの間にあるということで、これが 18 年 3 月に大宮大台インターが開通しております。またよく似た形、決して一緒ではないのですが、よく似た状況なのかなということで、奥伊勢おおだいの入込客数を少し調べさせていただきました。この大宮大台インターが開通することによって、道の駅奥伊勢おおだいがどれだけ減ったかというのを調べさせてもらったところ、やはり年間で 14% ぐらい。正確には 3 月から 12 月ということで、10 カ月で減っておりまして、それに 1.2 掛けていますので、あまりぴったりした数字ではないのですが、だいたい 14% ぐらい年間で減っているのかなという推測をしております。

そういったことから、今、私交通量が 1 / 3 になりますというご説明をさせていただいたんですが、本当に 1 / 3 になるかというのは、私どもも推測ですのわかりませんが、同じような状況の奥伊勢おおだいの場合はやっぱり 14% ぐらいが減っているという状況にはなっております。ちょっとこれ余談ですが、先ほど大台のお話をいただきましたので、ちょっと説明させていただきます。

それと、30% 減るにしろ、15% 減るにしろ、今後どのようにした対処をしていくのかというご質問だと思います。やっぱりこれは県だけでできることではないと、私ども考えております。実際、現在も道の駅まんぼうでも地域のいろいろな特産物を売っていただいたり、今ですとみかんとかいろいろなものを売っていただいたりするような取組とか、ちょっと関係はないかわかりませんが、熊野古道と連携したような取組をやっていただいているとかいうふうなことで、非常に町なり、特に地元なり、商工会なり、やっぱり一生懸命にやっていただいていると私どもも思っています。

それで、どのように県が関わっていくかということになるのですが、県が前面に出てということはなかなか難しい。私ども県土整備分野というものもあるのですが、なかなか難しいところもございまして、やっぱり今後、町なり商工会なり地元の方なり地区の方なり、特に片上池地区はかなり私どもの公園整備に関しては非常に熱心にご協力いただいている方もございまして。それは前回ご説明させていただいた維持管理もやらせてくれといったような方が見えるように、非常に熱心に協力いただいている方も見えますので、そういった方たちと非常に通り一遍の回答になってしまいますが、連携なり非常に協議をしながら取り組んでいく必要があると考えておりますが、じゃあ今具体的にどのような取組をやっていけばいいのかということについては、ちょっとご回答させていただくものを持ち合わせておりませんで、申しわけないのですが、そういったことになるのかなと考えております。

(委員)

ちょっと聞きたいのですが、この場所というのは、まんぼうの所のもうちょっと津寄

りの道を、こっちから行ったら左向いて回ってどんどん山の中へ入っていったあそこにある地区ですか。これってどこですか。まんぼうのことを言っているの、片上池。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

そうです。42号を松阪方面から行きますと、旧紀勢町とか大内山村を通りますと、荷坂峠という峠がありまして、その荷坂峠を下りると長島という所がございます。その左側に道の駅まんぼうがあります。その裏に大きな池がございます、それが片上池という池なんです、そのまんぼうも片上池地区の中の1つなんです、その片上池地区というのが、今回のレク都市熊野灘臨海公園の1つの地区になっております。

(委員)

それで、今こう聞いているのは、まんぼうの、あそこの周りだけの話。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

そうです。

(委員)

あそこのちょっと手前の所、ずっと山の中入っていくと、何かありますよね。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

それは城の浜地区というやつで、昔孫太郎とかいう。

(委員)

そのことは今の話とは違うのですか。ここでは聞かない。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

レク都市公園として、今重点整備地区として整備させていただいておりますのは、大白地区と片上池地区。片上池地区は今のまんぼうの所です。あと、昔孫太郎と言ったのですが城の浜地区と、3つを整備させていただいております。そして、今ご説明させていただいておりますのは、片上池地区についてご説明させていただいていました。ただ、私、城の浜地区という言葉の説明の中に出させていただいたのは、城の浜地区へ行く方は、やはり片上池地区を通過して行かれるということから、そういうエンタランス的な利用がございますということで、城の浜という言葉を出させていただきました。ただ、今ご説明させていただきましたのは、片上池地区に限ってご説明をさせていただきました。

(委員)

なるほど。片上池地区のまんぼうの所の、私何かのときにあそこのトイレは女の人の方は小さくて、観光バスが入ってきても、ずらっと待てども待てども待たなくてはいけないようなトイレがあるだけなのに、今日「何を集客って」と思って。何かのときに私聞いたことがあるのですが、ずっとそれでも何も改善されなくて、そのままのトイレで、そこに

上がっていく車椅子の所には、よそのその地区の人たちがいか焼きか何かをやっているの  
で、なかなか入れないあれがあって。その向こうの城の浜へ行ったときに、誰も人っ子1  
人いないこの施設は何やろう。この公園ってもったいないことやなど。ずっと車で行くと  
きにも、一体これは三重県なんやろか、どこなんやろかと思うぐらい山の中をどんどど  
んどこ行くだけで、向こうへ行ったら誰も人がいない施設があるだけで、「これだんだん  
潰れていくんやな」と思うだけだったんだけど、そんなのと違う。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

確かに今委員おっしゃいました、大型バスが来たときにトイレが非常に不足している  
という話は、現実として私どもも聞いております。ただ、今片上池地区の中でトイレを増設  
するというのは、浄化槽なんかあってちょっと難しいということで。ただ、片上池地区の  
池の周りを歩いていく方。池については園地も整備これからさせていただきたいと考  
えているのですが、その中にはトイレは当然つくっていくということなんです。ただ、道  
の駅として非常にトイレが今現状、特に女性の方について不足しているという現状は、い  
ろいろな所から聞いております。お答えにはなっていないと思います。

それと、ちょっと言い訳をするようで申しわけないのですが、城の浜地区ですが、年  
間の入込客数は約 50,000 人です。

(委員)

団体で来たり、そんな人を私は知らないけど、何でもないときに行ったときには、誰も  
人っ子1人いなかった。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

確かに季節的なものはございますと思いますけど。

(委員)

それと、そこへ車が入っていく道の所は、本当にわからない。ここの先に何があるのか  
というのわからないし、この先に何があるのかというのが所々にあればいいけど、山  
の中へまるで、私の所鈴鹿だけ、鈴鹿の樺の山奥をずっと蛭狩りに行くときみたいな感じ  
だけが、私は印象があったので。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

わかりました。確かに委員おっしゃるとおり、城の浜への看板というのは、42 号から  
入る所と、途中から右へ、ずっと行くと紀勢町の錦という所へ行ってしまおうのですが、そ  
こからこの城の浜地区へ入る所、2 箇所ぐらいしか看板は立っていないと思います。確  
かにそれはおっしゃるとおりかなと考えています。

(委員)

県の仕事ではなくて、市の仕事ですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

違います。案内看板ですので。ただ、一般的に道路の案内看板であれば道路事業者。今設置しているのは、県道に設置しておりますので、県である私ども。公園なのか道路なのかという仕分けはちょっとありますが、県かなと考えております。

(委員)

今、委員おっしゃったのは、利用者の視点に立って、どのような対策を講ずるべきかということも、多分これはご意見としてあったと思うし、私もそうなんです。意外に地元の関係者の方は地元の今の周辺施設のことをよく理解されているから、私らわかっているからみんなもわかっているやろと。今のを逆にもう1つ言えば、ここの施設に、この公園事業に携わっている関係者の方々、皆さんそうですけど、現場の今利用者の方の意見、委員がよく熊野の方に行かれていますので、利用者の視点と、現場の地元の視点と、そして県の関係者の視点が、今ここでずれているのが非常に認識されたと思います。そういうことのないような事業にするべきだと思うんですよ。

もう1つ、シミュレーションの中で、紀伊長島ICのアクセスですね。これ奥伊勢おおだいはまったく違う条件なんですよ。ここの紀伊長島インター設置地域がだいたい赤羽地区とは聞いていますけど、どの辺になるか。例えば、42号線のこの交わる部分が、ここが今紀伊長島港の造船所のあるあたりですよ。となると、赤羽川がこの辺にずっと上がっていくんですかね。赤羽川の堤防沿い、要するに、紀伊長島のちょうど街の中、ちょうど赤羽川と街のちょうど境の堤防をずっと上がっていくような感じの場所になるのでしょうか。そうすると、長島高校の交差点をずっと上がっていくあたりですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

そうですね。

(委員)

そうすると、やはり奥伊勢おおだいのアプローチとちょっと条件が違ってきますよね。一旦下りて、今の道の駅の方に戻る形になって、城の浜も戻る形になって、この距離がかなりありますよね。車で言えば、今の大台インターから奥伊勢おおだいにわずか数分で戻るような時間じゃなくて、アクセスもちょっと不便さを感じますよね。ドライバーにとっても、利用者の人にとっても。そういう部分では、ちょっと奥伊勢おおだいのシミュレーションとはかなりかけ離れたデータになるんじゃないかなというのが、地元に住んでいる者としての1つの意見です。だから、もう少しこの状況を精査されるべきじゃないか。もう少ししっかりとしたシミュレーションをとった方がいいんじゃないかなというのが、私の意見です。

(委員長)

ちょっと整理させていただきます。事業者サイドでは、インターができて不便なのかどうなのか、いろいろな事情を考慮されて、今42号を通っている交通量が1/3になるといふふうに見積もっておられるのですが、今の意見は1/3どころじゃなくて、もっと減る

だろう。そういう意見ですか。

(委員)

僕はもうちょっと厳しい数字が出てくる可能性があるんじゃないかなと。と言うのは、今も利用者としての委員の意見もあったように、ソフトが非常にお粗末な状況になっている。この大白地区なんていうのは、内容も含めて利用者の数値の部分で今までかなり議論されて、この後もまだ厳しい意見が出てくると思うのですが、そういったソフトも完璧でなければハードも完璧でない。そういった所になおかつ輪を掛けてインターがこんな所へ来てしまう。そういった部分で数字的にかなり厳しい部分が出てくるのではないかなというふうに、ほかの委員からもこの後指摘されるのではないかなと思うんです。その辺をどう考えてみえるのかなということです。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

同じ説明をさせてもらうことになると思うのですが。道の駅の大宮大台の話をちょっと参考にまでさせていただいたというつもりでいるのですが、それは 14% ぐらいの減少率ということになっています。それで、先ほどスライドで説明させていただきました数字、いわゆる 1/3 ぐらいになる、9,100 台が 3,000 台ぐらいになりますというのが、これは県の方の算定数値ですが、平成 11 年度の時点で交通量調査というのをやっております。いわゆるセンサスと言われるものですが、その際に高速道路が紀伊長島インターまでできたときに、現道の交通量がどれぐらいになるかというふうな、いわゆる平成 11 年度の交通量調査に基づいた将来交通量の推計ということで求めたものでございまして、それに基づいてお示しさせていただいたのが、一番最初のスライドで説明させていただきました 2.57 となっています。それが 9,100 台から 3,000 台の約 1/3 になると。

ただ、道の駅大宮大台は、ちょっと私の説明がおかしかったのですが、道の駅大宮大台というのがよく似た感じになるというのが 1 つ私どもございましたので、それをちょっと調べてみたところ、道の駅大宮大台は 14% ぐらいの年間減少であったと。14% という、1/6、1/7 ぐらいになると思うのですが、実際私ども三重県の道路部局の方でやっている交通量の将来推計によりますと、現状の 9,100 台がこのまんぼうの値では 3,000 台になるということで、それが 1/3 になるというふうな説明をさせていただきました。余談ばかり話すと余計わからなくなってしまうのですが。

(委員長)

1/3 はパーソントリップが何かでネットワーク計算してなったということですね。要するに、立ち寄り率みたいな話で、熊野古道に通る人は固定客でという話があって、イメージとしては立ち寄り率みたいな話をどういうふうに見積もっているのかという説明を、もう一回わかりやすくしていただけないか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

まず、1 つ減少率が 9,100 台から 3,000 台になりましたということで、約 67% 台数が減りますというふうな所を 1 つ押さえております。ただ、今回片上池を利用する方のうち、



城の浜へ行かれる方については、城の浜へ 50,000 人ほど行かれるわけですが、城の浜へ行かれる方については、片上池地区が城の浜へのエントランス的な位置づけになるということから、城の浜に行かれる方については、高速道路ができてできなくてもやはり城の浜へ行かれるであろうという視点に立っております。そうすると、熊野古道ウォークというのが、道の駅を発着点にしているということから、これにつきましても高速道路の延伸に関わらず減少にはならないということで、これも減少はしないという、1つの観点に立っております。ですので、50,000 人と 23,000 人については、高速道路が延伸した後も減少しないであろうという考え方に1つ立っております。

それで、基準となる入込客数ですが、これは前回ご説明させていただいたとおり、片上池地区の過去5年間の平均である 364,000 人としております。ただ、364,000 人に減少率 67%を掛けるのではなくて、高速道路ができて減らないであろうと考えられるこの 50,000 人と 23,000 人については除外させていただきました。除外させていただいた 290,000 人が減少するのではないかと考えております。それで、この 290,000 人に対して減るであろう 67%を掛けますと、194,000 人が高速道路の延伸によって恐らく減るのではないかと考えております。

ですので、計算手法としましては、290,000 人から 194,000 人減りますということで、それにもとあった、除外した 50,000 人と 23,000 人を足しております。簡単に言いますと、364,000 人から 194,000 人を引いただけということになるのですが、ちょっと計算手法がややこしくなっておりますが、364,000 人から減るであろう 194,000 人を引いた数、それが 169,000 人となっております。とすることで、169,000 人という数字を推定して、これに基づいて費用対効果の便益の出させていただいたということでございます。

(委員長)

はい、わかりました。委員はこれはもう少し厳しい数字になるだろうと。多分言われても同じ説明だろうから、この質問はこれで切りたいと思います。

(委員)

減少数と減少率がよくわからなくなったのですが、減少率が 67%ということは、マイナス 67%なので、下の減少数というのは、要は 30%しか残らないので、29に 33%を掛けないといけないのかなと思ったのですが、減少率が 67%ということは、マイナス 67%ということですね。

(委員長)

だから、同じことになっているんじゃないですか。19万円を引いているから残りは。

(委員)

引いているんですね。すいません。ちょっと下見ていませんでした。

(委員長)

これが2カ月かけて検討していただいた結果でしょうから、今質問しても変えられるも

のじゃない。

(都市政策室長)

説明内容は事務所の方からご説明したとおりですが、1つは交通量推計は道路サイドで高速道路計画を立てるためにつくっていきまして、1/3になるというのは、そこはご評価分かれるかもしれません。かなり厳しい予測を出していると思っております。なおかつ1/3になったときに立ち寄り率が1/3になるというのも、どちらかと言うと、我々としては安全サイドに立っているつもりで、今かなり混んでいるので、通過する交通で「寄れない」と言って通過している方もいらっしゃるんじゃないかなというぐらい、まんぼうは繁盛しているという感覚もあります。1/3になった場合に単純に1/3になるというのも、厳し目で見ようと。なるべく推計、推計は1つずつ厳し目に見たつもりではあるので、今のところのシミュレーションとしては、そういう感覚は持ってやったつもりだということはお理解いただければありがたいと思っております。

(委員長)

片上池地区、これで打ち切ってよろしいですか。はい。

(委員)

すいません。最後に。利用者予測のこの図ですが、私、こういうのよくわからないのですが、右と左と比べていますよね。変わった条件は、高速道路が来たか来ないかだけだと思うのですが、あそこまでしか高速道路が来ていないのに、その先のR42と書いてある所の交通量116だったものが、向こうが61になっていたり、「至尾鷲市」と書いてあるあたりの尾鷲へ行く方の道の42号線が、102ぐらいだったのが28とかに激減するのは、どういう仕組みになっているのですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

ちょっと見にくいのですが、今つくっている熊野尾鷲道路、ここに9,700台乗っているわけです。映っていないのですが、こちらに9,700台乗っているということになります。

(委員)

では、もっと先まで延長するときのシミュレーションをあそこで止まったらという、そういうシミュレーションなのですか。尾鷲までもう行っちゃうことを考えての。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

そうです。42時点での全体の。このためだけに出した推計結果ではありませんので。

(委員)

そうなんですか。そうすると、高速が紀伊長島まで来たとき以降の話をしているんじゃないかと、尾鷲まで行ったときという話をしてみえるのですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

そうです。

(委員)

この席からだほとんど見えないのですが、延長しているのですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

見にくくて申しわけないのですが。

(委員)

わかりました。

(委員長)

では、次行きます。急かせて申しわけありませんが、城の浜地区、温泉の件です。これは確約が取れたのか、あるいは今相談中なのか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

ただ今相談中ということになります。確約はできておりません。

(委員長)

でも、この方向性はほぼ見えているのですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

こういった形で。と言うより、県ができる範囲はもうここまでかなと。例えば、今現在ホテルの方で大浴場がございます。それを今掘削していただいている温泉をそちらへ利用するという事ですので、そういう浴場関係のものをつくるということは、やはりパッティングする部分が出てきますので、県として公園事業として整備できる範囲はもうここまで。これぐらいかなという考えに立ってご説明申し上げたつもりです。

(委員長)

では、どうぞ。

(委員)

9ページの所で予算配分のやつがあると思いますが、その城の浜地区の健康温泉施設、トータルで3億6,000万円一応計画されておるといことですね。それで、平成19年度までは0ということは、まだ地質とか探査とか、そういうふうなものはやられていないわけですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

今のところ一切やっておりません。

(委員)

城の浜の施設のできる所は、相当高い所のできるわけですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

いえ。今の城の浜のホテルとか公園整備をやっておる中に。

(委員)

だいたい中央の高さはどのぐらいの所なんですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

少し地盤高を持ち合わせてはないのですが、海があって堤防があって、その背後にずっと。背後の今の黄緑の部分はほとんど高さが変わりませんので、不確定な数字で申しわけないですが、海拔5mぐらいなのかなと。

(委員)

そうすると、今のあれでいくと、足湯をつくるわけですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

今、そういったことで考えております。

(委員)

3億6,000万円かけて。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

ただ、3億6,000万円という数字ですが、実際、どの程度の規模のもの。今、民間のホテルの方で温泉を掘っていただいております。それで、その湯をいただいてという計画をしておりますので、県が直接独自に温泉を掘ってというふうなことは考えてないのですが、そういったことでどの程度の湯量が出て、どの程度の水の質でというのがはっきりわかっていない状況でございますので、規模とかいうものについては、まだ確定はしておりません。ですので、具体的な規模とかが決まっていない中ですので、事業費についてこれだけというのはお示しすることはできない状況ですが、ただ、今考えている施設でございますと、今3億6,000万円置いているわけですが、これを上回ることはないと考えております。ただ、規模等によっては下がってくるんじゃないかと考えておるのですが、具体的な面積とかいうものは、ここへ引き込む湯量等によっても変わってくるということで、当初の計画で置かせていただいた3億6,000万円を上回ることはないというふうなことで、置かせてはいただいておりますという数字になっています。

(委員)

そうすると、今のホテルから湯をもらって、それで利用するということなんですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

はい。そういう計画を立てております。

(委員)

その温度的なものは、今はどのぐらいの温度なんですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

まだ、ちょっとそこら辺詳しくはホテルの方から聞いてはないのですが、今年度中には掘り終わるとは聞いております。それで、来年度からホテルの方も引かれると聞いているのですが、ちょっと温度とか質とか湧き出し量については、具体的に調整の方はしていない状況でございます。実際、大浴場のほかへも民間の方で野菜づくり体験なんかに使いたいということも計画立てていただいているようで、そういう中でどれだけのお湯を私どもの方へいただけるかということによっても変わってきますので、そういったことで今ご質問いただいたイオンとかもはっきりわかっていないという状況の中でご説明させていただいておるといことです。

(委員)

その排水はまた長島の湾の所へ、今釣堀のある所へ排水は流されるわけですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

そのまま垂れ流しということは当然なくて、浄化槽なりをつくった上で流すと。近くに川等ございませんので、浄化槽で処理をした上で流すということになると思います。

(委員)

あそこは釣堀が何かありますね。そうすると、その辺の漁協組合との調整とかいうのはうまくいっているわけですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

具体的にはまだ漁協組合の方と調整はしておりません。ただ、おっしゃるとおり必要かと思えます。釣堀は城の浜のすぐ前でやっておりますので、円形ケーソンというケーソンの中でやっておりますので、そこら辺の調整は今後必要かなと考えております。

(委員)

計画でいきますと、平成 21 年から本格的にやり出すわけですね。平成 21 年は調査費が何かですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

そうです。設計が何かです。それで、スライドの方にもございましたように、具体的な整備としては、平成 23 年、24 年等考えております。

(委員)

そうすると、今何かやぐらがありましたけど、実際掘り出しているわけですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

もう今民間の方で掘っていただいている最中です。ちょうどホテルの駐車場の隅の方になるのですが。

(委員)

だいたいどのくらい掘るのですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

1,800mくらいと聞いています。

(委員)

そうすると、温度的にはどのくらい出てくるのですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

ちょっとまだ今のところ、私ども把握しておりません。

(委員)

仮に沸かすとなったら、またかなりその分コストがプラスされますね。それが最終的には何か3セクかそういう所に管理させるわけですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

今、この城の浜は第3セクターに管理していただいている所もございますし、指定管理者に管理していただいている所も。現在の管理者は紀北町ですが、管理していただいている所もございます。あと民間の所もありますので、最終的にはそういう形にしていきたいと考えております。

(委員)

そうすると、年間利用者は無料で足湯を使えるという計画ですか。それとも有料なんですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

今のところ無料で考えています。ただ、確かに城の浜地区、夏と冬と比べたら、夏の方が入込客は多いのは、これは当然なんですけど、ただ、そこら辺どういった形で運営していくか。例えば、入込客数の少ない時期の運営をどうするかというのは、今後の課題としてあると思います。極端な話、例えばあまり入込客数の少ないときは止めてしまうとか。そういう手法を別の施設というか、全然関係ない所とっておるということも聞いていますが、

そういうことも含めた中で管理運営はしていかなければいけないと考えています。ちょっと具体的な運営の所までは検討に至っていないというのが今の時点です。

(委員)

そういう採算というか事業計画、それは金額的な3億6,000万円というのはありますが、そういう詰めは全然できていないということですね。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

現時点ではできておりません。

(委員)

ありがとうございました。

(委員長)

ほかにどうでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

今の質問に少し関連するのですが、そうすると、事業費の内訳の、特に今委員もおっしゃった足湯ですね。3億6,000万円かけて足湯つくるんですかという話ですが、だいぶお答えを聞いていると、まだまだ不確定要素が大きくて、最終的にあまり固まっていないという印象を受けます。そうすると、その次の11ページにありますB/Cの数字が、Cがそこまで不確定要素が多いと、随分変わってくる話になるんだなというふうに思うのですが、それはどこの地区も1は当然超えているので、Cが若干減になるかなという読みがあるので、安全側ですというような発想での説明になるのでしょうか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

まず、費用ですが、そういった具体的なことが今現在決まっていない状況の中で、ただ、足湯ということで整備していきたいと考えているのですが、先ほどもご説明申し上げましたように、この3億6,000万円、平成14年度に私ども再評価を受けさせていただいたときに3億6,000万円という数字を置かせていただいております。今現在考えております足湯ということであれば、若干下がってくるのであろうなと思うのですが、ただ、具体的な規模等がわからない中で、前回お認めいただいた3億6,000万円の数字のままに置かせていただいたというのが正直な所です。

それで、あと、費用対効果の分につきまして、今回、足湯と温浴施設をつくった場合の利用者数をどう考えるかということにかかってくると思うのですが、私の解釈が違っていたら申しわけないのですが、基本的には公園へ来ていただいた方全員に利用していただきたいというふうなイメージでつくっております。ただ、費用対効果を算定する上では、費用の部分については恐らく前回ご承認いただいた3億6,000万円がアッパーであると私ども考えておるのですが、ただ、どれだけ利用していただくかということにつきましては、今回費用対効果の算定においては、恐らく城の浜地区の費用対効果を出す上で、滞在時間

というを出しているわけですが、今回整備するこの温浴施設の利用者については、算定の方からは外させていただいているという状況がございます。と言うのは、公園へ来ていただいた方について滞在時間を掛けておりますので、この温浴施設の利用者に対して滞在時間を掛けてしまうと、ダブルカウントになりますので、今回城の浜地区の費用対効果の算定においては、温浴施設の利用者等いくらと見込んで、それを便益の方へ見込むという手法はとっておりません。ですので、ちょっと言い方悪いのですが、温浴施設ができて全員が利用していただいても、例えば半数が利用していただいても、計算上の話ですけど、費用便益比は変わらないと。説明の仕方悪いのですが、そういった形の観点で、あくまで便益は出させていただいております。

と言うのはなぜかと言うと、利用者の想定というのは当然必要だと思うんです。ただ、規模がわからない中で想定ができないというのが1点あるのと、全員の方に利用していただきたいということが1点あります。それで、費用対効果の算定上は、この温浴施設による便益をカウントしてしまうとダブルカウントになってしまう可能性があるのですが、温浴施設による費用は当然3億6,000万円と置いています、便益は置いていない。あくまでこれは費用対効果の算定上置いていないということでございます。ちょっとお答えになったかならないかわからないですけど。

(委員)

おっしゃる意味は何となくつかめたと思いますが、そうしますと考え方としては、特に足湯施設関連については、かなり今の計画上不確定要素が多いと。温泉の温度もわからないし、もらえるかどうかもわからないしという話ですよ。けども、そのぐらいのものはつくりたいと思っています。それに関してこの計画全体のB/Cを計算する上で、Bについては不確定要素の多い足湯施設についての便益を上乗せするというはしておりません。Cについては、3億6,000万円という一番最初の計画のときに出した見込み金額ですね。それが恐らくアップラーであって、それを上回ることはないと考えていらっしゃる、そのアップラーの金額で計算しましたと。そういうふうに取り扱ってよろしいですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

はい。

(委員)

だとすると、やはりさっき私がお聞きしたように、Bについては極力小さめの数字にして、Cについては極力大きめの数字でしてあります。それにもかかわらず1を超えていますので、BもCも実を言うと何も確定していませんが、B/Cの数字は安全側で算出していますので、事業計画としてはこれでご了承下さいという流れに聞こえるんです。それでいいのですかという話です。

(都市政策室長)

言葉遣いが難しいところあるのですが、現時点ではこの計画で県サイドとしては確定させているというつもりでお諮りはしています。ただ、今後民間側と調整するというのも事



実なので、そのことをある意味申し上げているのですが、現在の前提条件、温泉もそれなりのものが出るという前提ですけど、条件がありますけれども、そういう前提条件に基づいて今の計画がこうなっているというのが、基本的には確定させた上でお諮りしていますので、ちょっと言葉のあやかもしれませんが、何も決まってないことをお諮りしているという認識ではございません。ただ、前提条件がありますということです。

(委員長)

1つ確認です。今、年間 50,000 人来ているわけですね。足湯がない施設で来ているわけですね。これをやめると便益はどうなるのですか。減りも増えもしないのでしょうか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

やめるとなると、便益の方はもともと見込んでいませんので変わりません。ただ、コストの方は 3 億 6,000 万円が計算上単純に引かれてきますので、3 億 6,000 万円だけ減っていくと。

(委員長)

今、足湯がなくても年間 50,000 人来ている。今の状態である程度施設が魅力を持っているわけですね。これをつくったらさらに増えるのですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

利用者数が今のところ推測。例えば、これをつくるとどれだけ 50,000 人が増えるかというところについては、ちょっとつかんでいないという状況です。

(委員長)

では、これをやめたらどのくらい減るのですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

減ることはないと思います。現実には今 50,000 人おりますので、減ることはないと考えています。

(委員長)

では、あってもなくても今の施設の魅力で年間 50,000 人は継続的に利用してくれるだろうということですね。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

ただ、もともと当初の計画、温浴施設をつくろうという1つの全体の計画があって、やはり今以上に当然魅力は上がると思います。ただ、それによってどれだけ利用者数が増えるかという数字の範囲は難しいというところがあります。

(委員長)

わかりました。もう1点。先ほど委員がおっしゃったように、ケースによっては湯を沸かしたり排水処理とか、ランニングコストがかかりますよね。それは3億6,000万円以外に維持管理費として見込んであるのですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

維持管理費としては、一般的な公園の維持管理費だけ。

(委員長)

草取りとかそういうことは当然入っていると思いますが、これをつくることによって発生する維持管理費は見込んでいるのですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

それに特化した維持管理費。特化したという言い方悪いのですが、それを特別化した維持管理費としては考えていないです。

(委員長)

丸めて入っているということになっているのですか。

(尾鷲建設事務所事業推進室)

いや。丸めて入っておと。

(都市政策室長)

言い方を変えれば、丸めて入っていると思っていただいて結構です。要は、指定管理者制度を採用していますので、指定管理者に飲み込んでもらう前提で今の維持管理費をもとに組んでいますというふうにご理解いただければいいと思っています。

(委員長)

指定管理者の人に払うお金が、この維持管理費の中に入っている。

(都市政策室長)

今の想定として。

(委員長)

はい、わかりました。だいたいこのぐらいでよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

(事業評価グループ副室長)

委員長、すみません。先ほどの海岸事業の説明の準備ができましたので、説明させていただいてよろしいでしょうか。

(委員長)

はい。では、お願いします。

(港湾・海岸室)

港湾・海岸室の高橋でございます。よろしくお願いたします。先ほどご審議いただいた内容で、2点ほど確認事項がございましたので、そのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。まず、確認でございますが、1点目といたしまして、佐田浜の先の部分のB/Cが今回計上されているのが、港湾事業として計上されてないのか。いわゆるダブルカウントがされてないかということの確認と、沈下によって嵩上げをする部分、それは維持管理費の中で見込んであるのかという2点だったかと思うのですが、よろしゅうございますか。

まず、1点目のご質問でございますが、B/C、ベネフィットの方で港湾事業と海岸事業、ダブルでカウントされていないかということについてでございます。この鳥羽港の港湾事業につきましては、平成15年第3回の評価審査委員会でご審議をいただきました。その中の資料でございまして、この中で便益としてはじておりますのは、今映ってございますが、旅客対応ターミナルのプロジェクト、それと港湾緑地整備プロジェクト。この2点について各々便益を出してございます。この中では、先ほどご質問のあったような高潮に対する便益というのは計上されておりません。今回、海岸事業でベネフィットとしてあの部分を含んでおるということではございますが、港湾事業とのダブルカウントにはなってございません。以上でございます。

それと、2点目のご質問で、圧密による沈下について、その補修費用は維持管理費に含んであるのかということではございました。確かに地層からこの部分、圧密沈下、沈下を起こします。だいたい設計では12年ぐらいで20cmの沈下を起こすだろうということを想定しております。この部分の嵩上げについてでございますが、20cm程度の嵩上げでございますと、だいたい年間メーター当たり16万円程度の費用をかければ、設計の高さに戻せるということで、この部分が維持管理費年間162万円ほど見込んでおります。十分この中で対応できると考えております。以上でございます。

(委員長)

はい、よろしいでしょうか。今、見込んである年間162万円。想定できる項目はどんなものが想定されますか。例えば、全額嵩上げに使うイメージじゃないですね。

(港湾・海岸室)

申しわけないです。ちょっと細かい工種までは。

(委員長)

はい、わかりました。では、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。事務局、どういたしましょうか。予定だと事後評価の概説のお話をいただくことになってい

(事業評価グループ副室長)

1時間ばかり遅れているのですが、切りがいいのでここで昼食とさせていただきますか。とりあえず再評価が終わったということで。それとも事後評価の要綱の変更だけ説明させていただきますでしょうか。

(委員長)

どっちのご提案ですか。ここで休みに入るのか。

(事業評価グループ副室長)

では、事後評価の要綱の説明だけさせていただきます。

(委員長)

では、お願いします。

(事業評価グループ副室長)

それでは、議事次第4番目の本年度ご審査をお願いします事後評価について説明させていただきます。

(公共事業運営室)

それでは、赤いインデックス資料4の審査対象事業一覧表の3ページをご覧ください。ここには、本年度ご審査をお願いします事後評価対象事業を一覧にして記載しております。本年度はここにございますように8つの事業のご審査をお願いしたいと思います。

事後評価理由は、事業完了後おおむね5年が経過した事業で、事業規模や事業特性を考慮した評価対象といたしております。これにつきましては、後ほどもう少し詳しく説明させていただきますが、前回の委員会で公営住宅整備事業の事後評価につきまして、委員長より「今後実施する予定のない事業の事後評価は、行う必要がないのではないか」とのご意見をいただきました。このことにつきましては、前回でもお話しした内容の繰り返しにはなりますが、事業の効果等を確認し、必要に応じて適切な措置を講じるということも事後評価の目的でございますので、本年度におきましては、この8つの事業のご審査をお願いしたいと思います。

なお、個々の事業の評価目的等につきましては、ご審議いただく際、各事業担当室にご確認いただければと思います。以上でございます。

(事業評価グループ副室長)

委員長、ただ今事務局から説明した8事業について、事後評価のご審査をお願いできるでしょうか。

(委員長)

皆さん、よろしいでしょうか、8事業。それでは、8事業の事後評価の審査を承ることといたします。

(事業評価グループ副室長)

引き続き、議事次第5番目の「三重県事後評価実施要綱の一部改正」につきまして、事務局より説明いたします。

(公共事業運営室)

それでは、三重県公共事業事後評価実施要綱におきまして、一部改正を行いましたので、ご説明いたします。再度、資料12をご覧ください。三重県公共事業事後評価実施要綱の最後のページをご覧ください。赤いインデックス12です。

ここに、一部改正に係る新旧対照表を添付しております。改正がございましたのは、農林水産省の農業農村整備事業でございますが、国の評価実施要領の改正に準じまして、事後評価の対象事業をすべて、「総事業費10億円以上」と改正してございます。以上です。

(事業評価グループ副室長)

ただ今の質問について、よろしいでしょうか。

(委員長)

皆さん、どうでしょう。一部事業につきましては、総費用のフィルターがかかるということになるようです。したがって、我々が審査する件数は減るのですが、農水省関係では総事業費10億円以上について評価するというこのようです。よろしいでしょうか。

はい。では、進めてください。

(事業評価グループ副室長)

それでは、とりあえず予定の審議は終了ということで、当初予定より50分ぐらい遅れているのですが、休憩時間は1時間ということでよろしいでしょうか。それでは、昼からは、あの時計で13時25分からということで始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(休憩)

(事業評価グループ副室長)

それでは、委員長、引き続きご審議をお願いします。

(委員長)

それでは、意見書案をまとめましたので報告させていただきます。着席して失礼します。

## 意 見 書

三重県公共事業評価審査委員会

## 1 経 過

平成19年7月13日に開催した平成19年度第1回三重県公共事業評価審査委員会において、県より海岸事業1箇所および都市公園事業1箇所の審査依頼を受けた。

海岸事業に関して、同年11月15日に開催した第6回委員会において、また、都市公園事業に関して、同年9月14日に開催した第4回委員会及び同年11月15日に開催した第6回委員会において、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

## 2 意 見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

### (1) 海岸事業〔県事業〕

#### 5番 鳥羽港海岸

### (2) 都市公園事業〔県事業〕

#### 7番 熊野灘臨海公園

5番については、平成3年度に事業着手し平成10年度及び14年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して3回目の再評価を行った継続中の事業である。

7番については、昭和45年度に事業着手し平成10年度及び平成14年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して3回目の再評価を行った継続中の事業である。

今回、審査を行った結果、5番については、事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する。ただし、今後とも事業の展開にあたっては、住民との連携やかもめの散歩道などの人の流れに関連する事業との調整を行われたい。

7番については、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。ただし、健康温泉施設の設置については、現時点では管理運営面から過剰投資の懸念が強いと考えられるため、中止・縮小の方向で検討されたい。

委員の皆さん、以上でよろしいでしょうか。

### (事業評価グループ副室長)

ありがとうございます。それでは、議事次第の6番目ですが、本日までご審査をお願いします。事後評価について、事務局より説明いたします。

### (公共事業運営室)

それでは、事後評価について説明いたします。赤いインデックス資料12の三重県公共

事業事後評価実施要綱をご覧ください。

まず、事後評価の目的ですが、第2条に規定しています。こちらに記載のとおり、事業完了後の効果や周辺環境への影響などを確認し、そして事業完了後であっても必要に応じて適切な措置を講じることを目的としています。また、事後評価結果を他の実施中の事業や、今後実施する事業計画へ反映させることも大きな目的としています。したがって、委員の皆様には、この目的を達成するため事後評価の結果が妥当であるかどうかをご審査いただきたいと思っております。

次に、事後評価の対象となる事業でございますが、第3条で事業完了後おおむね5年を経過した事業で、事業規模や事業特性を考慮して選定するものとしており、具体的には資料12の3ページ以降に「別紙1」として定めておりますので、ご審査いただく際にご確認をお願いいたします。

次に、事後評価の視点でございますが、三重県が事後評価を行うにあたりまして重要と考えました点は、「事業完了後現状がどうなっているのか」、「その現状を評価する中から現時点で何が問題であったと考えられるのか」、そして「その問題を解決するために何をどのようにしていくべきなのか」ということを明確にすべきとした点でございます。現状把握の点としまして、(1)事業の効果はどうであったか。(2)事業を実施した際に環境面に配慮したことはどうなったのか、また事業を実施したことにより環境はどのように変化したのか。(3)事業が完了した現在では、社会経済情勢等がどのように変化し、今後事業との関係をどのように考えるべきなのか。(4)県民はどのように感じているのかの4つを掲げています。また、これら4つの項目を評価した結果といたしまして問題点、いわゆる(5)今後の課題を明確にし、その対応方針を述べることでございますので、委員の皆様にはその妥当性についてご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

事後評価の説明につきましては、以上でございます。

(事業評価グループ副室長)

委員長、事後評価について説明いたしました。何かご質問等はございませんでしょうか。

(委員長)

皆さん、何かご質問ありますでしょうか。

(事業評価グループ副室長)

それでは、委員長、早速507番の河川事業から事後評価のご審査をお願いいたします。

(委員長)

はい。それでは、ただ今から事後評価対象事業の審査を行いたいと思います。事務局から説明がありましたとおり、507番河川事業、これから審議を始めたいと思います。それでは、よろしくお願いたします。

507番 河川事業 一級河川 矢谷川 統合河川改修整備事業 伊賀市

(河川・砂防室長)

河川・砂防室長の久世でございます。よろしくお願いいたします。本日は、河川事業一級河川矢谷川の事業につきまして、事後評価ということでこれから説明させていただきます。説明につきましては、担当の伊賀建設事務所の細野室長の方からさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(伊賀建設事務所事業推進室長)

伊賀建設事務所事業推進室長の細野です。よろしくお願いいたします。座らせていただきます。インデックス番号 507 番の一級河川矢谷川統合河川整備事業の説明をさせていただきます。お手元の資料 507 番の事後評価書を願います。前回 10 月 18 日に概要説明させていただいた内容を所定の様式に整理させていただいております。前回の概要説明時には大きく 3 点の質問をいただいております、全体説明の中でこの点も含めて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、この資料の内容に沿って、パワーポイントで説明させていただきます。画面の方、よろしくお願いいたします。

事後評価を行った理由ですが、平成 14 年度に事業完了後、平成 19 年度で 5 年が経過したことから、三重県公共事業事後評価実施要領第 3 条に基づき事後評価を実施いたします。

事後評価書の事業の目的や概要等について説明します。画面の方、よろしくお願いいたします。事業実施期間は、平成 5 年から 14 年までの 10 年間です。全体事業費につきましては、当初約 24 億円でしたが、最終の精算額としては 30 億円となっております。事業費の増額につきましては、前回も説明させていただきましたが、用地費の増額が大きく影響しております。用地費の増額につきましては、不動産鑑定の結果、予想以上の評価が算出されたことにより用地単価が高くなり、用地費が増えております。

続いて、事業の目的ですが、矢谷川沿川の浸水被害軽減を目的に、河川の拡幅等の改修により、流下能力を確保し治水安全度の向上のために河川事業を行っております。矢谷川は河川延長 5.9km、流域面積 5.69km<sup>2</sup>の一級河川です。

これは平成 8 年度当時の航空写真ですが、下流部は流域の付近まで市街地が形成されております。このため、矢谷川下流部の治水安全度向上のため、事業延長 1,480m において事業を実施しております。概要は、堤防や護岸、道路橋の改築、農業用取水堰の改築等の工事を行いました。

事業評価書の 1 番、事業の効果について説明します。事業効果の発現状況ですが、事業完成後 5 年経過しましたが、計画規模相当の洪水、これにつきましては約 30 年に 1 回発生する洪水を予想していますが、それについてはまだ発生しておりません。しかし、左の改修前の断面が右のような大きな断面になりました。このことから、アンケート結果によりまして住民の安心感の向上、満足度が得られている状況にあります。またあとで再度説明しますが、二次的な効果として、治水安全度の向上により土地の利用度が高まり、商店舗の立地や住宅の建設促進などが図られ、まちの活性化につながっております。

事業効果の評価ですが、事業費は増額となりましたが、費用対効果を算出した結果、B / C は 1.25 になり、投資効果はあったと考えられます。

事後評価書の 2 番を願います。事業の環境面への配慮及び事業による環境の変化に



ついて説明します。河川事業の環境への配慮として、なるべく現況法線を利用しております。写真の上が事業前の河川法線です。下が事業完了後の河川法線です。現況法線の変更を最小限に留めているのがわかっていただけたと思います。

護岸勾配についても2割の緩傾斜面としまして、護岸工法についても植生に配慮してカゴマット工法を採用しました。さらに、事業中には少しでも早期植生を図るため、現地の利用土をカゴマットの部分に目詰めしております。

縦断方向や横断方向の連続性にも配慮し、落差工を設置せず、農業用取水堰についてはご覧のとおり、魚道を設置しております。写真で左の部分です。

環境の変化につきましては、次の画面をお願いします。これは改修前の矢谷川です。単調な流れで生物の多様性はあまり考えられませんでした。

これは改修後の矢谷川です。カゴマットなどを採用した結果、護岸面にも植生が図られるとともに、広い河川空間と多様な流れを形成されております。これにより生物の多様性が図られ、魚類にとっても良好な環境になったと考えられます。また、ヨシ類の植生により、水質の浄化作用も期待できるようになりました。

事業評価書の3番、事業を巡る社会経済情勢等の変化について説明します。土地利用の変化ですが、事業の効果でも申し上げましたが、治水安全度の向上により、土地の利用度が向上しております。前回の質問の1つ目になりますが、市街化の進展状況です。上が事業前、平成8年3月に撮影したのですが、その航空写真です。上の赤線で囲まれた下の方の部分が、当時の市街化区域です。下の写真が、事業完了後、平成19年1月に撮影したのですが、その航空写真です。下の赤の点線で囲まれた部分が、事業後市街化区域になった所です。ご覧のとおり、事業区間のほとんどが市街化区域になっております。

これは現況の平面図です。人家が建ち並びまちが形成されているのがご覧いただけます。矢谷川の全景写真です。河川両側に家が建ってきているのが見受けられます。矢谷川沿いの公園写真です。伊賀にゆかりのある松尾芭蕉の記念碑も立てられております。親水護岸の状況の写真です。水辺に下りられるように階段を整備しております。矢谷川利用状況写真です。子どもを遊ばせる憩いの空間として利用されております。この写真は、河川の周辺写真です。住宅や商業店舗が建ち並び、ひととき大きな空間を有し、かつ緑も兼ね備えております。社会ニーズが多様化する中で、矢谷川は憩いや癒しの場としての機能も有しております。

事業評価書の4番をお願いします。県民の意見について説明します。来庁者の方々にアンケートを実施した結果を円グラフにしております。「事業実施後の矢谷川を知っているか、知らないか」でアンケートの設問に影響することから、この両方で結果を区別し整理しました。ご覧の画面は、「改修前を知っている」と回答した人の回答結果です。「洪水による被害は軽減されたか」という設問に対し、「軽減された」が67%、「やや軽減された」が33%でありました。これは「改修前を知らない」と回答した人の結果です。「洪水に対する安心を感じるか」という設問に対し、「感じる」が45%、「やや感じる」が28%となっております。

次の画面をお願いします。これは回答者全員の結果です。「河川改修に満足しているか」という設問に対し、「満足している」が40%、「やや満足している」が29%、「分から

ない」が23%、「やや不満である」が2%、「不満である」が4%、「未記入」が2%となっておりまして、約70%程度の方々がやや満足も含めて河川事業に満足していると回答されております。

次の画面をお願いします。その他フリー意見としていただきました河川改修に対する主な意見を報告させていただきます。意見としては、「洪水に対する安心感が増したと感じる」とか、「河川改修後の適切な維持管理を実施していくべきだ」とか、「水辺公園はくつろげる場として利用できる」等の意見が出ております。

次、事後評価書の5番、今後の課題等について説明します。画面の方、よろしく申し上げます。この事業完成後の課題は大きく2つあると考えています。1つ目は、より適切な事業計画の策定です。2つ目は適切な維持管理です。より適切な事業計画策定につきましては、冒頭に説明させていただきましたように、当初事業費に対し用地費が大きく増加しております。用地費等の単価につきましては、既存データのみにも頼ることなく、計画策定時に鑑定に依頼するなど、適正な事業費の把握に努めていく必要があります。

画面の方、お願いします。次に、適切な維持管理についてですが、前回の概要説明時に出された質問の内容も含めご説明いたします。今後の課題として、堆積土砂の対処についてと、あと、植生の繁茂に対する草刈等の対応についてを上げております。この対応方針として、堆積土砂の対処については、昨今の厳しい財政状況にある一方、堆積土砂の増大等で維持管理に必要な費用が増えておりまして、効率的な土砂の撤去が求められています。このことから、土砂撤去等にあたっては、浸水による被害への影響、過去の浸水実績の有無など、緊急性を考慮して効果的な堆積土砂の撤去を実施し、流下能力の確保を図ります。

続いて、草刈等の課題への対応ですが、矢谷川をはじめ多くの河川では植生の回復を図るために、ヨシ類やガマなどの植生が繁茂し多様化が図られた一方、これらの植生に対して草刈などにより適切に維持管理していく必要が生じております。そこで、限られた予算の中で効率的、効果的に草刈りを行うため、以下の点を考慮して実施していきます。治水上重要となる箇所、破堤などにより重大な被害が予想される築堤区間を基本に実施していきます。最大限の効果を得るために、出水期直前に実施します。限られた予算を効率的に運用するため、地域住民との協議を行いながら、自治会への委託等を積極的に活用します。このように、限られた予算の中で効率的、効果的に維持管理を行っていきます。

画面の方をお願いします。次に、草刈で説明しました地域住民との協働を目指した草刈り支援制度について、具体的にご説明いたします。現在、三重県では画面上の2つの制度があります。1つ目は、河川管理上必要となる堤防等の除草を自治会等に委託する制度で、従来の業者委託に比べ安価となります。2つ目は、美化ボランティア活動の拡大及び河川・海岸への愛護意識を高め、河川・海岸の環境美化を図ることを目的とした美化ボランティア活動推進事業です。これら既存の事業制度のメリットを最大限に利用して、維持管理費の効率的な執行のもと、適切な管理に努めてまいります。

次の画面をお願いします。これは伊賀建設事務所の管内図です。赤色で着色した箇所は、伊賀建設事務所が管理する河川で、草刈りを自治会へ委託を行っている箇所です。78箇所も行ってあります。こうした実績からも、矢谷川沿川の自治会にもこうした制度を利用し、官民協働で維持管理できるよう努めていきたいと考えております。

以上、限られた時間の中でお聞き苦しい点もあったと思いますが、事後評価の視点1か

ら5について評価した結果、事業主体としましては、今回の事業は目的どおり執行できたと判断しております。これで説明を終わらせていただきます。

(委員長)

はい、ありがとうございました。ただ今、矢谷川の河川事業につきまして、事業者として評価をした結果を報告いただきました。この評価が妥当であるかどうか、評価の妥当性について議論したいと思います。何かご意見、ご質問ありますか。はい、どうぞ。

(委員)

アンケートの結果が出ましたが、それより数字で客観的に評価する方が正しいかなと、こういう言い方も何ですが、思うのですが、この事業を始める前に、河川の規模は確率的に何年に1回に耐えられる川で、事業の後確か30年と言われたような気がしたんだけど、その比較と、実際例えばこれが終わった後、平成16年の台風21号か何かだと思いますが、その辺を例に挙げられていますが、実際複数回前の規模では溢れただろうが、今回は無事だったという事例が、正確な数字はいいですが、実際そういうことがちゃんとあったのかどうかということだけお答えいただきたいと思います。

(伊賀建設事務所企画調整課)

伊賀建設事務所企画調整課の岩崎でございます。今のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。改修前の矢谷川につきましては、確率年度についてはちょっとはっきりしたことを申し上げることはできないのですが、流量的には断面積で $10\text{m}^3/\text{sec}$ 程度の断面であったと。これが改修によって $110\text{m}^3/\text{sec}$ 、約11倍の断面になっております。断面の流下能力だけから言えば、11倍になっておると。当然のことながら、従来は1年に一度とは申し上げませんが、当然雨の降り方によって違うわけですが、たびたび氾濫を起こしておったと。したがって、今回のアンケートも、従前の矢谷川を知っているか、知らないかで評価が異なってくるということで、一応分けてアンケートを実施したと。

実は14年に事業が完了してございます。現在19年度で5年しかたっていないわけでございます。当然、5年の間に三重県内、特に伊賀地方でそのような集中的な豪雨があったかと言うと、現実にまだ起きてございません。私の記憶するところであれば、確か平成16年か17年、宮川村で大きな災害があったときに、伊賀地方でもそれなりの降雨があったと。ただし、当然のことながら、現地の河川は溢れることもなく、雨水も半分程度以下であったということを、住民の方から聞いております。このような結果から、従来であれば溢れていたような浸水に対しても、今回の河川改修によって安全度が増したと考えております。以上です。

(委員)

ありがとうございました。

(委員長)

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

何年か前のこういう事後評価のことでもお話させてもらったのですが、アンケートの結果だけじゃなくて、アンケートの原本というか、こういうアンケートをしましたという、ほかの所でも添付されている所ありますけど、原本を付けていただきたかったなというのがありました。もしあるのであれば。アンケートの取り方によって、これは「はい」と答えるだろうという的なアンケートがあったりとかもしますので、そういうものがあればなと思いました。

(伊賀建設事務所企画調整課)

申しわけございません。アンケートの手持ち、今探してみますが、原本自身は私が今机の中できちんと保管をしております。原本があるか今お探しをしますが、今回のアンケートは当然書面でアンケートにお答えいただいているわけですが、やはり河川改修という、今までになかなか事例のない事後評価ということでございましたので、補足を付け加えながら、インタビュー方式で設問に答えていただいております。当然そのときにいろいろなご質問や何かは出ておるわけですが、ただ単純に文面を読んで、「はい」となるとか「いいえ」となるとか、そんな状況ではございませんので、きちんと説明して、中身を理解いただいた上でアンケートにお答えをしていただいております。今、アンケートを探しておりますので、時間内で見つかればご覧いただけます。

(委員)

わかりました。これそうすると、基本的にこの56名は周辺住民になるのですか。

(伊賀建設事務所企画調整課)

はい。今回は周辺住民と言いましても、矢谷川の先ほど写真でもご覧いただきましたが、お住いになった方というのは、改修後安全度が増してから現地にお住いになった方がほとんどで、当然その地に昔からお住いになっていた方もおられるでしょうし、そうでない方もおられます。それだけではなかなか非常に難しいところもございますので、今回は庁舎に来庁された方、その方々に実際のお住いと従前の矢谷川を知っているかどうか。そういうことをお尋ねしてお答えをいただいております。中には近辺にお住いの方でという方もいらっしゃいました。今、アンケートが見つかりましたので、原本写しておりますので。

(委員)

そうすると、なかなかこれだけでは評価しにくいという感じでしょうか。アンケートだけではわかってくるのは難しいですね。

(伊賀建設事務所企画調整課)

実は、河川改修そのものが、概念ではわかっておりながら、実際に河積拡大とか治水安全度の向上。そういう部分の所が一般の方にはなかなか理解しがたい部分もあったのかなということで、まず河川改修がどういうものであるか、安全度をどのように上げていくと

いう、その理念の部分からまずご説明に入って、アンケートにお答えいただいております。

(委員)

わかりました。すぐにはピンと来ないのですが、事後評価なので、せっかくアンケートを取るのに、今後につながっていくようなアンケートの取り方があったら、やる前やった後の結果だけじゃなくて、例えば、ここにあるように評価に対して事業がよかったとか、安心を感じるかとかいうか、住民と川についてのどれくらい近づいているのかとかという、事後評価なので、今後の河川工事についてつながるような何か質問があったらよかったですかなとちょっと思いました。

(伊賀建設事務所企画調整課)

ありがとうございます。今後の参考にさせていただきたいのですが、今回、特にフリー意見ということで、最後に河川改修に係る一般的な意見いろいろありましたらということで、ご記入をいただいております。すべての方が記入いただいたわけではないのですが、中には先ほどご説明の中であったように、「維持管理は適切にしていくべきだ」、あるいは「草刈りを実施するべきだ」とか、そういうその他諸々の河川事業へのご意見というのも頂戴しておりますので、今後はそういう設問等にも、いわゆる河川と住民の方々の距離とか、そういうことも念頭に置いてアンケートを実施するように考えていきたいと思っております。

(委員長)

関連して、せっかく出ているので。「河川改修は満足しているか」というのは、どういう聞き方をしたのですか。それで、これは何に満足しているのですか。

(伊賀建設事務所企画調整課)

先ほども申し上げましたように、河川改修の理念そのものが、ほとんどの方が「川は水が流れたらいいんやろ」というところの部分であったのですが、やはり今の河川というのは効率的な治水というのは当然あるわけですが、いわゆる自然あるいは親水、いわゆる水に親しむ、その他諸々すべて河川改修という概念の中で、特に治水だけとか、環境だけとか、あるいは親水だけとかいう部分でなく、この矢谷川に関して今現在あなたが感じておられるのは満足しておられるでしょうかという、非常に抽象的な質問で申しわけなかったのですが、そういう聞き方をいたしました。その結果、「いや満足しているよ」というお答えをいただいております。逆に言えば、30年規模相当の洪水がまだ発生してございませんので、矢谷川が満流で流れたということはございませんので、そういう事態が起きれば、またこのアンケートの結果というのは、やや数字が変わってくるものなのかなとも思っております。以上です。

(委員)

改修前の11倍の断面で、水害の心配はなさそうなんです、さっき断面図とか見せて

もらいましたけど、事業効果としては理解できたのですが、その改修後5年で、写真しか見れないので、私現場見ていないから申しわけないのですが、結構川底が急激に上がってきているように見られるのですが。これは完成直後よりも急激にいろいろな堆積物とかが増えてきて、川底がだんだんだんだん5年間でこれだけ上がっているということなんでしょうか。もう1つ最後に、一括して言いますが、堆積土砂の撤去方法とか、浚渫計画とか、そういったものもお聞かせください。

(伊賀建設事務所企画調整課)

現況の矢谷川ですが、河床の高さをはっきりまだ測量したことはございませんので、高低差については数字でお示しすることはできませんが、現況堆積物が一杯になったという認識はしてございません。写真でご覧いただいたのは、やはり草、水生植物、それが繁茂することによって、見た目上、土砂が堆積したように見えるというような感じであると考えております。ただし、大きな出水がございませんので、河床の土砂が一気に下に流されるというような現象も多分起きていないだろうと。ややもすれば、当然もともとが小さい断面で、ご覧いただいた左のような水量で流れておりました。当然川が広くなっても水量は変わるわけではなく、同じような道筋をたどるわけで、大きな断面の河床の低い部分、あれぐらいの断面の所を、澇筋を形成しながら蛇行し、下流にたどり着いていると。そんな状況の中で、河床を真っ平にしたとしても、低い部分を澇筋を形成されておりますので、今後の土砂撤去等につきましては、財政上の問題もありますが、やや深掘りした所とか当然普段水が流れず草が繁茂している所。そこを精製するような形で土砂管理をしていきたいと。ただし、真っ平にしてしまうと、これまた自然との関連が出てきますので、そういう点につきましては十分配慮しながら進めていきたいと考えております。以上です。

(委員)

ありがとうございました。

(委員)

1点お伺いしたいと思います。スライド番号20番ですが、親水護岸に子どもが下りていく絵ですが、親水という言葉は水に親しむのかなと思ったのですが、この絵を見る限り、草ボウボウで水が見えないのですが、親水護岸、どの程度今機能しているかということについてお聞きしたいのですが。

(伊賀建設事務所企画調整課)

厳密に言いますと、確かに川の中に入って遊ぶ子どもの姿は見受けられません。と言うのは、やはり近くにある学校とかが、水の中に入ると危ないということで、たまたまこの子どもたちは現地でこういう風景を見かけたので写真を撮らせていただいたわけですが、尋ねてみると、本当は学校の先生に下りていっちゃだめだと言われているというようなところでございまして、子どもさん自身はなかなか川の中には入っていただけない。大人の方々は利用の仕方は普段見受ける限りは、季節のいい時期に、この階段を腰掛代わりにして中段ぐらいで座っておられるという風景は、ときたま見受けられます。ご指摘のひとり

草も生えてきまして、この中のある部分を濁筋を形成しながら水は流れておるわけですが、やはりいろいろな害虫等々の問題もございまして、川の中に入って遊ばれているという風景自身は、現実的には見受けられない。階段護岸を腰掛代わりに使っているところがせいぜいなのかなと認識しております。以上です。

(委員)

と言うことは、あまり親水護岸機能していないのかなと思ったのですが。では、将来的に腰掛程度に見えたときにも、ちょっと水が見えた方がいいのかなという気がするのですが。そのときに、例えばスライドの 28 番に繁茂する草に対する対応とかありますが、その辺で親水護岸の近くを重点的にきれいにしましょうとか、そういう方策ですとか、あるいはもう少し授業でも使えるように、浅瀬を親水護岸の近くにつくってあげて、環境教育に生かしてあげるようにとか、そういう方法というのは、例えば学校とか地域とタイアップしていく方向性というのは今後可能性があるのかどうか。それをお聞きしたいと思います。

(伊賀建設事務所企画調整課)

この河川だけで草刈り全体の議論をするのは、いささか難しいところがございますが、確かに私個人といたしましても、草がたくさん生えておれば、やはりそこに階段があっても、その草を掻き分け中に入っていくという行為は、非常に難しいところだと思っております。そういう観点からも、草刈りの仕方といいますか、エリア的なものも含めまして、先ほどご指摘のようなやり方が可能であるのであれば、やり方さえ変えれば、階段護岸を利用していただく、ひいては親水護岸の利用度も高まるというような方法はあるかと思えます。そこに住民の方々をどのように一緒になって協働でやっていけるかというのは、今後事務所としても努力していきたいと思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思えます。

(委員)

ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひします。

(委員)

4 ページの所の 環境の変化ということで、「魚類には良好な環境となった」ということで、できた後で魚類調査なんかやられているわけですか。それで、どういう傾向になったのか教えてください。

(伊賀建設事務所企画調整課)

魚類の調査はしております。今、それぞれの個体の写真はここにあるわけですが、1 つにはドジョウ、フナ。通常どこの河川にもいるような魚類はいます。特に、  
と言いまして、砂州、いわゆる砂の所を好む希少種。そういう魚も現地で見つかっておるとい  
うことで、この魚については特に普段見受けられないということで、今回こういう河川で  
も見つかるということ、現地で調査をしております。

(委員)

先ほどは学校が近くにあるけど、学校の先生はそこへ行くなということですが、それを逆に、小学校とかの学習の場にそういうものを、河川を利用できるようにしていただくと、非常に僕はいいと思うのですが。以上です。

(伊賀建設事務所企画調整課)

その点も含めまして、事務所の河川行政の部分も含めて今後検討していきたいと思えます。また、その点につきましては、ご指導等よろしくお願ひしたいと思えます。

(委員)

土地利用の変化についてお尋ねします。スライドの 14 番を見ますと、ちょうど改修前、改修後で、このエリアが随分市街化が進んだように見えるんですね。市街区域というような表記の仕方がしてあるのですが、ここ用途地域は 8 年と 19 年ですか、用途地域自体が変わっているのですか。

(伊賀建設事務所企画調整課)

・・(テープ交換)・・上の方の写真でございますが、青の線が改修をしました矢谷川でございます。赤の線が線引きの線、都市計画法で言う市街化区域、下の部分が市街化区域という線でございます。平成の確か 6 年か 7 年ぐらいに、赤の点線部分、この部分が市街化区域に編入されております。用途地域につきましては、今手元に伊賀市の都市計画図があるわけでございますが、第一種住専あるいは第一種住居地域ということになっております。

(委員)

そうすると、ちょうどこれ事業が平成 5 年から平成 14 年ですよ。事業を始めたときは市街化区域外だったけれども、始めるのとだいたい歩調を合わせて市街化区域になってしまったというか、ご存知だったんだと思えますけど。市街化区域になるということは、当然事業を始めるときにはわかっていたんじゃないですか。

(伊賀建設事務所企画調整課)

当然、当時もう十数年前の話ですので、私もこの事業には携わってないのですが、当時市街化区域に編入するというような市の考えもあって、当然市街化区域に編入するのであれば、市街化が進展してきます。それでなくても河川が氾濫を起こしておるということもありまして、改修を行うと同時に市街化区域の編入を行って、その後市街地、いわゆる街が形成されていったと聞いております。

(委員)

考え方としては市街化区域を広げようとしていると。そこに氾濫をよくする川があるので、改修をして順次市街化のスピードに合わせて危険がないようにしましたと。そういう



流れで理解したらいいですか。

(伊賀建設事務所企画調整課)

はい。そのように考えていただいたら結構だと思います。河川の優先順位を決定する上で、重要度はそれほど今まで高くなかったわけですが、市街化区域に編入されるということで、市街地が形成されるとなれば、重要度が高くなります。高くなれば当然優先順位は高くなるということで、河川事業を行ったということです。

(委員)

事業費が9年間の事業で25%、結構な増加をしているんですね。先ほど説明の中で買収地価が想定以上に上がったんだというお話があったと思いますが、それは今の市街化に編入されるという話とはリンクしないのですか。

(伊賀建設事務所企画調整課)

基本的には今回の用地単価につきましては、市街化になる前の単価。いわゆる市街化区域に編入する以前の、本来市街地進展の前の安い単価で鑑定を行っています。その安い単価で鑑定を行ったわけですが、なお私どもの当初の見積がそれ以上に少し低かったということでございます。

(委員)

そうすると、買収した時点の地価というのは、市街化区域外だったときの鑑定価格でされた。実際にそれで済んだというお話。

(伊賀建設事務所企画調整課)

単価につきましては、基本的に市街化区域になる前の単価で行っております。

(委員)

それでも25%も増額したんですか。

(伊賀建設事務所企画調整課)

面積が1,480m<sup>2</sup>ということで、約40,000m<sup>2</sup>ございました。1円単価が違って4万円ちがうわけです。100円違えば40万円、1,000円違えば400万円ということで、やはり我々の想定していた以上に不動産鑑定士の方、いわゆる有資格者の鑑定結果が高かったために、金額が増大したということでございます。

(委員長)

続きまして、ほ場整備ですね。準備ができたならお願いいたします。

502番 ほ場整備事業 櫛田地区 松阪市

(農業基盤室長)

農水商工部農業基盤室長の油谷でございます。10月18日の事前説明の際にいただきました質問の内容も含めまして、パワーポイントで説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

ほ場整備事業櫛田地区につきましては、平成5年度から事業に着手し、平成13年度に完了しております。今年度で事業完了後5年間の期間が経過いたしましたので、地域の皆様に事業に対するご意見をいただき、事業の効果の検証と今後の課題などについて検討いたしました。このたび委員の皆様から事後評価のご意見をいただくことになりましたので、どうぞよろしくお願いたします。それでは、説明をいたします。

櫛田地区は、松阪市の東部に位置し、一級河川櫛田川下流の左岸に拓けた穀倉地帯でございます。櫛田地区の耕地は、1筆当たりの面積が約6aと狭小で不整形でありまして、また水路も未整備であり、地形が平坦であることから、排水条件も悪い農地でございます。また、農道も幅員が1.8m程度と狭く、小型の作業車による農作業を余儀なくされ、農業機械の搬出入や農道用排水路の維持管理にも苦慮していた状況でございます。

次に、事業の目的について説明いたします。不整形で排水条件の悪い区画に対し100m×30mの30aから、100m×100mの1haの大きさのほ場にしたり、農道や用水路、排水路などを整備することにより、水田の乾田化や米以外の農作物を生産することができる農地になります。このことにより、米の生産調整や転作の定着化や集団化を可能とし、また施設の維持管理の省力化を実現することで、担い手を育成し安定した農業経営を目指すことが、本事業の目的でございます。

水田農業の経営の安定には、米の販売価格を一定の水準以上に維持することが重要になります。このため、国では昭和45年より米づくり面積を抑制し、また平成16年度からは米の生産量を一定量に抑制し、米以外の麦や大豆などの作付、すなわち転作を奨励し、消費者の需要に見合った生産振興を進めております。この転作にも取り組める水田とするため、ほ場整備事業により水田の地下水を低下させ、乾田化、汎用化し、水気を嫌う麦や大豆などの畑作物が作付できるほ場に整備しています。

櫛田地区の整備概要について説明いたします。区画整理は1筆の面積が1haと30aの区画を標準といたしまして、農地108.9haを整備いたしました。畑は黄色の部分でございますが、点在しておりますが、約7haあります。道路工は幹線道路で幅6m、支線道路で幅4mとし、総延長14,287mを整備し、用水路はパイプライン化して総延長19,192mを整備いたしました。排水路は幅40cm程度から3m50の幅とし、14,625mを整備いたしました。併せて集落内の整備として、5mの集落道路と2,294mの集落排水路を整備いたしました。

次に、事業の効果について説明させていただきます。この写真は、平成18年度の秋に撮影した航空写真です。緑に見える箇所は小麦が作付されている場所です。平成8年に設立された櫛田営農組合により、小麦の作付場所が集団化、団地化されています。また、オレンジで着色した箇所は、平成18年度に小作や水稲作業の委託、受託がなされた場所です。これらの麦作や小作、水稲作業は、3名の担い手農家により営農されております。なお、担い手とは、個々の農家が高齢化や後継者不足から農業をやめる中、農業をやめた農家の農地を受け入れて地域の農業を担う農家のことを言います。現状で麦作が46.4ha、

小作が 11.8ha、基幹作業受託が 3.1ha、計 61.3ha が担い手に集積されております。

次に、このグラフが農地集積率の推移を示しております。農地集積とは、個々の農家から担い手や生産組織などの経営体に農作業の受託、委託を進めることを言います。櫛田地区の農地集積率は事業開始時の平成 5 年には 3.1ha で、地区の水田面積の 3 %であった農地集積率が、事業完了時の平成 13 年には 58%に、また平成 18 年には 61.3ha、60%になっております。事業の実施要件では、受益面積の概ね 25%以上を生産組織へ農地集積することが要件となっておりますが、当地区では十分に要件を達成しています。なお、残る 40%の農地では、個々の農家が営農を継続しております。

これは、地域の営農状況です。今年 6 月の小麦の収穫状況です。ほ場が大区画になったことから、大型機械での収穫や収穫物の運搬に大型トラックが使用されるなど、効率化が図られております。また、無人ヘリコプターによる一斉防除や乗用機械による防除作業などが行われ、新しい営農技術が地域に導入されています。

次に、費用対効果について説明いたします。費用対効果の計画と現時点との比較です。本事業費については、最終総事業費が 24 億 9,181 万円で、現地の精査により計画時より 150 万 9,000 円増額しています。年総効果額についての内訳でございますが、作物生産効果につきましては、小麦の作付面積は計画時の 1.7 倍、大豆の作付面積は 2.5 倍に増加し、年効果額もそれぞれ増加している反面、水稻の作付面積が減少したため、全体の年効果額は減少しています。また、インゲンなどの野菜の作付がほとんどなくなったことから、年効果額が減額しております。営農経費節減効果は、小麦、大豆の作付が増加し、農業機械の利用効率が高まるなどにより増加いたしました。維持管理費節減効果は、計画時には用水路や用水ポンプ、幹線用水路や排水路など、新たな施設を造成したことによる維持管理費を計上していましたが、営農組合による転作の集団化などにより、効率的な用水の排水管理を行えたことから、ポンプの電気代や管理費が減少いたしました。更新効果としては、890 万 9,000 円でございます。そのほかに非農用地等創設効果、安全性向上効果、地籍確定効果があります。以上の年総効果額から妥当投資額を算出しますと、投資効率は計画で 1.07、現在は 1.06 となっております。

それから、地域内の櫛田町集落では、ほ場整備事業の実施を契機として、今まで行われてきた集落の出合い作業について、作業分担場所と作業内容や各自の水田、畑やそれと直面した排水路や道路の管理などの共同作業規定を設けた「櫛田町環境整備委員会」を平成 13 年に立ち上げ、造成された施設の維持管理や地域の環境保全に取り組んでいます。

事業の実施にあたって環境調査は行っていませんが、工事では農道や排水路の法面の植生、緑化を施すとともに、低騒音の建設機械を使用しました。昨年 7 月に実施した環境調査では、地区内の水路にメダカ、ドジョウ、フナなどの魚の生息を確認しています。また、後ほど示しますアンケート調査からも、事業実施による環境への負荷はほとんどないと考えられています。

事業着手時の平成 5 年に比べて、農家が約 1 / 3 に減少してきており、農地や農道、排水路のあぜ草刈りなど、農地や農道、用排水路の維持管理を農家のみで実施することが困難になってきております。このことから、櫛田地区では関係する 3 集落が一体となって、「精魂の郷・保全・管理クラブ」、S・H・Kクラブと略しますが、平成 19 年度より始まった「農地・水・環境保全向上対策」に取り組んで、保全活動を実施しています。この

活動については、後ほど述べさせていただきます。

アンケートの結果でございますが、櫛田町、清水町、菅生町の3集落がございまして、121戸にお願いしたところ、92%に当たる52戸、非農家59戸の計111戸の皆様方から回答をいただきました。

農作業の委託状況をお聞きしたところ、多い順に「田植え」「耕起」「刈取」となっておりまして、基幹作業がほぼ等しく委託されております。なお、基幹作業とは、耕起、代かき、田植え、刈取、脱穀を言います。

次に、事業実施による農業面での効果についてお聞きしたところ、農家の95%の方から「効果があった」との回答をいただいております。また、その内容をお聞きしたところ、「農道や用・排水路の維持管理が楽になった」「機械の移動や用水の管理などの作業が楽になった」との回答をいただいております。事業実施の効果を認識されています。

次に、事業実施による農業以外の面での効果をお聞きしたところ、全体の99%の方から「効果があった」との回答をいただいております。また、その内容をお聞きしたところ、「道路の通行がスムーズになった」「地域の水はけがよくなった」との回答をいただいております。事業の実施が地域の生活環境の改善に寄与しております。

次に、事業の実施による自然環境への影響についてお聞きしたところ、動物や植物では全体の58%の方から「変わらない」「増えた」との回答をいただいております。また、地域の水質については、「変わらない」「よくなった」と91%の回答をいただき、地域の景観では、「よくなった」「変わらない」と95%の回答をいただいております。

次に、事業で整備された農地や施設の管理状況についてお聞きしたところ、全体の77%の方から「うまく管理されている」との回答をいただいております。また、S・H・Kクラブによる農地・水・環境保全向上活動や土地改良区の施設管理が行き届いており、現地状況の写真からも、農地や施設が適切に管理されていることが伺えます。なお、櫛田地区では、造成後当初から畦畔や排水路法面等への除草剤の散布はしないと申し合わせて、法面の保護と環境への配慮に努めております。

今後の農業について農家の方にお聞きしたところ、全体の22%の方から「息子たちがあとを継ぐ」との回答をいただいておりますが、29%が「自分たちができるまで」、10%が「続けたいが不安」とし、また39%の方が「将来は農作業を委託する」と回答をいただいております。

アンケートの結果についてとりまとめますと、ほ場の大区画化により、機械の移動や作業が楽になった、用水、排水路の分離により水田が乾くようになったとの意見をいただいております。農道の整備については、通行がスムーズになった、維持管理が楽になった、地域に外周道路ができたとの意見をいただいております。一方、一般車の通行量、スピードが増加して危険との意見もいただいております。用水路の整備では、給水が容易になった、用水の管理が楽になったとの意見をいただいております。排水路の整備では、地域の水はけがよくなった、維持管理が楽になったとの意見をいただいております。一方、草刈りや泥上げの作業が辛い、冬場は排水路が家庭排水のみとなる、深い部分は子どもたちにとって危険ではないかとの意見をいただいております。また、農業の継続については、農家の22%の方が息子たちがあとを継ぐと回答していますが、多くの方々は自分ができるまで続けたいが不安、将来は委託すると回答しており、今後ますます営農組合や担い手

農家の役割が重要となります。

全国の農業農村では過疎化、混住化、農家の高齢化が進み、地域の保全管理活動が脆弱化しており、農村地域社会の課題となっております。一方、農村の環境や景観に対する国民の期待や要請も高まっております。これらのことから、将来にわたる資源の良好な状態での保全管理や地域共同による農地・水・環境の活動の促進が必要であり、平成 19 年度からこの農地・水・環境保全向上対策が始まりました。櫛田地区では、県内他地域に先駆けて、櫛田町・清水町・菅生町の各自治会や櫛田土地改良区などで構成する「精魂の郷・保全・管理クラブ」、通称 S・H・K クラブを平成 18 年 2 月に組織し、次世代への財産として豊かで魅力ある農村づくりを合言葉に、昨年度は対策のモデル地区として、また本年度から本格的に保全活動を実施しております。

S・H・K クラブの代表者が趣味のゴルフに出かけた際に、「ラフの芝はほとんど刈られていないのでは。芝は冬になれば成長が止まり、そして枯れる。芝を排水路の法面に植えれば草刈りの作業も軽減されるのでは。」と組織内で提案して、芝の播種から雑草管理、排水路法面への植栽を行いました。また、道路法面の草刈りや施設用地への芝桜の植栽など、地域の保全活動を地域全体で実施しております。また、このクラブでは、毎月 1 回定期的にリーダーが集い、保全活動の予定や内容の確認を行っております。

櫛田地区では、この櫛田営農組合や S・H・K クラブが機能し、地域の営農や農地農業用施設の保全が健全に行われておりますが、ほ場整備事業の今後の課題と対応方針についてまとめてみますと、農家の高齢化や後継者不足が進みつつある中、地域農業の継続のため、営農組合や担い手農家などの生産組織への農地の集積を進める必要があります。また、農家数が減少する中、農地や農業用排水路の維持管理を農家のみで実施することが困難になってきています。このことから、洪水調整など多面的な機能を持つ農地や農業用施設を地域の共通資源とし、農家のみでなく非農家も含めた地域全体での保全活動であるこの農地・水・環境保全向上対策への取組を推進していきます。また、事業の計画段階から地域全体での保全管理体制を整備する必要もあり、非農家も含めた地域全体の合意形成に努めます。

以上、ほ場整備事業における課題に取り組み、今後の事業の改善に努め、活発で持続的な農業の実現とふるさと空間が提供する多面的機能の維持保全に努めてまいりたいと考えます。長くなって申しわけございませんでした。以上で説明を終わらせていただきます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。ただ今の櫛田地区ほ場整備事業について、ご質問ありませんでしょうか。はい。

(委員)

こういった集落営農の非常にモデルケースだと思うのですが、これだけ整備されてもやはり気になるのは担い手の問題でして、その辺どうでしょうか。農家年齢構成とか、その後のアンケートの結果とか、総合的に判断しますとどうでしょう。

(農業基盤室長)

この地域は、16 ページをご覧くださいますと年齢構成もあるのですが、青い部分が平成 5 年で、平成 18 年が深い赤色なんです、やはり 60 歳までの方が平成 5 年は 96 人見えて、65 歳以上の方が 51 人と。それが現在では 65 歳までが 30 人で、65 歳以上が 24 人ということで、65 歳以上が半分ぐらいに近づいてきている状況でございますが、この地域の農家数が今 54 戸になっておりまして、そのうち専業農家が 4 戸あって、その専業農家 4 戸のうち 3 戸が認定農業者になっておりまして、その方たちで 60ha の営農を請け負っていただいているということで、非常に事業によってそういう担い手が育ったいい例だと思っておりますが、これが県下の所すべてこういうふうになるかというのは、なかなか難しい点もあるかと思えます。

(委員)

はい、ありがとうございます。これから米価とか米の自由化等とかでかなり農業経営が今後もっともっと、特に稲作が厳しくなる予想があるのですが、米価が下がってきたときに対する対応とか、例えば生産者原価とか、そういった技術指導的なもの。これは中央改良普及センターとか、全然違うセクションになりますが、どうでしょう、その辺のところは結構この辺地域内で議論されているわけですか。

(農業基盤室長)

J A 柳田がありまして、そういう営農の方の指導はそこも含めて私どもの営農普及部も担当しておりますのでやっておるのですが、品種改良とか技術的なところはもう限界に来ているのではないかなというところも少しありますし、この場合 1 ha でするので非常に効率よくやっているのですが、原油が高くなったり、米が非常に今年で 1,000 円ぐらいだと思っておりますが安くなっており、1 俵 12,000 円ぐらいにもなってきておって、担い手の方が非常に苦しいということで、今政府の方も品目横断的な経営安定対策の見直しを取り組んでいるところですし、そういう価格が下落したときに、何かゲタ対策というのですか、そういうのも今検討し始めておりますし、それからその対象にならない方も何とか今後も営農を続けていただくように、兼業農家対策も必要ではないかということで、対応を行うような状況となっております。

(委員)

ありがとうございます。各農家 1 ha 当たりの負担率って、この事業はどのぐらいでしたか。1/3 ぐらいですか。

(農業基盤室長)

国の方が 50%で、27.5%が県、22.5%が地元の方ですが、松阪市の方で 7.5%もっておりますので、15%。それを 15 年ぐらいで返していただくという形になります。

(委員)

はい、ありがとうございます。

(委員長)

ほかにかがでしょうか。農地の集積等の話はここにあるのですが、生産品目とか総生産額とか、その辺はどうなんですか。事業効果を何で見るのか。

(農業基盤室長)

13 ページの所の表をご覧いただきたいと思います。この表でございまして、計画のときは1.07です。それが1.06になっております。品目別といいますと、生産作物ですね。

(委員長)

いわゆる農業生産という面で見たら。

(農業基盤室長)

農業生産効果は3,800。

(委員長)

これは下がっているのですか。

(農業基盤室長)

これは先ほども説明させていただいたのですが、小麦の作付面積が計画時の1.7倍、大豆が2.5倍に増加して、年効果額も増加している反面、水稲の作付面積が減少したのと、当初野菜の方で計画、生産効果を出しておりましたので、それが今回平成11年度に食料農業農村基本法が変わりまして、食料自給率を上げていかななくてはならないということで、平成12年度の基本計画でもって45%に上げるということにして、国もそうですけど県もこういう土地利用型の所では水稲と麦大豆ということで、2年3作で麦と大豆の奨励をしましたので、そちらの方へ変わって、その結果少し下がったような形になっております。

(委員長)

野菜が米になった結果。

(農業基盤室長)

そうです。そのことも含めてそういうふうになっております。

(委員長)

農家個別経営として、何で補完するのですか。

(農業基盤室長)

おっしゃられているのは、農家の収入の方ですね。それは補完ということではないのですが、やはり野菜というのは好不況、よく取れたり取れなかったりの波が激しかったり、高齢化して重量野菜ですと労力も大変ですし、消毒を少なくするとかそういうこともありまして、やはりなかなかそういう野菜づくりが定着しなかったというような点があって、

この麦大豆といいましたら、先ほどの認定農業者の方がそれを請け負ってもらおうということで、その辺のところでは個人の農家には転作奨励金とかも入りますので、そういうところである程度カバーできているのではないかと考えております。

(委員長)

要するに、当初見込んでいた、野菜でこの額の生産を見込んでいたのが、土地利用型にしたものでこのぐらいの実績になっているということですね。

(農業基盤室長)

はい。そのこともありますし、米の値段も下がっているということも出てこようかなと思います。

(農業基盤室農業基盤グループ)

少しだけ補足説明させていただきます。先ほども油谷の方から申しましたように、平成12年度から水田農業経営確立対策ということで、一般転作、麦と大豆を奨励するようになりまして。それは米の生産量を調整しようということで米の量を調整した。ですから、計画時点では米の量が多くございました。それに対して現時点では米が少なくなって、麦と大豆が増えております。ですので、やはり米の方が生産効果上がりますので、それで減ったというようなことが大きな要因になっていると思います。

(委員長)

実態はわかりました。経営的には見ないわけですね。政策的に見るのですね。

(農業基盤室長)

ですから、個々の農家の方は、どちらかと言うと、親から引き継いだ農地も頑張ってやっていますけど、認定農業者の方は規模を拡大して、そこでは優良な営農がされているということ。

(委員長)

先ほどの話は穀物ベースの自給率を高めるという意味ですね。

(農業基盤室長)

はい。カロリーベースですね。

(委員長)

はい。よろしいでしょうか。

(委員)

事後評価ですので、今後ほ場整備事業があった場合に、今回の事業の内容をどういうふうに生かすかというところが、一番ポイントなのかなと思います。それで、そういう視点



で見ていると、最後のページになると思いますが、説明を聞いていますと、ほ場整備事業という耕地きれいにして、道路通して、排水きれいにして、農地やりやすいようにしてという、基本的にはそういうとても物理的な仕事ですよ。その物理的な仕事が出来上がりましたということよりも、そういうふうにはお金をかけてするんだけど、結局高齢化している、自分の代で終わりだと言っている人の割合が多いとか、きれいにしてもらったけど、結局排水路だの何だのの掃除だけでもとても辛いんだというような声が聞こえてきているというようなご報告ですよ。

そうすると、ほ場整備という県の方ができる事業というのは、非常に物理的な工事をすることに結局は最終的になってしまうと思うのですが、それで炙り出される問題点とか課題というのは、極端なことを言えば、全然そこに関係ない。極端なことを言えば、物理的にどういう幅の農道をつくったとか、何 ha ずつを区画にしたとか、そういう具体的な話じゃない部分に課題があるんだよということが、逆にすごく明白になってしまったような。だから、前に区画整理がしてない状況の田んぼだったから、農業が衰退していたわけじゃなくてというようなところが、何か炙り出されているような気がして仕方がないんです。

そうだとすると、ほ場整備事業という事業自体の今後につなぐやり方ということも、もう少し違う視点で考えていかないと、ぐちゃぐちゃの田んぼをきれいにしてあげましたということだけで、決して物事は好転しないよ、農業は好転しないよと言っているような気がするんですね、この最後のページで。そうおっしゃっているにもかかわらず、下に矢印で何かすごくいいことが書いてあるので、何となく説明を聞いてみると、そこへ突っ込んでいくためにいろいろな説明をされているというふうにはしか、おへそが曲がっているので聞き取れないのですが、その辺は多分すごく課題としては感じてみえるんだと思うんです。県が事業としてできる限界みたいなものに対して。その辺を今後の事業に、ほ場整備事業という事業の中で、どういうふう考えていかなければいけないなというふうに思ってみえるか。言葉としては一応お聞きはしたのですが、もう少し率直なところをお聞きできるといいなと思います。

(農業基盤室長)

それで、一番肝心なことを言うのを忘れていたかも知りませんが、今の言われたこと。この事業、最近特に担い手育成型、今は経営体育成型となっていますけど、そういうことで必ず認定農業者なり集落営農組織なり、そういうものをつくるのが数値目標として設定されているわけですので、単に基盤を整備するだけの事業目的ではないわけなんです。それで、そういうソフト計画も事前につくりまして、普及センターの営農指導。一番最初の所が 3.6ha しか集団化はなかったですね。それが今 60%ぐらいになっているのですが、そういうところもソフトで十分地域に入って我々は汗を流してやっていますので、単にハード整備しただけということでは決してございませんので、両輪でやっているという状況です。

(委員)

それは今後やっていくほ場整備事業というのはまだあるんですよ。県ではやっていく

計画あるわけですよね。そういうものは、みんなそういうソフトがセットになった計画に、今後は全部なっているということですか。

(農業基盤室農業基盤グループ)

先ほどおっしゃられたご質問の中で、逆に言うと、ほ場整備をしなければもっと農家は楽ですし、いいんじゃないかというふうにお捉えになられたかなという部分がちょっとありまして。これ整備前の状況がスクリーンに出してあるのですが、このほ場整備をしない状態ですと、トラックも入らない。排水路もこのような形で管理ができないといった形で、ここがどうということはありませんが、耕作していくことが不可能な状況になっていくと。農地も荒れていくし、農家も、例えば小さい田んぼを1筆、1筆されているのでは、当然収益がございませぬので、もう農家をやめていくと。そうすると、ここの地域自体から農業がなくなっていくという状況を、ここの農地を守っていくということも兼ねて、今後とも維持できるように整備していくということで、ほ場整備を実施したということになってまいります。

そのような形で整備いたしましたところ、じゃああとそれにかかる維持管理をどうしていくかという部分について今日ご説明させていただいた農地・水というような事業も兼ねてその維持管理をしていく、なおかつ施設を大事にしていくという部分を、今度着目しながら事業を進めていくというふうにシフトしてきているという状況でございます。

(委員)

すいません。本質に全然関係ない質問ですが、便益の所で文化財発見便益というものがあるのですが、これは便益出たのですか。

(農業基盤室長)

392万4,000円という効果が出ていまして、付けてある資料の効果の所にも、埋蔵文化財発見効果というちょっと説明もしていまして、こういう貴重な埋蔵文化財が出たことが、大事さという文化的な価値が明確になって、一般の方にも認識されるということで、それが後世にも伝わっていくという効果で出ております。

(農業基盤室農業基盤グループ)

少し補足させていただきます。この事業をやらなければ、こちらに文化財があるかどうかというのは、調べてみないとわからない状態でした。それで、この事業をすることによりまして、土地を変える。土地を切ったり盛り上げたりするということで、それでここに文化財があるかどうかを調べてみると。そうすると、確かに文化財がこの周辺にありましたと。それで、それを調査して保存ができたということで、一般的に効果が上がったということでご理解いただきたいと思っております。

(委員長)

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。では、どうもありがとうございます。次、農道西山でしょうか。

504番 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 西山地区 熊野市

505番 中山間地域総合整備事業 青山南部地区 伊賀市

(農山漁村室長)

農山漁村室の岩崎でございます。それでは、前回のいろいろご質問とかご提案等に基づきまして説明を開始させていただきます。私どもの方、略して農免農道と申します。農免農道の西山地区と中山間地域総合整備事業の青山南部地区、両方を今回のご審議に掛けさせていただきました。前回のご質問にございましたように、事後評価を行う意図について、当該事業の位置づけということで説明を求められました。ここがございます三重県の公共事業事後評価実施要綱の第3条に基づきまして、長ったらしい名前ですが、赤に書いてありますの部分、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業、これ略して農免事業になります。これは10億円以上かつ整備延長3km以上。それから、その下にありますの中山間地域総合整備事業は10億円以上という形で、私ども対象事業の対象地区として設定しておりますのは午前中も説明いただいたと思うのですが、そういう形でこの両地区を今回評価に上げさせていただきました。

次に、前ご冗談かと思いますが、なぜよりによって2つ中山間の事業を上げてきたのというご質問もございましたので、簡単に位置づけについて上げさせていただきます。504番と505番ございますが、後で詳しくご説明は申し上げますが、1番西山地区と申しますのは旧紀和町、三重県の一番南でございます、非常に過疎化・高齢化がすごく進展をしております、旧紀和町は全国一位の高齢化率でございます。青山南部地区、旧青山町でございますが、これも進展はしておりますが、両者あえて比較すれば、まだそれほどは進展していないと、ちょっと言い過ぎかもわかりませんが、ございます。それから、交通の便も、これは言うまでもございませぬし、したがって道路につきましても、一番上の旧紀和町の方は基幹道路もなかった。旧青山町は整備してございました。その他農地も西山地区としては有名な棚田地帯でございますし、青山南部地区も急勾配なんですけど、まだまだ棚田という所までは行っておりませぬ。

したがって、私どもこの2地区をあえてやるときに、南の西山におきましては農道、それからそこまで行っていない旧青山町におきましてはほ場整備を行ったということでございます。したがって、これからの対策も旧紀和町の西山におきましては、地域住民だけでは限界を超えたということから、都市住民、いわゆる地域外住民の協力体制を構築していく対策。また後で詳しく申し上げます。また、青山南部地区におきましては、何とかまだまだ地域住民における集落営農で対応していこうという形で、これからの対策を検討して今実施中でございます。簡単に前回のご質問について申し上げます。

それでは、まず農免事業の西山地区の方から説明を始めさせていただきます。まず、地区の概要でございますが、本農道は今でこそ熊野市になりましたが、三重県南部の旧紀和町の非常に自然環境は豊かでございますが、中山間地域に位置するご覧の地区でございます。これが平成4年ぐらいに撮った農免農道の状況でございますが、ご覧のように、中央に見えるのがこの西山地区の農免農道でございます、両側を棚田と山林に囲まれた非常に急峻な地形の所に設置をいたしました。

これが図面的に表現したものです。当農免農道は中央の赤の部分です。太い線で示す路線で、県道の熊野矢ノ川線の熊野市紀和町の赤木という所から、県道長尾小栗須線の紀和町平谷間の、先ほど写真でも見ていただきました棚田農地を南北に縦断しております。総延長は 4.6km、事業費は約 20 億円。これによって生じます受益が約 220ha ということで整備をさせていただきました。道路幅員は全体で 6 m、車道が 5 m で、アスファルト舗装でさせていただきました。事業は昭和 60 年から平成 13 年度までかかりました。現在、当道路は当初農免農道の主目的でございます農業用車両の利用する道路。また、地域住民の生活道路として非常に活用されております。さらに、若干付帯効果もあるのですが、近くにあります丸山千枚田とか熊野古道等、ここら辺の観光地への言わば裏道なんです、多くの方に利用されている状況でございます。写真のとおりでございます。

地域の状況を、くどいかもわかりませんが、もう一度説明させていただきます。当地域は全域が中山間地域ですが、そのほとんどが棚田の農地を形成しております。その状況を収めたものです。それぞれ赤木地区、丸山地区、長尾地区ですが、特に右上の丸山地区は皆さんご存知だと思いますが、丸山千枚田も受益地の一部となっております。

次に、費用対効果でございますが、事業計画策定時の 20 億 3,600 万円が、現在評価時におきまして 20 億 40 万円と、3,560 万円の減額となっております。これは事業の精査によるものでございます。物価変動等を考慮いたしました換算事業費、現在の時点に換算しました事業費は、現在で 23 億 1,800 万円余となっております。一方、効果額につきましては、現在で 4,130 万円余の減額となっております。この原因といたしましては、主として当初計画していました肉牛の畜産団地ですが、これが中止されたことに伴い、その肉が、いわゆる畜産の出荷量が事業前と比べて増えなかったためと、受益面積が若干 15ha ほど減りました。これに伴いまして 4,130 万円余の減額となっております。このように、事業費は精算の結果で減額したのですが、それ以上に効果の方が減ってきたということで、費用便益比は 1.13 から 1.04 へと、かなりの減少となっております。

主な原因でございます畜産団地の計画予定地がこの写真にあるわけですが、これは当初肉牛 2,000 頭、出荷額年額約 6,800 t を計画しておりましたが、畜産農家のグループで経営計画を検討いたしました結果、牛肉の自由化等諸々の影響で、畜産団地をつくって出荷しても採算性に問題があるということから、この建設計画が中止されることになってしまいました。参考までに、今下に出てきた写真は、従来からございます西山地区の畜産農家の状況でございます。だいたいこれで 100 頭ぐらい飼っている畜産農家です。ですから、もともとこういう畜産農家はこの辺に点在はしておりました。ただ、団地として集約することはちょっとできなかったということでございます。

次に、間接的な効果でございますが、写真とか地図でご覧いただきましたように、後ほどのアンケートにもございますが、日常の地域の救急、消防に対する安全効果というのが非常に向上したことが上げられます。以前までは点線の所ですが、県道の熊野矢ノ川線を利用しておりましたが、写真にございますように非常に狭くて、やはり一刻を争う例えば消防自動車、救急車の場合とか、そのときの時間短縮とか運転のしやすさ、その辺が当農免農道が供用されるようになりまして、そういう安全効果というのが非常に向上したと考えられます。

それから、間接的効果。畜産団地という計画が廃棄されましたが、その見返りと申し

ましようか、代わりに地域の農家の方いろいろ考えられまして、熊野地どりというものが起こってまいりまして、鶏舎の建設が現在始まっております。ご覧の丸の地点でございます。既に地ならしは完了しております。そして、例えば鶏舎から熊野地どりの鶏自体を道路を使いまして、まん中の所でございますふるさと特産物加工所、これは既にご覧ですが、ここで加工して、さらにその加工品を当道路を使いまして出荷するという計画でございます。これはまだ実施中でございます。

ほかには冒頭にも申し上げました、関西方面から丸山千枚田とか熊野古道なんかにお出でになる皆様の利便性が向上したということもでございます。それから、同じくこれも間接的な効果でございますが、平成8年度に国の指定史跡であります赤木城が赤木という集落の中にあるのですが、その周辺が整備されまして、丸山千枚田だけではない、いわゆる地域における都市住民との交流の場となっているということが挙げられます。まだまだイベントとしては小さいのですが、年間1,000人ぐらいの地区外の方がお見えになって、この地域におきましては結構起爆剤の1つになっていると。下は餅まきなんですけど、そういう活動が起こってきたというふうな、地域活性化の効果が考えられています。

それから、これも小さな効果、目立たない効果ですが、この農免農道ができてまして、それに対して取付部分がいろいろ整備が進んできてまして、それによりまして農地とか棚田へ行く道とか山林へ行く道、道路網の利便性が非常に向上しているという間接的な効果も挙がっております。

環境面への配慮といたしまして、一番大きいのは、道路に隣接して保安林がある箇所においては、だらだらだらっとああいう形で盛土をして安定を図るのではなくて、テールアルメと申しまししょうか、いわゆる補強土壁形式による施工です。そういうことによりまして、法面の面積を減らす。すなわち開発の面積を減らすことによって、環境とかへの影響を最小限に抑えました。このテールアルメ形式と申しますのは、盛土の中にメタルの補強材、人間の長いベロみたいなものを一杯突っ込みまして、土とベロの摩擦効果によって、ほぼ垂直に近い法を形成するというもので、この写真は西山地区におけるその状況でございます。下から写せばよかったけど、そういう状況でございます。

その他、環境面の配慮といたしましては、先ほどの特殊工法のほかに、この辺は非常に雨が多ございますので、工事期間を、雨期を避けての工事というものを実施しました。また、これは平成6年ごろ、途中まで行ったところぐらいですが、地元住民が、せっかくいい道路ができたものということで、農免農道沿いに桜並木を整備されて、新たな地域の景観を形成しようという運動で活動が起こりまして、こういうふうな立派な桜並木ができるようになっております。

県民の方からの意見でございますが、この関係の3集落の方からアンケートをいただきました。3集落合わせて134戸の方ですが、約77%の回収率。内訳は農家の方が57%、非農家が41%でございます。全部だったら説明してもあれですが、特に右下の使用頻度の方ですが、約34%の方が「毎日」。その他程度はございますが、だいたい83%の方が本農免農道を使用されております。

次に、県民の意見といたしまして、事業実施による効果で、ほとんどの方が何らかの効果があったという回答をいただいておりますが、その内容につきまして、多い方から「所要時間の短縮」。これは農道を整備すれば当たり前ということですが、この地域といたし

ましては、そのほかの「防災上の安全効果」です。これは先ほど申し上げました日常に救急、消防に対する安全度が増したということです。それから、1つ飛びまして、「地域づくりにつながった」と。いろいろな地域の住民活動が起こってきたし、丸山千枚田とか赤木城へ来てもらえる人が増えて、地域に活性力が出てきたというアンケートの結果をいただいております。

肝心の農業の方ですが、これも皆さんそれぞれ「農地の維持管理が容易になった」とか、「出荷等が楽になった」と。これはあって当たり前ですが、ほぼ皆さんそういうアンケートをいただいております。ただ、注目することは、下の2つですが、「耕作を放棄せずに継続できるようになったと思う」が61%とか、その横ですが「農作業を続けていきたい」が64%とか、やはり営農意欲。高齢化は確かにあるのですが、その中でも営農意欲は従前より増したというありがたいご意見をいただいております。

環境につきましても、先ほど若干触れましたが、70%が「よい影響があった」ということ。地域の景観につきましても、72%の方が「よくなった」と。意見の中でも赤木城周辺が非常によくなったと。それから、沿道に植えた桜で非常に素晴らしい景観ができたというふうに、私どもとしてはありがたいご意見をいただいております。

次に、課題と今後の対応方針でございます。やはりくどいように申し上げますが、第1点目、畜産団地に変わる本農道を生かした新たな地域産業の育成を図ることが必要であるということ。2点目、3点目、よく似ているのですが、農地が耕作放棄地とならない仕組み。それから、地域資源である棚田を守るために、やはり地区外の方の活力もいただきながら、有効活用を図る仕組みをつくる必要があると考えております。

それで、若干詳しく申し上げますと、畜産団地に代わるものとして、私どもとしては熊野地どりというものをブランド化し、地産地消、都市部への販路開拓を目指しております。事実、私どもと部所は違うのですが、「みえ特産鶏ブランド化地域振興促進事業」という形で、ブランド化事業を既に県の方で進めております。こういうチラシもつくって、いろいろ活躍しております。ちなみに、平成13年度ぐらいと比べまして、当時がだいたい9,500羽ぐらいだったのですが、平成18年度、去年でこれが12,500羽ぐらいという形で、順調に出荷量は増えておるといふふうに考えております。

次に、これも地域の状況で、いろいろこれもございますが、いろいろな地域の特産物を生かしてこういうものを加工して、地域外の方、都会の方に買っていただいて、地域の活力を図りたいと。1つずつ説明は申し上げませんが、皆さん頑張ってみえます。

次に、とでございます。農地とかをどうやって守っていったらいいんだということで、先ほど油谷さんからもご説明ありましたような素直な方法ではここはまいりません。やはりここにございますように、2つ私どもとしては今対策があります。1つは、地元にお住いの方に対しては、中山間地域直接支払制度。いわゆる不利な条件だからもうお金を差し上げましょうという制度がございます。これがこの地区で既に活用しております。それから、2つ・・・(テープ交換)・・・農業として訪れてもらおうとか、そういう地域の方の活躍をいただく取組を現在進めております。

そういうことで、若干先ほどの松阪市とは全然状況が違う非常に厳しい地区でございます。それもこの農道を中心にいたしまして、地域の方と一緒に振興を図っていきたくと考えております。以上でございます。

(委員長)

青山南部はまた別に説明されますか。一括でもうやった方がわかりやすいのではないのでしょうか。

(農山漁村室長)

それでは、引き続きまして、505-2 中山間地域総合整備事業青山南部地区につきまして説明を申し上げます。

本事業は、平成9年度から平成13年度までに事業を行った地域でございます。場所は、伊賀市旧青山町の一番南の所でございます。東には布引山脈、南部には室生山脈を生かした、これも中山間地域でございます。これが平面図でございますが、ちょっと見にくいですが青色で示した前深瀬川、これ下から上へ流れているのですが、その川沿いに展開した3集落の38haを受益といたしまして、中山間地域におけるほ場整備事業を実施した地域でございます。これが整備前、整備後。わかりますか。いわゆる山間地域のほ場整備事業で、形状、中央部が一番わかりやすいと思いますが、ああいう形で整備をしたということでございます。

事業の目的ですが、ちょっと平地における部分とは違います。この辺は平均の地形勾配が1/20、すごい急峻な急傾斜地でございます。1筆当たりの平均面積も6a、約600m<sup>2</sup>、しかもかなり分散しております。だいたい農家1戸当たりの平均耕作面積が30a、3反でございます。道路は幅員は非常に狭小、水路は蛇行も甚だしいということで、しかも土水路ということで、非常に耕作のしにくい、農地の汎用化も図りにくい状況でございました。このため、事業といたしましては、とても1haなんていうのはできませんから、80m×25m。これは2,000m<sup>2</sup>、いわゆる2反、20aでございますが、これを標準といたしまして平地と同様に区画整理、農道、用排水路の整備を行いました。そういうことで、一番左の下にございますように、農業離れ、過疎化、高齢化はとても松阪市の比ではございません。実際耕作放棄地も出現しておりました。それを、この事業と併せましてそういう集団化を図りまして、農作業の省力化とか安定した農業経営を何とか実現を図りたいということを目的として、本事業を実施させていただきました。

これが平面図でございます。このように、25m×80m、2反割りの細長い田んぼでございますが、現実はこの標準区画の部分は非常に少ないです。とても造成できない所が多いです。同等に平面図でもご覧いただきましたように、ほ場整備の団地は非常に点在しております。1箇所にとまって農地はございません。団地数は23団地。一番大きな団地でも7.6ha、一番小さい団地では0.2ha。そういう団地もございます。1団地当たりの平均耕作面積が1.7haとなっております。

これがほ場整備前後の写真でございます。松阪市ほど見栄えはよくないですが、これが精一杯でございます。右の写真では整備されたほ場と農道が見られるようになっております。次に、下高尾地区。これも同様でございます。それから、上高尾地区。こういうふうな形の農地を造成しました。

次に、各種工法でございます。道路については約7.6km。幅員は3mから4mが精一杯でございます。そのうちどうしても道路で急な所が出てきます。そういう所はコンクリー

ト舗装等行いまして、作業の安全を図っております。用排水路は 17.1km。こういう形で U 字工とかプレハブ水路とか、こういう標準のものを使用しました。

これが現地の状況でございます。農道の幅員は 4 m です。法面の草刈りとか、いろいろな維持補修は、地元の農家を中心に非常にきっちりとした維持管理が行われております。

次に、投資効果でございますが、これは計画時点が 12 億 5,000 万円余でございます、現時点に直しますと 1,000 万円ぐらいの減額となっております。これは事業の精査によるものでございます。次に、効果額の内訳でございますが、途中からございます営農経費節減効果からずっと下の生活安全性向上効果。これはほぼ今見直しましても、当初の計画と同じような効果が発生しております。ただ、作物生産効果につきましては、当初 1,900 万円余年効果額がありましたが、現在 190 万円と大幅に減少しております。これは、当初こういうふうには水をよくし、機械が入るようなほ場によりまして、なばな、大豆、小麦、こういうものをつくりたいと計画しておりましたが、実はなばなを中心としたしまして各作物の単価がかなり安くなりまして、地元としてもとても作付ができない状態でございます、その分皆さん水稲に集中して作付されたということでございまして、減少いたしました。これが一番大きな減少の要因でございます。現在どうなっているかと言いますと、当初計画しておりましたなばなとか小麦ができませんで、水稲作を中心とした営農が行われておりますが、機械が導入されまして、営農経費節減効果は当初の目的どおり上がっているというのが現状でございます。

次に、間接的な効果になるのですが、実は、荒廃農地が救われたというのが、はっきり申し上げて現状でございます。左側の写真でちょうど柵がございます。あれは獣害防止用の柵ですが、左側の整備済みのほ場、それからその奥にあります耕作放棄地の対比がよくわかるかと思えます。右にありますように、これは事業地区、今回外れた所ですが、情けないのですがもう農地の荒廃化に歯止めがかからないような状態でございます。

これも間接的効果ですが、地元の活力で、自分たちで獣害対策の電気柵というものを一部の地域で、これ従前になかったものですが、取り組まれている状況でございます。

それから、もう一つ、もう少し前向きの話ですが、環境保全の取組として、この事業で排水路の一部に多自然型の水路、いわゆるホタルブロックを設置いたしまして、これによりましてホタルの増加が見られておりまして、都市住民との交流でホタル鑑賞会というものも行われております。ホタルブロックって簡単に申し上げますと、ブロック積みの水路のうち下の方の部分の一部を空洞したブロックがあるんです。その中へ土砂を入れますと、自然に草が生えてまいります。人工的にやる場合もあるのですが、そうしますと、空洞部分には植生が見られて、水生生物が育つということ。それから、そこへホタルが湧いてくるといいですか、水が非常にきれいなものですから、そういう形でホタルが右下にありますように、非常にたくさん見られます。また、右上におきましては、当事業ではございませんが、別途事業で自然石を利用したホタル水路がありまして、これも本地区でございまして、これもいいじゃないかということで、地域の盛り上がりで施工したものでございます。しかし、ホタルが見れて確かにいいのですが、これやると農地の維持管理が大変なんですよ。草刈り機でがっつりやるわけにいきませんから。その辺をみんなで頑張ろうという形のこういう活動が生じてきたという間接的な効果がございます。

また、もう一つ、景観対策の取組として、これも地域住民が自分たちで道路とか水田の



路面へあじさいの植栽を始められました。これもなかなか剪定とか維持管理が大変なんです、これも地区の出会いによって、これ別途事業ですが行われております。

では、ほかに、これは全然事業とは関係ないのですが、そういうボランティアグループがだんだん集まってきまして、種生の地区ですが、公園で地区住民が花壇をつくって、手入れをしましょうというふうな、こんな景観の形成についてかなり住民の意識が高まっています、こういう新たな活動も付帯的に生じてきております。

アンケートでございます。これも関係集落の3自治会の約250戸にお願いしたところの結果でございます。だいたい農家は約半分で、残り半分はだいたい土地持ち。土地は持っているけど農業をやらない土地持ち、非農家になります。ここの特徴としましては、土地は持っているけど人にやってもらっているという農家が1/3ぐらいあるというのが特徴です。認知度はだいたい皆さん認知していただいております。

今、上にございますように、このほ場整備を契機として委託が進んでいるのですが、まだまだございまして、先ほど説明ありました基幹3作業について10%ぐらい、一部委託を含めてもまだ1/4ぐらいしか委託は実際進んでおらずに、自己完結型の農業をやってみえます。したがって、農作業の集約というのはこれからの課題かなというふうに、私ども感じております。

次に、農業効果でございますが、これはお陰さまで「効果があった」という94%の回答とか、「生産量が増えた」「品質がよくなった」が少ないのは残念ですが、とりあえず「作業が楽になった」、それから「農道や用・排水路の維持管理が楽になった」ということで、数字にもありますように、営農経費節減効果というのは、非常に気分的なものも含めて農家の方にはあったかなと思っております。

次に、問題になります今後のこの地区の農業の方向ですが、アンケートによりますと、約6割の方が「今後も自分で農業を続けていきたい」という非常に予想外のアンケートがありました。しかし、次のちょっと細かいのですが、「今後も農業を続けていきたい」という内訳、この左の上を見てもらいますと、そのうち17%しか「家族があとを継ぐ」というアンケートしかないんです。残りの8割以上の方が、農業を続けていくという決意を表明しながらも、そのうち8割の方は、「もう自分の代で自分の体ができるまではするかな」、それが「不安だな」と、非常に将来につきまして、やはり中山間地域どこでもそうなんです、非常に今後の農業については不安をお持ちです。したがって、私ども平地と同様、作業の受委託とか集落営農など、何らかの農作業の集団化と効率化をますますしていかなければいけないと反省しておるところです。

次に、農業以外の効果でございます。これもくどくど申しませんが、効果があったと皆さんいただいておりますが、特に、この地域では下の方にあります「道路の通行がスムーズになった」。だから、農作業以外に一般の方も結構この道路を使用してスムーズになったという思わぬ効果と、その下にあります「珪坪は道路法面の崩壊等の災害に対して非常に強い地域ができた」という、ちょっと私ども意外なお答えをいただいております。

あと、自然環境につきましては、もうございますように、「増えた」とか「変わらない」で90%ぐらい。水質についても同様。景観についても「よくなった」「変わらない」で、それぞれ9割以上の方が「よくなった」もしくは「変わらない」ということで、一定の評価をいただいていると考えております。

次に、管理状況でございますが、8割ぐらいの方が「まあまあいいんじゃないか」ということですが、問題はこの2割の赤の部分でございます。先ほどもございましたように、この内訳を意見等の中から拾い上げますと、「やはり珪畔とか道路、水路の土羽が長くなって草刈りが増えました」という意見がございまして、今後の検討課題ということになっております。以上のアンケート結果をまとめますと、こういうふうな形になります。

それで、問題の今後の課題と対応方針でございます。まず、1番、やはり後継者不足ということがございます。現在の農家の方は「私やります」と意思表示されているのですが、将来どうするのと言ったら、「いや、それはちょっとわからないな」ということでございます。やはりこれに関しまして、私どもは平地と同様に作業の受委託、それから集団化によって、何とか農地を守る組織をつくっていかねばいけないなと感じております。

2つ目、これも同じですが、農業施設とかそういうものの保全ですが、これもやはり、この辺はまだまだ活力もございますもので、非農家を含めた地域全体で管理をしていくシステムづくりをしていかねばいけないと考えております。現在そういう活性化委員会がぼちぼちと各集落によってできつつございます。

3つ目が、これが問題の獣害対策なんです。実はこの対策も県でもいろいろやっておりますが、やはり1人1人がサルやらイノシシを追うんじゃなくて、その地域全体として、例えば餌になるものをその辺に放らないとか、ちゃんとした一体的な取組をする必要があると思っております。ですから、今後中山間地域におけるほ場整備を実施していくときは、こうした認識を踏まえて、特に農作業の組織化、集約化のソフトももっと強力にしていかなければいけないと思ひますし、例えば長い土羽をつくらぬような工法の検討とかを実施に移しまして、効率的で効果的な事業実施を行っていく必要があると考えております。

以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。一括して議論したいと思ひますが、両方とも中山間地域の営農と地域を維持するという目的で、手法がちょっと違って、前の方は農道整備、後半はほ場整備ということのようです。はい、どうぞ。

(委員)

同じような共通の課題があるので、一括して熊野市と青山の方を聞きたいと思ひます。まず、やはり後継者不足に関して、例えば10年先どうするのか。今65歳のほとんどの中山間地域の方々を中心となってみえるということは、10年たったら75歳ですよ。これはもうはっきりしていることで、ワーキングホリデーとかいろいろな制度もいいのですが、やはり土地にしがみついている多分世代の方だと思われるので、なかなかIターンの人を受け入れたり、新たな入植者を受け入れたりというふうになるのは難しいのかもわからないですが、せつかくこれだけの莫大の費用を投じてほ場整備、基盤整備しているわけですから、やはり自分のせがれが継がないからといって、自分ができるときまで農業を続けて、あとは知らんというわけにはいかないんじゃないのかなと思ひますが。あとでまた委員にその辺もお聞きしたいと思ひているのですが、まずこれが1つですね。

もう1つは、法面の管理とか、中山間地でこういう基盤整備をやりますと、私の所の田

んぼもそうなんです、やはり法面が非常に高くなって、法面の面積がものすごく大きくなっちゃうんですが、これが多分 10 年後に、今「俺は死ぬまでやる」という農家の方にとって、だんだんだんだんきつくなってくると思うんですよ。結構角度もあって、その上法面が広い中山間地独特の基盤整備だと思うので、こういう法面の管理についての省力化、例えば技術的なこととか。私も仕事の関係上、センチピードグラスという草がなかなか生えないようなグラスがあるのですが、そういった研究も個人的にずっと昔からやっているのですが、そういう省力化に向けての技術指導とか、そういったことをもう少しほかの県に負けずにやっていただければなと思うことが、ちょっと1つ意見としてあります。

やっぱり 10 年、20 年先の中山間地域のほ場事業はどうあるべきかというのはお聞きしたいですね。答えはなかなか難しいのはわかっているのですが、答えにならないんじゃないかなという、逆に私は今心配をしているぐらいなんです、もし名案があればお聞かせください。

(農山漁村室長)

ちょっと補足でデータを紹介させていただきますと、現在の高齢化率、人口に占める 65 歳以上の割合ですが、旧町でいきますと、旧青山町は 19%なんです。低いんです。旧紀和町は約 50%。半分以上が 65 歳以上の方です。三重県平均でだいたい 20%ぐらいですから、旧青山町は県のだいたい平均ぐらいなんです。あれっと思って調べましたら、この事業対象の 3 集落だけは 65 歳以上の高齢化率が 42%で、やはりこれも数字からはっきりわかると思います。ですから、紀和町と青山町では、自ずと対応が違うと思います。

まず、比較的まだ望みがある青山町でございますと、実は人口はドーンと増えているんです。最近、大阪の通勤圏内になりましたから、団地とかで非常に人口が増えておりますもので、今言いました例えば営農においても、維持管理においても、技術ちょっと委員の頭に置いておきまして、営農といたしましてそういう方をいかにして引き入れていくか。初めは何とか祭りとかそういう楽しみでもいいです。これは決め手になるかどうかは別に、そういう方を近くに住んでみえる団地の方とか新しく引っ越してみえた方、そういう方をいかにしてこの地域に。例えばホタルの活動とかあじさいとか、いかにして引き入れて、皆さんのふるさとですよという形で、どんな形で営農形態ができていくかという1つの道ができてくるかなと。そのためにも、怒られるかわかりませんが、できたら自己完結型の農業はやめてもらいたいなと。みんなで楽しくやる農業にしてもらいたいなと思っております。

それから、紀和町の方は、65 歳以上が 50%ですわ。これはもう極論言うと、そんな近くの団地も何もありませんから、大阪でも名古屋でも神戸でも東京でもどこでもよらしい。そういう方と例えばグリーンツーリズムとかオーナーになっていただいて、とりあえず来ていただいて、100 人来ていただいたら、そのうち 1 人か 2 人の方が住みついていただければ。もちろん今の方はああいう特産品とかいろいろ頑張ってみえます。地元の産品を使っている頑張りも見える。その活力があるうちに、そういう交流活動から 1 人でもよらしい、2 人でもいいです。定住して、いわゆる血を入れる以外に、私はもう将来は非常に暗いというふうに考えております。それが 1 つ目のお答え、私はどっちかという交流エリアは広くても狭くても、交流して新しい方とのつきあいが無いと無理だと思います。

それから、委員ご指導いただきました2つ目の法面でございますが、これは私ども今試験場の方と草刈りをいかに楽にするか。例えば、丁寧な農家はだいたい年4回草刈りをするのですが、それを1回で済まないか、2回で済まないか。委員、また教えていただきながら、そんないい種類も2～3種類は私もやったことあるのですが、やっぱり在来の雑草に負けてしまうんですね。その辺ももちろん私ども試験研究機関と一緒にあって、委員に私ども教えてもらいたいぐらいでして、そういう形で進めております。今後もそれはさらに強力に進めていきたいと考えております。お答えになりませんが、そういうことです。

(委員)

ありがとうございました。

(委員長)

ほかに。はい、どうぞ。

(委員)

西山の中山間の道路ですね。あれは完了後は市町村道に移管されるわけですか。それとも県道に移管されたわけですか。

(農山漁村室)

基本的に農道というものは、市道、県道とは違っていて、農道としてつくったものについては、基本的には県でつくったものも、できたあとについては市町に管理してもらうことになるのですが、あと譲渡という形で管理する形になります。今、道路としてはそのまま農道として、西山については管理してもらっています。市道ではないです。

(委員)

そうすると、維持管理費は県費でやっているわけですか。

(農山漁村室長)

既に市費の方でしていただいています。

(委員)

そうすると、市の人に聞いたことがあるのですが、移管された後、舗装構成とかそういうのが非常に農道の場合は貧弱なもので、供用開始しますと通過交通がかなりで、そうするとすぐに舗装やり変えないといけないとか、そういう問題とか、幅員構成で、今は1車線ですね。5mでしたか。そういうのを当初から移管がわかるのだったら、経費の最終的な維持管理とかそういうのを含めて考えて、当初から広い普通の規格のああいうふうなものではないわけですか。

(農山漁村室長)

計画におきまして、もう委員おっしゃるとおりですけど、そういう所もございませぬ。移

管後、例えば団地ができたり工場ができたりして、私ども当初想定しておいた計画交通量より増えて傷むということございますが、やはり農道としての計画ございますし、これは別に作業用の乗り物だけじゃなくて、そういう農作業外の交通も加味するのですが、やはり完成譲渡後の社会状況の変化というものを初めから見ていくということは、ちょっと今農道の制度上は残念ですけど認められておりません。ここにおきましては、たまたまですけど、まだ傷みもなく運営されておると聞いております。

(委員)

青山の場合も幅員3mか何かで、アンケートの結果でいくと、非常に利用するようになりましたね。自ずとわかるわけですね。当然そういうのができれば利用されると考えて、もうちょっと総合的な観点から僕は考えていただいた方がいいような気がするのですが。そういうふうな枠があるのはわかるのですが、それを早い段階で何とか取っ払っていただくようお願いしたいと思います。

(農山漁村室長)

頑張ります。

(委員長)

ほかにいかがでしょうか。では、確認です。こういう整備は営農基盤とは思いますが、中山間地域だと地域維持という役割高いですよ。その視点からの質問ですが、人口は減っているんでしょうけど、ある程度歩留まりは高くなっているというふうに評価できるのですか。

(農山漁村室長)

集落単位はまだちょっと調査していないのですが、全体的に見ますと。

(委員長)

青山町は団地があるから、町全体で見たらもう増えている。

(農山漁村室長)

データいろいろあるのですが、紀和町の場合、これが平成15年完成でした。平成12年と比較いたしまして、約1%ぐらいの減で済んでおります。1,700人から1,600人ぐらいの減でございます。青山町はちょっと最近がないのです。合併してしまいまして、伊賀市の統計の方で分離されて出ていませんのでわからないのですが、増えているのは确实だと思います。

(委員長)

集落カードで見ることできないのですか。

(農山漁村室長)

ありました。3集落の総人口でいきます。900人から750人に減っております。

(委員長)

周辺のこの事業やっていないような所と比べて、減ってはいるけど、歩留まりが高いとか、そういう回答をしていただけないかなと思います。

(農山漁村室長)

私が現地を拝見した以上では、そんなに減る率は変わらないというふうに感じておりません。

(委員長)

地域維持の直接効果は残念ながらあまり見られない。

(農山漁村室長)

人口から判断しますと。ただ、農地の維持というのは、先ほどスライドでもご覧いただきましたように、圧倒的な農地と環境面の効果はありと私ども考えております。

(委員長)

もう1点だけ。松阪のような平場については、利用集積をして営農組織とかそういう所は土地利用型農業をやって、食える農業にするというのがストーリーだと思うんですね。この青山についても同様のことが言われたのですが、作業の受委託を、そこに集積させると。残念ながらほ場規模は小さい。段々畑ということですよ。食える農業というシナリオでここも施策が構築可能なんですか。

(農山漁村室長)

確かに松阪等に比べまして、条件は圧倒的不利でございます、純粋に農業活動だけではとても無理です。ただし、ここは私もちょっと申し上げましたように、中山間地域の直接支払制度。条件不利地の所に対して反10,000円とか7,000円とか、そういう国の支援制度も利用しながら、トータルどんぶりとして何とか生活していけるようにという形でやらざるを得ないと考えております。

(委員長)

三重県版デカップリングというのは、中山間だったらどこでも対象なんですか。

(農山漁村室長)

あれもう事業制度自体終わりました。

(委員長)

では、終わった制度に期待するという意味ですか。

(農山漁村室長)

いえ。今、私申し上げているのは、国の方の直接支払制度でございます。これはまだ続いておりますもので。

(委員長)

それはいわゆる中山間地域だったらどこでも対象なんですか。

(農山漁村室長)

地形勾配が1/100以上とか1/20以上とか、いろいろランク分けがあるのですが、ここは1/20でございますので、最高ランクの補助金が直接流れ込んでいるということです。

(委員長)

一見すると、食える農業というようなシナリオだけど、政策的な補完があって、何とか維持。

(農山漁村室長)

例えば、松阪には及ばないと思いますが、何とか赤字にならない程度だと思っています。

(委員長)

1人当たり50~100haぐらいいないと食えないんじゃないですか、平場でも。30haとかいうオーダーじゃだめなんじゃないですか。

(農山漁村室)

20~30haでも難しいです。

(農山漁村室長)

松阪ではわかりませんが、私鈴鹿ですが、鈴鹿において認定農業者というのは、年間の農業収入が640万円なんです。

(委員長)

質問はここでどのぐらい直接支払制度でもらえるのかわかりませんが、それをもらっても本当に食える額になるのかなという。

(農山漁村室長)

ぎりぎりだと思います。

(委員長)

600万円ぐらい行くわけですか。

(農山漁村室長)

そんなには行きません。

(委員長)

では、世帯で400~500万円ぐらい。

(農山漁村室長)

農業収入だけではとても行きません。

(委員長)

でも、今のお話は、認定農家か誰かにもってもらわんでしょ。その人が農業で食えないと、今のお話成立しないんじゃないですか。

(農山漁村室長)

わかりました。松阪の場合とちょっと言い方が違いましたのは、受委託耕作とか集落営農という形でご提案させていただきました。農業だけで食べていくことはとても私は無理だと思っています、こういう所では。例えば、青山では。その分、集落営農というのは皆出合い方式なんです。認定農業者1人にそんなこの地域の農業を任せて、その方が食べていけるという方法は、私は逆に非常にリスク高いと思っています。ですから、この地域に私どもお勧めさせてもらっているのは、まず受委託耕作。第一段階として受委託やってください。自分で全部自己完結しないでください。次に、それがあ程度度の所へ行きましたら、集落みんなでこの集落の農地を耕作しましょうという、2段階の方式がこの地域では一番スムーズに行くんじゃないかと考えております。

(委員長)

そうすると、同じ受委託の振興と書いてあっても、松阪のような所とストーリーは違うわけですね。

(農山漁村室長)

松阪の方では、既にそういう生産法人もございまして、50ha だったか、松幸農産なんてすごい規模でやってみえる所あります。そこはそれだけで十分食べていけますけど、その方式はここにはできないと考えております。

(委員長)

いずれにせよ、ほ場整備というか、農業土木の仕事だけど、先ほどソフトと連携していると言われましたけど、こちらもそういう施策展開をしていかないといけないという今後の課題なんです。

(農山漁村室長)

もちろんそうです。そんなハードだけの仕事というのは考えられないです。それはそんな制度はともかくとして、現実を見たら「つくって、はいさいなら」という事業はあり得



ないと私は考えています。

(委員長)

もうそういう取組は始まっているのですか。

(農山漁村室長)

はい、始まっております。

(委員長)

ちょっと時間がないので、方向性だけ確認して下さい。

(農山漁村室長)

委員長、よろしいですか。ちょっと今いただきましたけど、この集落営農も既にこの12月から説明会をやるとか、各集落点在しておりますもので、そういう説明会等は既に完成して日もたちましたので入っております。ですから、そういう営農活動への支援とか指導を、これは途切れずに現在も進められております。

(委員長)

それは担当部署はどこですか。こういうハード事業というのは、事業が完了したら多分手が離れるのではないかと思うのですが。

(農山漁村室長)

同じ事務所ですが、私ども農業基盤室。それから、担い手普及室という室が1つの事務所の中にございまして、ハード事業をやっているときから密接に連携を取り合いしながら、完了後は主にウエイトはそちらへ移っていくというような、1人の所長の中で進めるというシステムを取っております。

(委員長)

はい、わかりました。よろしいでしょうか。はい。では、どうもありがとうございました。休憩取りたいですけど、もう一気にやっちゃいますか。では、最後の住宅事業、お願いします。

508番 公営住宅整備事業 カーサ上野 伊賀市

(住宅室長)

それでは、最後に県土整備部住宅室室長の若林といいます。よろしくお申し上げます。それでは、私どもの室からは、県営住宅の伊賀の方にありますカーサ上野の建設事業について説明させていただきます。座らせていただきます。

それでは、私どもが行いました508番公営住宅整備事業の県営住宅カーサ上野建設事業の事後評価につきまして説明させていただきますので、ご審議をよろしくお申し上げ

ます。説明は、公営住宅の概要について簡単に最初に説明させていただいた後に、今回ご審議をいただく県営住宅カーサ上野建設事業について、まず事業の選定基準、事業の目的及び内容、事業の評価の視点と項目という順序で説明させていただきたいと思います。それでは、説明に入らせていただきます。

まず、最初に公営住宅の概要について簡略に説明させていただきます。公営住宅制度の目的は、「国と地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、収入の低い住宅困窮者に安く貸し出すこと」で、「国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること」というのが、公営住宅法の第1条で定められております。いわゆる住まいのセーフティーネットとしての役割を果たそうとしているものでございます。

続きまして、県全体の入居希望状況について説明いたします。県営住宅は年4回定期募集を行っております。このグラフは平成13年度以降の県営住宅の定期募集について、応募者数と応募倍率を示したものです。赤色の棒グラフは応募者数ですが、1回の募集につき平均で580人となっております。そして、青色の折れ線グラフは応募倍率ですが、平均8.3倍となっております。

次に、事業の選定基準及び評価箇所について説明いたします。まず、本事業を対象事業とした理由についてですが、公営住宅整備事業の事後評価につきましては、公営住宅の新築及び建替については、事業規模や事業費に関係なく、事業完了後5年を経過したすべての事業を対象として選定しております。今回ご審議いただく案件は、5年前の平成14年に事業が完了しました県営住宅カーサ上野新築の事業です。また、事業箇所は伊賀市ゆめが丘となっております。県営住宅カーサ上野新築事業は、新規の開発区域内で実施された県としては特殊な方の事例でございます。今後このような新しい団地の中へ事業展開するということは、現在予定はございません。

本建設事業の目的は2点です。まず、1点目といたしましては、建設計画当時、伊賀地域は大阪のベッドタウンとして非常に人口が増加した時代でございまして、人口増に伴う住宅不足がこの地域としても問題となっており、これに対応することを目的としておりました。

次に、2点目といたしまして、現在の都市再生機構、URですが、三重県そして伊賀市が協力して行いました上野新都市開発整備事業「ゆめぼりす伊賀」という区域内に、ほかの事業に先行して集合住宅を建設することで、企業の立地や民間住宅の建設促進を狙ったものでございます。

次に、「ゆめぼりす伊賀」全体の概要でございますが、「ゆめぼりす伊賀」は上野の市街地から南東約2kmの位置にあります。名阪国道友生のインターから南へ約1kmの所に位置しております。また、開発の全体面積としましては300haとなっております。

スクリーンは、「ゆめぼりす伊賀」の土地利用計画図です。「ゆめぼりす伊賀」では、住宅用地や企業立地のための産業用地、公園用地というように、用地ごとの使用用途が開発段階から設計され、そして設定されておりました。非常に計画的な全体のまちづくりがなされておりました。

カーサ上野は、この中の住宅地区に建設しました。なお、産業用地につきましては、すべての用地が現在完売しております。地域内の計画人口は約6,000人で設計されています。事業期間は、昭和63年から平成12年の13年間で、事業費は全体で約500億円でございます。

ました。

事業期間中の年次表でございますが、「ゆめぼりす伊賀」は昭和 63 年に現在の都市再生機構に県及び市から事業要請を行い、平成元年度に大臣の計画承認をもらったものでございます。そして、平成 3 年に起工され、その後平成 7 年に産業用地の予約が始まりまして、平成 9 年に住宅用地の使用がそれぞれ開始され、街びらきがなされました。カーサ上野は、この「ゆめぼりす伊賀」の街びらきに合わせて第 1 期の 2 棟 24 戸が供用を開始されました。

では、次に県営住宅カーサ上野についてご説明をさせていただきます。スクリーンをご覧いただきますと、事業地付近の地図ですが、事業地は「ゆめぼりす伊賀」の中心よりやや北の方に位置しております。事業地から最寄の公共機関である三重交通バス停ゆめが丘は、カーサ上野から西へ徒歩 5 分の所にあります。なお、低床バスにつきましては、運行会社に確認したところ、このバス停には停車する路線は現在のところ運行していないということでした。

次のスクリーンは、平成 18 年度に撮影されました事業地付近の航空写真です。エリアはだいたい先ほどの地図と同じでございますが、企業施設及び住宅、教育施設が整然と建ち並び、街が当初の計画どおり順調に整備されている様子がこの写真で窺えると思います。

続きまして、事業の概要についてご説明申し上げます。カーサ上野建設事業は、平成 7 年から平成 14 年までの 8 年間にかけまして実施されました。棟数は 5 棟、建物延面積は全体で約 6,800m<sup>2</sup>、敷地面積は 10,100m<sup>2</sup>です。そして、総事業費としましては、18 億 4,700 万円で、このうち建物の工事費が 13 億 4,800 万円でございます。その他用地費が 4 億 9,900 万円ということでございます。

スクリーンの表は、団地各棟ごとの概要でございます。竣工年度は R 1、R 2 が平成 8 年度、R 3 が平成 11 年度、少し飛んで R 4、R 5 は平成 14 年度に完成させていただきました。建物の構造はすべて鉄筋コンクリート造で、R 1 から R 3 が 3 階建ての階段室型のタイプです。それから、R 4、R 5 が 4 階建てで、片廊下式のエレベーター付きになっております。団地全体の住戸数は 80 戸としております。なお、R 4、R 5 の完成時の新規応募倍率は 5.2 倍でございました。

次に、団地の配置図でございます。団地の中心部に入居者のための集会所及び児童遊園 2 箇所を設けました。各住棟の平面図につきましては、お手元の資料、別冊ですが資料 10 ページ以降に添付いたしましたので、ご参照いただきたいと思います。また、車椅子対応の住戸の平面詳細につきましては、わかりやすいものを 20 ページに添付させていただきましたので、ご参照いただきたいと思います。

続きまして、団地の概観の写真でございますが、上の 2 枚の写真は、階段室型の棟と片廊下のタイプの概観写真でございます。すべての住棟を勾配屋根に設計しております。先ほども言いましたが、片廊下タイプについては、エレベーターを設置いたしました。それから、下の 2 枚の写真は団地のシンボルサインとして各棟襖側に設置した住棟のレリーフでございます。これらにつきましては、地元の伊賀上野らしさを表現して設計をしております。

続きまして、事後評価の視点及び項目についてご説明申し上げます。各項目の詳しい内容につきましては、お手元の資料 3 ページにあります事後評価書のページ中段やや下寄り

にございます「1.事業の効果」欄をご覧くださいと思います。

第1に福祉の効果についてですが、床の段差解消や手摺りの設置などを全戸に配置、住宅の品質の確保の促進に関する法律、いわゆる品確法でございますが、これらに定められる所定の高齢者対応使用基準を満たすように全戸設計を行うことで、高齢者社会に対応した住宅としております。また、R4、R5最終の棟完成時には、新規応募倍率が5.2倍となっており、国の指標である2倍を超えていることから、福祉的效果があったものと判断させていただきます。

続きまして、地域波及効果としましては、どの住棟からもアクセスしやすい団地中心部に、居住者のための集会所を1棟、それから児童遊園を2箇所設けることによりまして、地域コミュニティの活性化が図られたつもりでございます。スクリーンの写真は、アンケート調査時に撮影したものでございます。現在76世帯246名の方が入居されており、より多くの人口の定住化が図られたと考えております。

次に、政策誘導効果といたしましては、前述のとおり、全戸を高齢者対応住戸として、また民間住宅では供給されていない車椅子対応住戸を2戸設けたことで、バリアフリー化の推進に寄与することができたと考えております。

第4に空家率でございますが、現在、団地内で1年以上の空家となっている住戸はなく、空家率は0%、満杯でございます。事業効果は十分あったと判断しております。

最後に、費用対効果でございますが、事業実施前は分析しておりませんが、現時点での費用対効果を算定すると、B/C1.01となり、目安となる1を上回っております。効果は概ね良好だと考えます。

次に、事業による環境の変化について説明します。自然環境への影響については、道路境界部分に約3mの緑地帯を配置し、また団地内の空地に積極的に植栽を配置して、自然環境に配慮しております。また、生活環境への影響については、「ゆめぼりす伊賀」でのさまざまな建設事業に先駆ける形で、カーサ上野を建設したのち企業立地が進み、また戸建住宅が相次いで建設され始めました。このことから、新都市の開発のコンセプトの1つであります「職住近接」の実現への貢献があったものと考えております。

次に、全住戸を勾配屋根にしたほか、各所に伊賀上野らしさを表現したデザインを用いることによって、地域の景観向上にも貢献したものと考えております。

次に、県民の意見についてでございますが、当事業の場合は、入居者の意見についてということで考えました。入居者に対して現在の住まいの満足度や住まいに求めるものなどに関しましてアンケート調査を行いました。このグラフは現在の住まいに関する満足度について調査結果をまとめたものですが、赤色の方は「満足」「ほぼ満足」を示しております。青色の系統は「不満」「やや不満」を右の方に示しております。個別項目につきましては、断熱、地域利便の満足度の低いものの、すべてを踏まえた総合評価、一番下に示しておりますが、回答者の7割以上が赤い系統満足層で占められました。この結果から、当事業につきましては、入居者の方より概ねの評価をいただけたものと考えております。配付させていただきました資料29ページ以降に、アンケートの詳細を付けさせていただきましたので、ご参照いただきたいと思います。

最後になりましたが、今後の課題ですが、昨今の地球温暖化、環境問題の認識の高まりを受けて、風力、太陽光で自家発電する外灯などを設置したいと考えています。

以上で、当事業の発表を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(委員長)

ありがとうございます。ただ今のカーサ上野につきまして、ご質問、ご意見ありますでしょうか。

便益の所の算出根拠、最後から2枚目です。例えば、まん中の所の市場家賃と書いてあって、これどういうふうに見るのか、少し補足してもらえますか。市場家賃、近傍のアパートは年間80戸分で8,000万円。要するに、この住宅で年間8,000万円ぐらいの民間のアパートがあるのと同じだと、こういうふうに言っているのですか。費用の見方がわからないのですが、先ほどいろいろ説明していただきましたけど、費用便益は1.01でしたっけ。そのこれが根拠だと思うのですが、中身があまりよくわからないのですが。

(住宅室)

近傍同種というのは、もちろん入居者から家賃を取っているというわけですが、その前に近傍、要するにその地域のこういう規模の建物ならば、どれぐらいの金額を本来取るべきなのかというのが、計算式というのがありまして、立地に対する係数とか、規模に対する係数とか、年数に対する係数とか、いろいろな係数がありまして、それを公営住宅として全国一律に決められているもとの基礎額というのがありまして、それに係数をいろいろ掛けていくわけです。例えば、東京とかですと、立地係数とかはすごく高いですし、田舎へ行けば行くほどそういう立地係数は低くなり、1を切って0.5とか0.6とか低くなっていくわけです。そういう係数を掛けて、近傍同種と言われる金額が出てきます。もちろん周辺の賃貸の同種同規模とあまり相違ないような金額でというので係数考えられておりますので、その金額を採用しているという形になっております。

(委員長)

よく理解できないのですが、簡単に言うと、家賃収入が幾らで建設費が幾らで、要するに、市場家賃並みに取れたとすると、建設費が家賃で回収できているかということを見ているのですか。

(住宅室)

もちろん今本当に収入がある分と言いますと、だいぶ低い家賃でお貸ししているということですので、間違いなく1.0なんて夢のまた夢の世界でございますが、実際の効果として、この規模でしたらこれだけの金額が取れるであろうという金額を想定してB/Cを出しておりますので。

(委員長)

論理として、民間家賃の相場で回収できるかどうかということを経営しているということですか。

(住宅室)

そういうことです。

(委員長)

1.01ということは、家賃で建設費が賄えているという理解でいいわけですか。

(住宅室)

もし民間のやつでしたら賄えるという理解です。

(委員長)

政策的にというか、公営住宅だから政策家賃が何かで決まっているもので、実質は赤字になっているということですね。はい。ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

これ賃貸ですよ。

(住宅室長)

はい、賃貸です。

(委員)

焦げ付きとかそういうのはないのですか。

(住宅室長)

ございません。

(委員)

全部そうなんですか。空家もなく、焦げ付きもなく。

(住宅室長)

お陰で、本当にこの団地は三重県内でも稀でございまして、焦げ付きもございませんし、非常に私どもこれはうまくいったかなと。だから、ご説明したように、空家も0。回転していくときは、一時的には空家になりますが、退去されて修繕して募集するという期間は空家になりますけど、それ以外はすべて。

(委員)

低所得というか、所得の水準ありますね。それ以上になったら出ていってもらおうの。

(住宅室長)

一定水準以上の収入になりますと、毎年1回収入をお出しいただいでいまして、それ以上の収入になりますと退去を促すか、もしくはもう少し上のレベルに収入が止まっていた場合は、一般公営住宅じゃなくて、もう1つの。

(委員)

そういうときにはトラブルも何もなく皆さん「ありがとうございました。安い家賃で。たくさんの収入になりましたので」とずっと素直に。そんないい人ばかりなんですか。

(住宅室長)

素直にというか、一応事前に収入の一定額をオーバーされると、こういう基準があるということをご説明して、1、2年ぐらいそういうのが続くと出て行っていただくということで、事前にご説明はして、いきなり出てけと、それでいくとはまったく言っていないので。やっぱり商売で波がございますので、そういうのは一応2年ぐらいを見まして、それでもやっぱり上がっていているということになると、ご準備をいただくということです。

(委員)

だいたい若い人が多いわけですか。

(住宅室長)

そうですね。働き盛りの方について、ご夫婦なんかではちょっと無理ですね。よっぽどお若いか、よっぽどご高齢に近い方。

(委員)

これ自体を始めたときは、何年前でしたか。・・(テープ交換)

(住宅室長)

・・若い方は収入が上がっていかれる。最近はずっと上がりが少ないかわかりませんが、そういう所は収益を見ながらやらせてもらって、今度は下がっていく方も見えるわけです。今現在は低い方は収入ゼロから一応入れますので。ただし、これは生活保護者とかそういう証明とかいろいろありますが、そういうことで生保の方についてももちろん入っていただいていますので。

(委員)

わかりました。

(委員長)

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

公営住宅というのは、県事業の中でもある程度収入を伴うというか、お金が入ってくる見込みのあるちょっと特異な物件。例えば、普通の道路なんかお金入ってきませんので、そういう意味では事業としては、つくった後に収入があると。少ないとは言え、収入があ

るという、ちょっと特異な性質を持っているんじゃないかと思います。

それで、そういうものに対して、B / Cという考え方が馴染むのかなという、何となく疑問はあって、B / Cを出してみえたもので、住宅のB / Cというのはそういうふうに見えるんだなと思って、さっきのご説明も聞いていたのですが。非常に優良物件みたいですよ、このカーサ上野に関して言うと。非常に優良物件で、ほとんどリスクを伴わずに、空家率も0に近いという形で回っているもので、B / Cを計算してみて 1.01 というお話でしたよね。

そうすると、例えばさっきから質問が出ているように、住宅というのは立地条件だとか、住む方のいろいろなタイプによっては、非常にある程度つくった後のリスクを伴うものだと思うのですが、そういうリスクがかなり、リスクな場所に設置した場合、簡単に1を割ってしまうのかな、逆に。非常に優良物件であるという説明の後で、計算してみたら 1.01 なんですという話を聞きますと、逆にリスクな場所であれば、割合簡単に1を割り込むようなものなのかなというふうな感想を持ちました。

どっちにしても私はあまり県営住宅でB / Cを出すということについて、出して何がわかるんだろうという気がするもので、それに対してだからどうこうというつもりはないのですが、今後あまり新築の住宅をつくるつもりはないという方針だというふうに伺っていますので、あまりこれを議論しても、今後の事業に結びつかないなという気がしますので、それはそれでいいんですけど。どうなのでしょう。住宅に対してB / Cを出してみることについて、出してみてものご感想というのはどんなものなんでしょうか。先ほど私が申し上げたように、非常に優良物件で 1.01 なんだということをどういうふうに捉えてみえるか。

(住宅室長)

B / Cそのものをあれするのは、一応公営住宅法の中で評価という項目がございまして、そこでもやはりB / Cの考え方をもって一応やるというのは、決められた公式の中で、全国一律の形の式でやっておるわけなんです。これらにつきましては、おっしゃったように、B / Cの考え方は一律に入っている。ただし、係数とかいろいろなので違ってきますが、その捉え方で必ずしも低いリスクな部分があるのかということですが、一概になかなか一律の式を使いながらやっていくということの中では、いろいろな要素も含まれておりますので、これが一律にお答えできるかどうかよくわからないところがあるのですが、全国的にこういうことで評価しなさいということで、それに基づいて評価させていただいてると。1は確かにこの部分はかなりいい物件だなと思っています。他の所につきましては、1を割り込んでいるのも当然でございます。

(委員)

家賃収入というのは、こういうときにはどういうふうにするのですか。

(住宅室長)

家賃は今現在、応能応益制度で個々に、これは非常に捉えにくいといえますか、本当に平均的な収入の想定でしかできないものですか、その現実的なものというのはちよっ



と難しいかなと思っております。

(委員)

県営住宅って所得で家賃が決まってくるよね。そうすると、住んでいる方の所得というのが確定できない限り、家賃は確定できないと思うんです。だから、例えばこのカーサ上野という建物のB/Cを計算しようと思ったときに、今回は事後評価ですから、現実に家賃収入が発生していると思うのですが、現実にあった家賃収入という金額はつかもうと思えばつかめるわけですよね。それは、BとかCの計算根拠の中に、どこかに要素としては入るものなんですか。それとも県営住宅をつくったときのB/Cの考え方の中に、カーサ上野から上がった家賃の上がりというのは、全然別個の部分の県の収入という形で、この物件の家賃収入ということは、この中では出てこない話になるのですか。

(住宅室長)

B/Cの中で現実の家賃と、ここに入れている家賃の想定は近傍同種家賃という形でございますので、一応政策的に圧縮した形で今の家賃は形成されていますけど、ここで出しているのは、あくまでもその周辺の家賃、民間賃貸住宅とかそういう所の近傍同種家賃というところを採用しておりますので、現実の政策的な圧縮によってできている家賃、現在の家賃については、なかなかこれが近傍同種とどうかというところは、非常に出しにくいということだと思います。

(委員長)

そもそも住宅政策じゃなくて、福祉政策になっている。

(委員)

ですよ。ベネフィットって、だいたい形になっていない便益。こんなことがよくなりましたよということをお金で表すというか、そういう性質の考え方かなというふうは何となく捉えているのですが、でも、現実これは、例えば同種のアパートの場合84,000円の家賃ぐらいのものを建てたんですよという話で、Bの方を計算しているわけですよ。でも、現実に例えば84,000円の家賃はもらっていないけれども、3万円か4万円の家賃は実際上がっているわけですよ。その実際上がっているお金というのは、もうこのB/Cの考え方の中には全然出てこないというふう考えた方がいいわけですか。

(住宅室長)

あくまでも現在の家賃とこのB/Cはちょっと関連がないと考えていただいた方が、もうはっきりすると思います。

(委員)

その場合、実際に上がっている家賃というのは、県の考え方というのは、あれは何になっているのですか。ごめんなさい、ちょっと話逸れるかもしれないですけど。所得というか、税収ではないと思いますが、どういう捉え方で。

(委員長)

利用料じゃないですか。

(委員)

プール利用したときの利用料金みたいなのと一緒ですか。

(住宅室)

県の施設の使用料みたいな形になると思います。

(委員)

そういう扱いの収入になるということですか。プール利用したときの使用料とか、そういうのと同じような考え方ですか。わかりました。ありがとうございました。

(委員長)

ほかよろしいですか。はい、どうぞ。

(委員)

実際、車椅子対応のお部屋は2戸あると聞きましたけど、両方とも車椅子の方がご利用されていらっしゃるのでしょうか、今現状として。

(住宅室長)

現在2戸あるうちで、車椅子の方は現在ないと思います。

(委員)

そうなんですか。そうすると、一般の方が入られているという感じ。

(住宅室長)

応募されても家賃の関係とかそんなので、現在は合わないんでしょうね。ほかにもやっていますけど、車椅子の方がお入りになるケースというのは、非常にうちが利用した。車椅子でご使用になっていない方が現在入っているのですが、障害等級ということで、別に車椅子の方でないにだめだという観点ではないということで、たまたま現在は車椅子でない等級の方が入ってみえるということでございます。

(委員)

そうすると、例えば同じ建物の中で高齢になったり車椅子になったりする人が出てきた場合というのは、替わったりすることってできるのですか。

(住宅室長)

それは可能でございます。ただし、今現在入ってみえる人をわざわざどこかへというこ

とはできませんが、その方がたまたま退去なさった後、その同じ棟からたまたま交通事故か何かになられて不幸ながら車椅子生活ということであれば、そちらへお移りいただくという制度は現在あります。ほかにも4階で、ご高齢になったので1階へ下りていただいたとか、そういう制度は現在実施しております。

(委員)

はい、わかりました。それで、もう1つ聞きたいことがあるのですが。車椅子対応のお部屋がある所のR5の1階の図面ですが、18ページを見させていただくと、これと同じ形態の確かこのR4の1階と比べさせてもらったら、1階のちょうど車椅子対応の部屋がある所だから、恐らくこの前にスロープが移動されていると思うんです、R4と5の違いというのは、ちょっと思ったのですが、これ1階の廊下の壁がどんなふうになっているかわからないのですが、例えば車椅子対応の部屋から右側の方の端っこの部屋の人というのは、いわゆる袋小路の部屋になっているんですか、廊下が。こっちから出れないんですよ。

(住宅室長)

ただ色が付いているだけで出れます。

(委員)

出られるんですか。右側の一番へ矢の端っこが階段になっている鍵型の部屋がありますよね。でも、廊下が線が引いてあるから、外に出るためには、左側の方からしか出られないのかなと思って。もしよかったら見せていただくと、R4の方は、右側にスロープが付いているので、こっちから出れるから、両端から出れるようになっているのかなと思うのですが。これは出ていないんですね。

(住宅室)

R5の右側の所ですね。トランクルームの場合、こちらの方からこのまままっすぐ出られるような形になっていますので。トランクルームの扉を。

(委員)

そこから出れるんですね。なるほど。

(住宅室長)

ちょうどトランクルームが図面でドアが全部開いていますので、入れないようになっていますけど、これがドアが閉まっていますと、当然中央トランクルームというちょうど字の所を通っていけるわけです。

(委員)

通路になっているんですね。わかりました。ちょっと気になったのは、もし火災とかあったときに、この部屋の人だけ取り残されてしまうのかなという不安がちょっと思ったり

したので。そういう防火とか防災対策みたいなものというのは、ほかに何かできていたりするのですか。例えば、バルコニーから出れるとか何か。

(住宅室長)

車椅子対応につきましては、実際ベランダの方からもスロープが付いてございまして、ここの図面でははっきりわかりにくいかもしれませんが、図面 20 ページの下の方にちょっと字だけで申しわけないのですが、「片引きアルミ扉」と書いてございます。これからスロープで出られるようになってございまして、ベランダ側からも出られます。それで、バルコニーとダイニングとかリビングの方も段差がほとんどなく出られると。当然車椅子対応はできるように、両方向避難を考えております。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。それで、20 ページの図面ですが、ちょっと気になったのは、ベランダの方はレベル0になっているのですが、玄関って段差あるんですね、入口に。最初の入口の所に 18cm 上がって、多分これスロープ付けてありますけど。

(住宅室長)

10 mm ございます。

(委員)

こっちは 3 mm と 18 mm ということでか。

(住宅室長)

15 mm の差があります。

(委員)

1 cm というのは、微妙なつまづきそうなところが気になったりとかしたのですが、どうせならもうフラットにしてしまう方がよかったのかなと思ったりもしました。

あと、アンケートを見させてもらっていて、ちょうどエスペラント末広と比較してあったので、すごく比べやすかったです。32 ページですが、エスペラント末広の方は、半分以上が 60 代以上なんです。人数的には違うかもしれないですが、だいたい半分ぐらい 60 代、70 代、80 代が左側に全部集中していて、半分ぐらい高齢の方がいらっしゃるのかなと思ったのですが、このカーサ上野は、働き盛りの人が半数以上。20 代、30 代、40 代、50 代ぐらいまで結構多いなというのをすごく感じたんですね。60 代でも今は元気なので、80 代がいなくて、70 代、60 代が本当に 1/4 ぐらいということだから、それがあから結構皆さん働き盛りの人だから、ちゃんと支払いもされているのかなというのは実感して。逆にそれで本当に入るべき人たちが漏れていないのかなという不安もちょっと反面思ったりして、もっと高齢の人で入りたい人が出てきたりとかしていないのかなというのを思いました。

あと、34 ページのアンケートで、明らかに不満が出ているのが、断熱と日常利便性と

というのがすごく目立っている感じがしました。日常利便性というのは、きっと交通の便、確かに悪そうな場所なので、そのこともあるんだろうと思うのですが、これら2つについて、5年たっていて何か対策というか、されていらっしゃるのでしょうか。

(住宅室長)

ゆめぼりすは県営住宅ばかりじゃなくて団地全体の中で、伊賀市の方でいろいろと、ゆめドームとかそういう所へのバスとか出しながら、確かにそのままでは利便が非常に悪いのですが、県営住宅だけじゃなく団地全体ではそういう利便性の向上のための対策は、伊賀市の方で打たれているとは聞いています。

(委員)

断熱の方とかはどうしようもないですかね。

(住宅室長)

そうですね。

(委員)

それで、ふと思ったのですが、アンケートから逆分析をしてみると、利便性が悪いから高齢者の人たちが手を挙げなかったのかなというところもあるんですね。例えば、歩いて買物に行けるものがないから、ここに住んでも、いくら県営住宅といっても、住んだところで自分が不便するというのがわかっていたら選ばないですよ。だから、このアンケートの住人たちが若い人たち、車で移動。多分この人たち皆車を持っていると思いますので、車で生活できる人たちがここを選んでいるのかなというふうに、逆分析するとそうなのかなと感じました。以上です。

(住宅室長)

おっしゃるとおりで。ただ、回答者は世帯主ということになっていますので、もちろんこの中にはおじいさん、おばあさんも入って見える世帯があると思っております。カーサが若いのは今おっしゃられたとおりで、ちょっと利便性が悪いということで、そういう意味ではおっしゃるとおりだと思っております。エスペラントの方は建替ということもございまして、前からの居住者の方がお住みになっているということで、高齢者の方もかなり高かったなということ进行分析しております。今後、カーサ上野の方も高齢化率はまた上がっていくのかなという気はしておりますが、その辺は利便性のこととの兼ね合いというのはご指摘のとおりだと思っております。

(委員長)

よろしいですか。はい。

(委員)

建ってしまったものを言ってもしょうがないのですが、坪単価 93 万円近く行っている

のですが、この工事費は外構工事も入っているのですか。随分突出して高いなという第一印象があったのですが。

(住宅室長)

外構工事を入れまして、坪 60 万円ぐらいかなということでございます。

(委員長)

事後評価に必要な質問がありましたら。はい。では、ありがとうございました。

今から意見書をまとめたいと思いますが、再開を何時にしましょうか。1 時間。もっと早くできるものだったら、もっと早くしたいものですね。

(事業評価グループ副室長)

努力目標 40 分でいかがでしょうか。

(委員長)

とりあえず 1 時間と見た方がよろしいですか。はい。では、6 時から再開とさせていただきます。

(休憩)

(委員長)

それでは、意見書案を検討しましたので、読み上げます。着席して失礼します。

## 意 見 書

三重県公共事業評価審査委員会

### 1 経 過

平成 19 年 1 月 15 日に開催した第 6 回委員会において、県よりほ場整備 1 箇所、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 1 箇所、中山間地域総合整備事業 1 箇所、河川事業 1 箇所、公営住宅整備事業 1 箇所の事後評価に係る審査依頼を受けた。

### 2 意 見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

#### (1) ほ場整備事業

5 0 2 番 櫛田地区

( 2 ) 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

5 0 4 番 西山地区

( 3 ) 中山間地域総合整備事業

5 0 5 番 青山南部地区

( 4 ) 河川事業

5 0 7 番 一級河川矢谷川 統合河川整備事業

( 5 ) 公営住宅整備事業

5 0 8 番 県営住宅カーサ上野

5 0 2 番については、平成 5 年度に事業着手し平成 1 3 年度に完了した事業である。

5 0 4 番については、昭和 6 0 年度に事業着手し平成 1 3 年度に完了した事業である。

5 0 5 番については、平成 9 年度に事業着手し平成 1 3 年度に完了した事業である。

5 0 7 番については、平成 5 年度に事業着手し平成 1 4 年度に完了した事業である。

5 0 8 番については、平成 6 年度に事業着手し平成 1 4 年度に完了した事業である。

今回、審査を行った結果、5 0 2 番については、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。今後、持続的な担い手確保及びさらなる作物生産効果をあげることに努められたい。

5 0 4 番、5 0 5 番については、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。今後、ソフト事業との連携をより密接に行い、農地および農村集落機能の維持に努められたい。

5 0 7 番については、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。今後、都市河川においては、県民が親しめる空間づくりのため、適切な維持管理を行い、河川を活用した環境教育などのソフト事業の推進に努められたい。

5 0 8 番については、事後評価の妥当性を認める。

皆さん、これでよろしいでしょうか。はい。

( 事業評価グループ副室長 )

続きまして、議事次第 7 番目の評価の概要説明を行いたいと思います。それでは、委員長、よろしくお願いいたします。

( 委員長 )

それでは、続きまして、議事次第7番目の評価の概要説明に移りたいと思います。本日は、再評価1事業と事後評価3事業の概要説明となります。それでは、11番北中勢水道から説明をお願いいたします。

(水道事業室長)

11番の環境衛生施設整備事業北中勢水道用水供給事業を担当させていただいております企業庁の中川と申します。よろしく申し上げます。座って失礼します。

まず、冒頭に私どもお詫びを申し上げなければならないのですが、次回の再評価をお願いしておりました北中勢水道用水供給事業につきまして、私どもの上位計画であります環境森林部が策定します水道法第5条の2に基づく広域的水道整備計画というのがございます。私どもの事業は、その計画に基づいて事業を実施するわけですが、その広域的水道整備計画の策定作業が少し遅れているということで、私どもの水事業の変更が確定しないということで、次回の再評価の部分から延期していただきたいということで、本日お願いに上がっております。

私どもの事業は、長良川河口堰を水源として、北勢地域の4市4町の8市町に日量47,600tの水道用水を供給する事業として、平成10年度から事業を開始させていただいております。そんな中で、平成15年度には再評価ということで、皆様方の審査を受ける中で事業継続ということで、事業を進めてきたわけですが、それ以降の社会経済情勢の変化、そして水需要の伸び悩みという部分がございまして、私ども関係市町と協議する中で、47,600tという数字を18,000tに規模を縮小して事業を進めていただきたいという市町の要望を受けまして、今回再評価をお願いするという予定になっていたわけですが、先ほど申し上げましたように、事業を変更するにあたって、上位計画の広域的水道整備計画を県の水道の元締めであります環境森林部の方で今見直しをやっているわけですが、その中で厚生労働省の指導として、これまで水需要の予測につきましては、過去の実績のトレンドということで水需要を予測してきたわけですが、地域実態に合わせた水需要を推計することという条件が付いてきた中で、実質的な水需要を把握するということで、北勢地域の各家庭、抜粋してですが、各家庭に量水器を付けさせていただいて、実態を調査するという中で水需要を精査するということを指導されております。それに2カ月を要しておりますが、現時点で水量が確定していないということで、今回の再評価を申しわけないのですが、延ばしていただきたいということです。

この水需要の精査、確認が完了いたしました暁には改めて評価をお願いするということになるかと思っておりますので、これらの事情をご賢察の上、ご理解いただきたいと思っておりますので、今日のご挨拶に上がりました。

(委員長)

再度、評価を我々受けるわけですか。それは年度内になるのでしょうか、年度を超えるのでしょうか。

(水道事業室長)

できれば年度内をお願いしたいとは思っておりますが、水需要の確定という部分が延びてく



ると、翌年度ということになるかと思しますので、現時点では確実な部分となれば翌年度、20年度の評価の中でお願いしたいと考えております。

(委員長)

はい。皆さん、今の事情のようですが、よろしいでしょうか。はい。では、どうもご苦労さまでした。では、続きまして、501番の尾鷲市又口の水源森林総合整備事業、ご説明をお願いします。

(森林保全室長)

水源森林総合整備事業501番、担当しております森林保全室深田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座って失礼します。

箇所名としては、尾鷲市又口地区でございます。事業の目的としましては、クチスボダムの水源地となっている森林において、林床植生のある森林づくりと崩壊土砂の流出を軽減し、水源森林としての機能を強化することでございます。

1枚めくっていただきまして、位置図をご覧くださいと思います。これは尾鷲市でございますが、尾鷲湾の西側に市街地が広がっておりますが、そこから分水嶺を越えてもう1つ山の中、西側の方に入ったこの赤で囲んだ区域が又口地区でございます。この中で事業を実施してきておりますが、凡例を見ていただきますと、溪間工というのがあると思っておりますが、これは溪流の中に施す施設。谷止工あるいは流路工といったようなものでございます。これが41基ございます。それから、山腹工が緑色で小さいのが2箇所に分かれてあると思っておりますが、これが合わせて0.25haございます。これは山崩れを起こした所の復旧をした工事でございます。そして、水色と言いますか青の部分が約350haございますが、これは森林整備と申しまして、いわゆる間伐を実施した所でございます。

こういった実施状況でございますが、また戻っていただきまして、全体計画の対比でございます。再評価時、平成10年には、事業期間が平成5年から14年の10カ年でございます。全体の事業費としましては、21億7,200万円でございます。事業終了しまして現時点におきましては、事業期間が平成5年から13年の9年間と1年短縮しております。全体事業費も16億1,500万円と、5億5,700万円の減少となっております。現時点での費用便益比B/Cは1.17でございます。

事後評価の視点としまして、事業の効果でございます。費用対効果分析。林野公共事業の費用対効果分析は、平成12年度から導入されたということで、再評価時、平成10年時点においては、費用対効果分析は行っておりません。現時点では、先ほど申しましたように1.17となっております。

事業効果の発現状況でございますが、山腹工、いわゆる山腹崩壊地、崩れた所の復旧工事によりまして、その崩壊面が復旧をいたしております。溪間工、谷止工等によりまして、溪岸の浸食、溪流の横側の山腹が浸食されるのを防いでいる。あるいは、下流域への土砂の流出を抑止しております。また、本数調整伐、いわゆる間伐でございますが、これの実施により、林床植生、林の中の草とか小さい雑木あたりが発達をしてきている状況でございます。

道路等への被害軽減効果でございますが、山腹工、溪間工の実施により、下流域への土

砂流出が抑止され、道路等への被害が軽減されております。

事業により整備された施設の管理状況でございますが、設置した施設については、三重県が管理をいたしております。また、治山パトロール等により点検をいたしまして、適切に管理をいたしております。

右の方へ行っていただきまして、事業の環境面への配慮及び事業による環境の変化でございます。環境への配慮と実施後の状況でございます。溪岸浸食、溪流の横側の浸食。あるいはそれに従って出てきた不安定土砂。これらが溪流の中に堆積し、環境が悪化した所に溪間工を実施することによりまして、溪流環境を改善しております。森林が過密化し手入れが不足して過密化しまして、林の中に光が入ってこない。下草が生えていないという非常に悪化した環境の所へ本数調整伐、いわゆる間伐を実施し、林の下に植生を誘導するということによりまして、林内環境を改善しております。

景観に対する配慮と実施後の状況でございます。山腹崩壊の発生により裸地化、いわゆる崩壊面が露出している。そういった景観の悪化した所に山腹工を実施しまして緑化を促したことにより、景観を改善しております。

事業を巡る社会情勢等の変化でございます。1つ目としまして、事業実施区域。この又口地内におきまして、尾鷲市内の漁民の養殖業者の方による植樹活動が行われるようになっております。2つ目としまして、事業実施区域の大部分を占める尾鷲市有林、尾鷲市の持ち山ですが、これが国際機関であります森林管理協議会、F S Cと申しますが、これから持続可能な森林管理を行う森林であると認証をされております。

県民の意見でございます。1つ目、事業実施区域を水源地とするクチスボダムの設置者からは、ダムへの土砂の流入を防ぐため治山工事は必要であるとの意見をいただいております。2つ目に、事業実施区域の森林の大部分を所有する尾鷲市からは、良質で安定的な水資源の確保あるいは土砂災害の防止、そして市の主要産業である漁業のためにも、健全な森林を維持する治山工事は意義があると意見をいただいております。

最後に、今後の課題でございます。事業で実施した本数調整伐、いわゆる間伐ですが、そういった実施直後は光が地表に当たるといったことがあります。残った木の成長によりまして、また過密化してくる場合がございます。そういったことで、継続的にそういった森林整備を行うことによりまして、水源の涵養機能など森林の持つ多面的な機能を維持していく必要があると考えております。以上でございます。

(委員長)

ただ今の説明に加えて、次回補足だとか、資料の追加をお願いするようなことがございますでしょうか。

(委員)

県民の意見の 所ですが、後ろ側の地図を見ると、又口側の流域自体で考えると、下流域は海山の方になっていると思いますが、この辺でそちらの方の住民の方々がどういうふう考えていらっしゃるかということも含めてご提示いただければと思います。

(森林保全室長)

はい。追加で聞かせていただきます。

(委員長)

ほかにありますでしょうか。今の時点でB / Cを計るというのは、相当困難なことでしょうか。

(森林保全室長)

現時点で、投資した時代が平成5年から13年でございますが、それを遡ってといえますか。

(委員長)

そのような効果が発現しているかどうか。要するに、名前がわかりませんが防災効果とか、水源涵養効果とか。

(森林保全室)

個々のそのような水源涵養機能でありますとか、土砂の流出防備機能を積み上げた結果が、今回算出しますと1.17ということになっております。

(委員長)

では、それをわかりやすくご説明いただきたいと思います。それとこの事業をやるとにかく効果があるのかというのを確認するために、写真も適当に準備していただきたいと思います。

(森林保全室長)

わかりました。用意いたします。

(委員長)

よろしいでしょうか。はい、どうもありがとうございました。続きまして、503番かんがい排水事業中勢地区、よろしく申し上げます。

(農業基盤室長)

こちらの場所からの説明でよろしいでしょうか。農業基盤室長の油谷でございます。先ほどは櫛田地区についての評価、ありがとうございました。それでは、かんがい排水事業(503番)中勢地区についてご説明させていただきます。座って失礼いたします。

事業名はかんがい排水事業中勢地区です。事業の目的でございますが、かんがい排水事業は、農業生産の基礎となる水利条件を整備し、水利用の安定と合理化を図ることを目的としております。

全体計画の概要ですが、2枚めくっていただきまして、計画一般平面図をご覧くださいと思います。左側の所に安濃ダムというのが矢印であります。これを新たにつくりましたのと、それから太い赤線が国営事業にて整備した用水路を示しております。どちら

も国営事業で実施したものでございます。それにつながる細い線の部分が、県営事業にて整備いたしました用水路を示しております、いずれもパイプラインでございます。

戻っていただきまして、A3の方で説明をさせていただきます。国営中勢用水農業水利事業により、津市の北部に広がる平野 3,183ha の農地を受益地として、昭和 47 年度から平成 3 年度まで、安濃ダム建設とその貯留水を新たに水源とする幹線用水路が整備されました。本地区は、県営事業としてこの国営の幹線用水路から引き継ぐ支線水路部分を昭和 48 年度から平成 13 年度までの 29 年間を費やし、県営受益面積 2,711ha での安定した水利用を図るため、約 94km の用水路整備と 3 箇所の頭首工の整備を行いました。平成 13 年度に策定した計画におきましては、全体事業費は 102 億 4,400 万円、用地費を除く工事費は 92 億 7,500 万円でございます。費用便益比は、計画時から集団転作等により麦・大豆の作付面積は増加いたしました。野菜作付面積が減少したことにより、これは先ほどの櫛田地区とよく似たところもございしますが、平成 19 年度時点での費用便益比は 1.01 と減少しております。費用便益比の算定につきましては、国営事業をはじめかんがい排水事業、それから受益地内で実施したほ場整備事業、団体営土地改良総合整備事業等の事業を含めて全体で算定しております。

続きまして、事後評価の視点に移ります。事業の効果ですが、直接効果といたしましては、水利用の安定と合理化を図るという目的に対し、今回行ったアンケート調査において、「水不足が解消された」28%、「用水量が増えたが、不足するときがある」55%と、合わせて 83%の受益者の方々から用水が安定したと回答を得ました。また、「用水管理が楽になった」69%という回答からも、事業の目的は達成できたと考えています。施設の管理状況につきましては、中勢用水土地改良区管理と集落等の地元管理の明確化により、適正に管理されています。波及的及び間接的に生じた効果といたしましては、安濃川を中心とした自然環境を考える団体活動が起っております。

事業の環境面への配慮及び事業による環境の変化です。新設した頭首工には魚道を設置して、環境に配慮を行いました。安濃ダムの設置により洪水が減ったが、河川水量も少なくなり、魚などの生き物の減少や景観が悪くなったという意見もいただいております。

次に、事業を巡る社会経済情勢等の変化です。水稻の作付け品種の変化等により、田植時期が4月下旬から5月上旬に集中しています。これにより渇水時に水不足を生じています。しかし、付帯してほ場整備も実施され、用水の安定供給と省力化により、農作業の受委託が進み、集団転作も増加しています。

県民の意見でございますが、アンケート調査により、先にも申しましたが、「水不足が解消された」28%、「用水量が増えた」55%の回答がありました。また、用水管理につきましても、「楽になった」69%の回答でした。農業面への効果につきましては、「効果があった」と 90%の方にご回答いただきました。しかし、農業外において「効果があった」31%、「なかった」40%という結果でした。したがって、農業面においては、確実に効果があったと認識しています。

今後の課題でございますが、地球温暖化の影響かどうかは不明ですが、特に最近の渇水等の気象条件による水不足が発生しています。また、事業開始から 35 年を経過し、今後施設の老朽化が起ってきます。それらの対応策といたしましては、ほ場整備事業において設置した水路施設のパイプライン化を検討することや、水利用者の意識改革が必要

と考えています。一般的に用水路をパイプライン化することにより、5%の節水効果がありますが、1筆ごとに自動給水栓を設置いたしますとさらに節水効果が出てまいります。また、施設の老朽化に対しましては、今後は機能診断を行うとともに、適正な施設の予防保全を行い、長寿命化を図っていく必要があると考えています。

以上で概要説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(委員長)

ありがとうございます。ただ今のかんがい排水事業につきまして、次回に向けて何かご意見とか要望がございますでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

NPO法人「安濃川ルネッサンス」の資料を。どんな活動しているかというようなことを、あればちょっと持ってきていただくとありがたいです。

(委員長)

よろしいでしょうか。ほかに何かありますでしょうか。多分、次回には説明されると思いますが、事業概要がわかりにくいですね。地図しかないもので。それから、例えば作物生産効果というのは、この用水事業だけじゃなくて、この受益地にはほ場整備とか多分されていますよね。それを仕分けて作物生産効果とか出してあるわけですか。

(農業基盤室長)

そうですね。

(委員長)

あまり複雑になっても理解できないのですが、関連事業分とこの事業による効果とか、説明をしていただくとわかりやすいと思いますが。

(農業基盤室長)

一覧表で説明させていただきます。

(委員長)

ほかよろしいでしょうか。はい、どうもありがとうございました。続きまして、506番漁港修築事業和具漁港、説明お願いいたします。

(水産基盤室長)

私、農水商工部水産基盤室の若林でございます。506番漁港修築事業についてご説明申し上げます。座って失礼します。

漁港修築事業和具漁港につきましては、事業完了後5年を経過しました。地域の皆様方に事業に対する意見を頂戴し、事業の効果の検証と今後の課題などにつきまして検討いたしました。本日は、審査に係る事前の概要説明をさせていただきます。資料につきまして

は、概要説明書、位置図、和具漁港の計画平面図でございます。

それでは、A3の概要説明資料をご覧いただきたいと思っております。事業名は漁港修築事業和具漁港でございます。まず、事業の目的でございます。和具漁港は、志摩市の中心部で太平洋に面した位置にありまして、志摩地区の水産基地となっておりますことはもとより、県外の漁船も多く利用する漁港でございます。事業当初におきましては、基本的な施設整備は整っておりました。しかし、静穏度というのは、港の中の波の穏やかさの度合いを示す尺度でございますが、静穏度が悪く、荒天時には港内が荒れまして、台風の来襲時には漁船は避難しなければならない状況でございました。このため、防波堤の新設や改修を行い、港内の静穏度を高め、安全で使いやすい漁港を整備することによりまして、漁業事業者の労働環境を改善し、国民に安全で新鮮な水産物を安定的に供給することを目的としております。

全体計画でございます。事業期間は平成6年から平成13年までの8年間です。平成12年度の再評価におきましては、平成17年度の事業完了を予定しておりましたが、これは既設利用可能なものは部分補修に留めまして、次期事業計画に送ることとし、残工種を削減いたしまして、事業期間を短縮いたしました。全体事業費でございますが、33億6,850万円。平成12年度の再評価より、9億6,400万円の減額になっております。これは沖防波堤の詳細設計に伴う断面縮小による事業費の減額と、残工種の削減でございます。費用便益比につきましては1.473でございます。

次に、事後評価の視点でございます。事業の効果につきましては、沖防波堤の改良及び東防波堤の整備により港内の静穏度が向上し、台風時の避難日数が短縮されたのと、荒天時におきます陸揚げ作業、操作作業等の安全性が向上いたしました。また、-5.5m泊地浚渫の整備によりまして、大型船の入港が容易になったため、地元志摩市は県外誘致活動を積極的に行いました。この結果、宮崎県、高知県などの外来大型船の利用が増加いたしました。陸揚げ量が増加しております。定量化できない効果といたしましては、東防波堤の一部で自然石を利用した自然調和型マウンドで、この自然調和型と申しますのは、防波堤を補強するために、砂地の部分に石を張り詰めて整備をしておりますが、その箇所に海藻が繁茂いたしまして、アワビ、サザエ等の磯根生物が生息し始めており、周辺の資源培養効果が期待できます。

それから、事業の環境面への配慮及び事業による環境の変化でございます。環境面への配慮につきましては、先ほどの効果での説明と重複いたしますが、磯根資源の生息場を確保するため、東防波堤の一部を自然調和型マウンドで整備いたしました。事業実施後の環境の変化は、自然調査型マウンド海域では海藻が繁茂し、磯根生物が生息し、多様な生態系の形態が見られます。

次に、事業を巡る社会経済情勢の変化でございます。計画時と現在の社会状況の変化としては、地区人口、組合員数、漁業経営体とも減少傾向にあります。海上従事者数は外来船の利用が向上したため横ばいで推移しております。また、平均魚価につきましては低下しており、陸揚げの金額につきましては減少傾向が続いておりますが、1経営体当たりでは平成13年度以降横ばいという状況でございます。

次に、県民の意見でございます。事前に実施しました地域住民へのアンケートの結果では、漁業者の39%が「台風等の避難が減少した」。それから、71%が「漁港が整備さ

れまして、少々荒れた日でも安心して利用できるようになりました」という回答がありました。また、県外からの外来船の方々の意見としても非常に好評でございました。

次に、今後の課題でございます。事業実施による課題は、9月の台風時の波高観測結果から、港外激波時にも港内の波高が35cm以下で静穏度が確保されておりますが、強風のため安心して係留できないという意見がありました。もう1つは、漁業者の高齢化が進行しておりまして、65歳以上の割合が4割を超えている状況になっております。

課題への対応方針としましては、今後強風対策として、防風策設置等を検討し、台風でも避難しなくてよい安全で安心な漁港整備を進めていきたいと考えております。漁業就労者の減少、高齢化に伴う担い手対策につきましては、地域外、漁業外からも含めて新規就労者を促進し、将来の漁業生産を担う若い人材を確保し、この地域への定着化を図りたいというふうに考えております。以上で概要説明を終わります。

(委員長)

ありがとうございます。ただ今の漁港修築事業につきまして、次回に向けて何かご意見、要望ありますでしょうか。これも当然次回は事業概要が説明されると思いますけど、漁港事業と違って修築事業って何なのかとか、基本的な概念を少しご紹介ください。ほかに何かありますでしょうか。はい。では、どうもありがとうございました。

一応これで予定は終わりましたが、議事次第8番目のその他ですが、事務局、何かありますでしょうか。

(事業評価グループ副室長)

事務局より次回の日程につきましてご連絡をいたします。

(公共事業運営室)

今回は、12月21日金曜日、ここ建設技術センター鳥居支所で午前10時から開催する予定でございますので、お忙しいときは存じますが、ご出席いただきますようよろしくお願いいたします。なお、審議案件は先ほど説明しました3事業と、第3回委員会で再審議となっております下水道事業5事業で、合わせて8事業について審議をいただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

(委員長)

それでは、本日はこれで議事を終了いたします。ありがとうございました。

(事業評価グループ副室長)

どうもありがとうございました。